

議案第136号

平成29年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸

付事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

平成29年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額 508,169,000円

歳入決算額 500,945,275円

歳 出

歳出予算額 508,169,000円

歳出決算額 408,555,001円

平成29年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

入 歳

款	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 済 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 繰 入 金		18,403,000	16,497,543	16,497,543		0	△1,905,457
	1 繰 入 金	18,403,000	16,497,543	16,497,543		0	△1,905,457
2 繰 越 金		248,522,000	248,521,113	248,521,113		0	△887
	1 繰 越 金	248,522,000	248,521,113	248,521,113		0	△887
3 諸 収 入		241,244,000	1,081,810,839	235,926,619	13,406,558	832,477,662	△5,317,381
	1 貸 付 金 元 利 収 入	239,825,000	1,080,493,975	234,609,755	13,406,558	832,477,662	△5,215,245
	2 雑 入	1,419,000	1,316,864	1,316,864		0	△102,136
歳 入 合 計		508,169,000	1,346,829,495	500,945,275	13,406,558	832,477,662	△7,223,725

出 歳

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		283,140,000	183,526,866		99,613,134	99,613,134
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	283,140,000	183,526,866		99,613,134	99,613,134
2 公 債 費		150,019,000	150,018,757		243	243
	1 公 債 費	150,019,000	150,018,757		243	243
3 諸 支 出 金		75,010,000	75,009,378		622	622
	1 繰 出 金	75,010,000	75,009,378		622	622
歳 出 合 計		508,169,000	408,555,001		99,613,999	99,613,999

歳入歳出差引残額

92,390,274 円

議案第137号

平成29年度川崎市後期高齢者医療事業特別

会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

平成29年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額	15,145,621,000円
歳入決算額	15,177,425,371円

歳 出

歳出予算額	15,145,621,000円
歳出決算額	14,442,717,113円

平成29年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

入		後期高齢者医療事業特別会計					
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	後期高齢者医療保険料	12,480,653,000	12,677,699,469	12,564,520,978	42,359,827	70,818,664	83,867,978
	1 後期高齢者医療保険料	12,480,653,000	12,677,699,469	12,564,520,978	42,359,827	70,818,664	83,867,978
2	繰入金	1,898,784,000	1,851,582,545	1,851,582,545		0	△47,201,455
	1 一般会計繰入金	1,898,784,000	1,851,582,545	1,851,582,545		0	△47,201,455
3	繰越金	725,889,000	725,889,727	725,889,727		0	727
	1 繰越金	725,889,000	725,889,727	725,889,727		0	727
4	諸収入	40,295,000	35,432,121	35,432,121		0	△4,862,879
	1 延滞金・加算金及び過料	1,799,000	3,785,660	3,785,660		0	1,986,660
	2 償還金及び選付加算金	36,466,000	29,660,630	29,660,630		0	△6,805,370
	3 雑収入	2,030,000	1,985,831	1,985,831		0	△44,169
歳入合計		15,145,621,000	15,290,603,862	15,177,425,371	42,359,827	70,818,664	31,804,371

出		後期高齢者医療事業特別会計				
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	121,945,000	100,782,629		21,162,371	21,162,371
	1 総務管理費	52,561,000	50,909,980		1,651,020	1,651,020
	2 徴収費	69,384,000	49,872,649		19,511,351	19,511,351
2	後期高齢者医療広域連合納付金	14,959,424,000	14,312,590,694		646,833,306	646,833,306
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	14,959,424,000	14,312,590,694		646,833,306	646,833,306
3	支出金	54,252,000	29,343,790		24,908,210	24,908,210
	1 償還金及び選付加算金	54,252,000	29,343,790		24,908,210	24,908,210
4	準備費	10,000,000			10,000,000	10,000,000
	1 予備費	10,000,000			10,000,000	10,000,000
歳出合計		15,145,621,000	14,442,717,113		702,903,887	702,903,887

歳入歳出差引残額

734,708,258 円

議案第138号

平成29年度川崎市公害健康被害補償事業特

別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成29年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額	240,295,000円
歳入決算額	236,946,548円

歳 出

歳出予算額	240,295,000円
歳出決算額	85,327,423円

平成29年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 分担金及び負担金		36,940,000	36,940,000	36,940,000		0	0
	1 負担金	36,940,000	36,940,000	36,940,000		0	0
2 財産収入		3,164,000	2,433,341	2,433,341		0	△730,659
	1 財産運用収入	3,164,000	2,433,341	2,433,341		0	△730,659
3 繰入金		51,418,000	48,799,457	48,799,457		0	△2,618,543
	1 基金繰入金	38,530,000	36,554,245	36,554,245		0	△1,975,755
4 繰越金	2 一般会計繰入金	12,888,000	12,245,212	12,245,212		0	△642,788
	1 繰越金	148,773,000	148,773,750	148,773,750		0	750
歳入合計		240,295,000	236,946,548	236,946,548		0	△3,348,452

公害健康被害補償事業特別会計

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 公害健康被害補償事業費		240,295,000	85,327,423		154,967,577	154,967,577
	1 公害健康被害補償事業費	240,295,000	85,327,423		154,967,577	154,967,577
歳出合計		240,295,000	85,327,423		154,967,577	154,967,577

公害健康被害補償事業特別会計

歳入歳出差引残額

151,619,125 円

議案第139号

平成29年度川崎市介護保険事業特別会計歳

入歳出決算認定について

平成29年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
について、地方自治法第233条第3項の規定により、別
紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

平成29年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額 88,428,140,000円

歳入決算額 86,933,263,256円

歳 出

歳出予算額 88,428,140,000円

歳出決算額 86,457,976,108円

平成29年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

介護保険事業特別会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 介護保険料		20,049,672,000	20,932,530,200	20,165,155,605	333,578,804	433,795,791	115,483,605
	1 保険料	20,049,672,000	20,932,530,200	20,165,155,605	333,578,804	433,795,791	115,483,605
2 使用料及び手数料		8,899,000	11,255,000	11,205,000		50,000	2,306,000
	1 手数料	8,899,000	11,255,000	11,205,000		50,000	2,306,000
3 国庫支出金		18,036,598,000	18,051,166,026	18,051,166,026		0	14,568,026
	1 国庫負担金	14,657,169,000	14,469,333,506	14,469,333,506		0	△187,835,494
	2 国庫補助金	3,379,429,000	3,581,832,520	3,581,832,520		0	202,403,520
4 県支出金		12,084,273,000	11,674,596,454	11,674,596,454		0	△409,676,546
	1 県負担金	11,453,127,000	11,081,337,819	11,081,337,819		0	△371,789,181
	2 県補助金	631,144,000	593,258,635	593,258,635		0	△37,885,365
	3 財政安定化基金支出金	2,000					△2,000
5 財産収入		48,144,000	30,563,935	30,563,935		0	△17,580,065
	1 財産運用収入	48,144,000	30,563,935	30,563,935		0	△17,580,065
6 支払基金交付金		23,095,747,000	22,646,664,127	22,646,664,127		0	△449,082,873
	1 支払基金交付金	23,095,747,000	22,646,664,127	22,646,664,127		0	△449,082,873
7 寄附金		1,000					△1,000
	1 寄附金	1,000					△1,000
8 繰入金		13,278,873,000	12,500,386,974	12,500,386,974		0	△778,486,026
	1 一般会計繰入金	12,951,079,000	12,500,386,974	12,500,386,974		0	△450,692,026
	2 基金繰入金	327,794,000					△327,794,000
9 繰越金		1,751,308,000	1,751,308,420	1,751,308,420		0	420
	1 繰越金	1,751,308,000	1,751,308,420	1,751,308,420		0	420
10 諸収入		74,625,000	120,499,106	102,216,715	2,855,824	15,426,567	27,591,715
	1 延滞金・加算金及び過料	2,000	13,365,160	611,900	2,839,610	9,913,650	609,900
	2 雑収入	74,623,000	107,133,946	101,604,815	16,214	5,512,917	26,981,815
歳入合計		88,428,140,000	87,718,970,242	86,933,263,256	336,434,628	449,272,358	△1,494,876,744

歳		出				介護保険事業特別会計	
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較	
1 総	費	2,576,276,000	2,372,169,143	25,753,518	178,353,339	204,106,857	
	1 総務管理費	2,576,276,000	2,372,169,143	25,753,518	178,353,339	204,106,857	
2 保険給付費	1 保険給付費	80,433,459,000	79,353,610,330		1,079,848,670	1,079,848,670	
3 財政安定化基金拠出金	1 財政安定化基金拠出金	1,000			1,000	1,000	
4 地域支援事業費	1 地域支援事業費	4,147,663,000	3,560,492,465		587,170,535	587,170,535	
5 諸支出金	1 国保連合会費	100,910,000	70,415,455		30,494,545	30,494,545	
	2 選付金	49,537,000	18,576,440		30,960,560	30,960,560	
	3 延滞金	1,000			1,000	1,000	
6 基金積立金	1 基金積立金	1,100,293,000	1,082,712,275		17,580,725	17,580,725	
7 予備費	1 予備費	20,000,000			20,000,000	20,000,000	
	歳出合計	88,428,140,000	86,457,976,108	25,753,518	1,944,410,374	1,970,163,892	

歳入歳出差引残額

475,287,148 円

議案第140号

平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額 2,418,818,000円

歳入決算額 2,155,932,616円

歳 出

歳出予算額 2,418,818,000円

歳出決算額 1,837,141,516円

平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

款	項	歳					入		予算現額と収入 済額との比較
		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	港灣整備事業特別会計		
1 使用料及び手数料		821,903,000	806,866,728	806,866,728		0	△15,036,272		
	1 使用料	821,900,000	806,863,728	806,863,728		0	△15,036,272		
2 国庫支出金		3,000	3,000	3,000		0	0		
	2 手数料	3,000	3,000	3,000		0	0		
3 県支出金		11,412,000	6,443,000	6,443,000		0	△4,969,000		
	1 国庫補助金	11,412,000	6,443,000	6,443,000		0	△4,969,000		
4 財産収入		546,000	546,000	546,000		0	0		
	1 委託金	546,000	546,000	546,000		0	0		
5 繰入金		1,115,443,000	1,095,185,968	1,095,185,968		0	△20,257,032		
	1 財産運用収入	1,115,442,000	1,095,185,968	1,095,185,968		0	△20,256,032		
6 繰越金		1,000					△1,000		
	2 財産売却収入	1,000					△1,000		
7 諸収入		255,128,000	12,362,332	12,362,332		0	△242,765,668		
	1 基金繰入金	255,128,000	12,362,332	12,362,332		0	△242,765,668		
8 市債		58,760,000	58,759,437	58,759,437		0	△563		
	1 繰越金	58,760,000	58,759,437	58,759,437		0	△563		
歳入合計		100,626,000	121,769,151	121,769,151		0	21,143,151		
	1 延滞金及び加算金	1,000					△1,000		
歳入合計		2,418,818,000	2,155,932,616	2,155,932,616		0	△262,885,384		
	2 貸付金元利収入	29,600,000	29,599,999	29,599,999		0	△1		
歳入合計		71,025,000	92,169,152	92,169,152		0	21,144,152		
	3 雑収入	71,025,000	92,169,152	92,169,152		0	21,144,152		
歳入合計		55,000,000	54,000,000	54,000,000		0	△1,000,000		
	1 市債	55,000,000	54,000,000	54,000,000		0	△1,000,000		
歳入合計		2,418,818,000	2,155,932,616	2,155,932,616		0	△262,885,384		

歳 出

港湾整備事業特別会計

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
		円	円	円	円	円
1 港 湾 整 備 事 業 費		1,682,470,000	1,219,250,495	307,871,000	155,348,505	463,219,505
	1 運 営 費	408,527,000	326,632,207		81,894,793	81,894,793
2 諸 支 出 金		1,273,943,000	892,618,288	307,871,000	73,453,712	381,324,712
	1 積 立 金	706,070,000	604,384,367		101,685,633	101,685,633
3 公 債 費		102,429,000	59,982,767		42,446,233	42,446,233
	2 繰 出 金	603,641,000	544,401,600		59,239,400	59,239,400
4 予 備 費		29,278,000	13,506,654		15,771,346	15,771,346
	1 公 債 費	29,278,000	13,506,654		15,771,346	15,771,346
歳 出 合 計		1,000,000			1,000,000	1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000			1,000,000	1,000,000
歳入歳出差引残額		2,418,818,000	1,837,141,516	307,871,000	273,805,484	581,676,484

歳入歳出差引残額

318,791,100 円

議案第141号

平成29年度川崎市勤労者福祉共済事業特別

会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

平成29年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額	106,598,000円
歳入決算額	98,077,104円

歳 出

歳出予算額	106,598,000円
歳出決算額	98,077,104円

平成29年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 掛 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 共 済 掛 金 収 入		71,928,000	72,063,500	71,751,000	45,500	267,000	△177,000
	1 共 済 掛 金 収 入	71,928,000	72,063,500	71,751,000	45,500	267,000	△177,000
2 財 産 収 入		1,178,000	743,106	743,106		0	△434,894
	1 財 産 運 用 収 入	1,178,000	743,106	743,106		0	△434,894
3 繰 入 金		26,283,000	18,551,750	18,551,750		0	△7,731,250
	1 基 金 繰 入 金	6,031,000					△6,031,000
4 繰 越 金		20,252,000	18,551,750	18,551,750		0	△1,700,250
	2 一 般 会 計 繰 越 金	100,000					△100,000
5 諸 収 入		7,109,000	7,031,248	7,031,248		0	△77,752
	1 貸 付 金 元 利 収 入	5,000,000	5,000,000	5,000,000		0	0
歳 入 合 計		2,109,000	2,031,248	2,031,248		0	△77,752
	歳 入 合 計	106,598,000	98,389,604	98,077,104	45,500	267,000	△8,520,896

勤労者福祉共済事業特別会計

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費		105,598,000	98,077,104		7,520,896	7,520,896
	1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費	105,598,000	98,077,104		7,520,896	7,520,896
2 予 備 費		1,000,000			1,000,000	1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000			1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計	歳 出 合 計	106,598,000	98,077,104		8,520,896	8,520,896

勤労者福祉共済事業特別会計

歳入歳出差引残額

0 円

議案第142号

平成29年度川崎市墓地整備事業特別会計歳

入歳出決算認定について

平成29年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算
について、地方自治法第233条第3項の規定により、別
紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

平成29年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額 376,737,000円

歳入決算額 511,939,112円

歳 出

歳出予算額 376,737,000円

歳出決算額 146,705,114円

平成29年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 使用料及手数料		269,462,000	274,092,000	274,092,000		0	4,630,000
	1 使用料	269,462,000	274,092,000	274,092,000		0	4,630,000
2 繰越金		107,274,000	237,847,112	237,847,112		0	130,573,112
	1 繰越金	107,274,000	237,847,112	237,847,112		0	130,573,112
3 諸収入		1,000					△1,000
	1 雑収入	1,000					△1,000
歳入合計		376,737,000	511,939,112	511,939,112		0	135,202,112

墓地整備事業特別会計

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 墓地整備事業費		316,112,000	135,014,956		181,097,044	181,097,044
	1 墓地整備事業費	316,112,000	135,014,956		181,097,044	181,097,044
2 公債費		11,692,000	11,690,158		1,842	1,842
	1 公債費	11,692,000	11,690,158		1,842	1,842
3 予備費		48,933,000			48,933,000	48,933,000
	1 予備費	48,933,000			48,933,000	48,933,000
歳出合計		376,737,000	146,705,114		230,031,886	230,031,886

墓地整備事業特別会計

歳入歳出差引残額

365,233,998 円

議案第143号

平成29年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

平成29年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額 528,298,000円

歳入決算額 593,789,666円

歳 出

歳出予算額 528,298,000円

歳出決算額 400,956,415円

平成29年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 繰越金		169,275,000	234,343,524	234,343,524		0	65,068,524
	1 繰越金	169,275,000	234,343,524	234,343,524		0	65,068,524
2 諸収入		359,023,000	359,446,142	359,446,142		0	423,142
	1 雑収入	359,023,000	359,446,142	359,446,142		0	423,142
歳入合計		528,298,000	593,789,666	593,789,666		0	65,491,666

生田緑地ゴルフ場事業特別会計

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 ゴルフ場事業費		116,623,000	96,439,389		20,183,611	20,183,611
	1 ゴルフ場事業費	116,623,000	96,439,389		20,183,611	20,183,611
2 公債費		29,586,000	29,585,026		974	974
	1 公債費	29,586,000	29,585,026		974	974
3 諸支出金		278,517,000	274,932,000		3,585,000	3,585,000
	1 繰出金	278,517,000	274,932,000		3,585,000	3,585,000
4 予備費		103,572,000			103,572,000	103,572,000
	1 予備費	103,572,000			103,572,000	103,572,000
歳出合計		528,298,000	400,956,415		127,341,585	127,341,585

生田緑地ゴルフ場事業特別会計

歳入歳出差引残額

192,833,251 円

議案第144号

平成29年度川崎市公共用地先行取得等事業

特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成29年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額	3,854,039,000円
歳入決算額	387,643,868円

歳 出

歳出予算額	3,854,039,000円
歳出決算額	387,643,868円

平成29年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算書

		入				公共用地先行取得等事業特別会計	
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1 使用料及び手数料		1,000					△1,000
	1 手数料	1,000					△1,000
2 財産収入		1,238,252,000	7,782,981	7,186,551		596,430	△1,231,065,449
	1 財産運用収入	13,147,000	7,782,981	7,186,551		596,430	△5,960,449
	2 財産売却収入	1,225,105,000					△1,225,105,000
3 繰入金		515,155,000	379,656,240	379,656,240		0	△135,498,760
	1 基金繰入金	174,726,000	174,725,860	174,725,860		0	△140
	2 他会計繰入金	340,429,000	204,930,380	204,930,380		0	△135,498,620
4 繰越金		1,000					△1,000
	1 繰越金	1,000					△1,000
5 諸収入		630,000	947,492,052	801,077		946,690,975	171,077
	1 雑収入	630,000	947,492,052	801,077		946,690,975	171,077
6 市債		2,100,000,000					△2,100,000,000
	1 市債	2,100,000,000					△2,100,000,000
歳入合計		3,854,039,000	1,334,931,273	387,643,868		947,287,405	△3,466,395,132

		出				公共用地先行取得等事業特別会計	
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較	
		円	円	円	円	円	
1 公共用地先行取得等事業費		3,415,445,000	211,704,152		3,203,740,848	3,203,740,848	
	1 公共用地先行取得等事業費	3,415,445,000	211,704,152		3,203,740,848	3,203,740,848	
2 公債費		28,763,000			28,763,000	28,763,000	
	1 公債費	28,763,000			28,763,000	28,763,000	
3 諸支出金		399,831,000	175,939,716		223,891,284	223,891,284	
	1 繰出金	399,831,000	175,939,716		223,891,284	223,891,284	
4 予備費		10,000,000			10,000,000	10,000,000	
	1 予備費	10,000,000			10,000,000	10,000,000	
歳出合計		3,854,039,000	387,643,868		3,466,395,132	3,466,395,132	

歳入歳出差引残額

0 円

議案第145号

平成29年度川崎市公債管理特別会計歳入歳
出決算認定について

平成29年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算につ
いて、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監
査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

平成29年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算

歳 入

歳入予算額 215,699,923,000円

歳入決算額 212,252,727,411円

歳 出

歳出予算額 215,699,923,000円

歳出決算額 212,252,727,411円

平成29年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算書

歳 入

		公債管理特別会計					
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 財産収入		2,380,757,000	1,554,167,310	1,554,167,310		0	△826,589,690
	1 財産運用収入	2,380,757,000	1,554,167,310	1,554,167,310		0	△826,589,690
2 繰入金		178,306,165,000	175,685,560,101	175,685,560,101		0	△2,620,604,899
	1 基金繰入金	30,456,655,000	29,424,681,084	29,424,681,084		0	△1,031,973,916
	2 他会計繰入金	147,849,510,000	146,260,879,017	146,260,879,017		0	△1,588,630,983
3 繰越金		1,000					△1,000
	1 繰越金	1,000					△1,000
4 市債		35,013,000,000	35,013,000,000	35,013,000,000		0	0
	1 借換債	35,013,000,000	35,013,000,000	35,013,000,000		0	0
歳入合計		215,699,923,000	212,252,727,411	212,252,727,411		0	△3,447,195,589

歳 出

		公債管理特別会計				
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 公債費		205,767,770,000	203,354,548,327		2,413,221,673	2,413,221,673
	1 公債費	205,767,770,000	203,354,548,327		2,413,221,673	2,413,221,673
2 諸支出金		9,930,153,000	8,898,179,084		1,031,973,916	1,031,973,916
	1 繰出金	9,930,153,000	8,898,179,084		1,031,973,916	1,031,973,916
3 予備費		2,000,000			2,000,000	2,000,000
	1 予備費	2,000,000			2,000,000	2,000,000
歳出合計		215,699,923,000	212,252,727,411		3,447,195,589	3,447,195,589

歳入歳出差引残額

0 円

議案第146号

平成29年度川崎市病院事業会計決算認定に
ついて

平成29年度川崎市病院事業会計決算について、地方公
営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意
見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

平成29年度川崎市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				予 算 額 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計		
第1款 病院事業収益	円 33,733,616,000	円 —	円 —	円 33,733,616,000	円 984,522,288 △	
第1項 医業収益	27,069,994,000	—	—	27,069,994,000	△ 494,036,440	※1
第2項 医業外収益	5,993,129,000	—	—	5,993,129,000	△ 517,043,958	※2
第3項 特別利益	670,493,000	—	—	670,493,000	26,558,110	※3

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 111,348,443円 ※2 うち仮受消費税 及び地方消費税 17,040,463円 ※3 うち仮受消費税及び地方消費税 260,603円

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に 係 る 繰 越 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に 係 る 支 出 額	小 計				
第1款 病院事業費用	円 34,112,848,000	円 —	円 —	円 —	円 34,112,848,000	円 32,742,903,958	円 —	円 1,369,944,042	
第1項 医業費用	32,876,430,000	—	—	—	32,876,430,000	31,481,254,601	—	1,395,175,399	※1
第2項 医業外費用	1,070,615,000	—	—	—	1,070,615,000	1,015,676,897	—	54,938,103	※2
第3項 特別損失	155,803,000	—	—	—	155,803,000	245,972,460	—	△ 90,169,460	※3
第4項 予備費	10,000,000	—	—	—	10,000,000	0	—	10,000,000	
合 計					107,069,876,000	101,474,553,306	—	1,414,077,545	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 609,555,789円 ※2 うち仮払消費税及び地方消費税 114,348円 ※3 うち仮払消費税及び地方消費税 2,825,618円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				予 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 △ 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	継 続 費 通 次 練 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額			
第1款 病院事業資本的収入	円 3,473,612,000	—	円 3,473,612,000	円 —	円 3,473,612,000	円 261,649,000 △	企業債収入減額内訳 不用額 172,000,000 円
第1項 企業債	1,497,000,000	—	1,497,000,000	—	1,497,000,000	△	
第2項 固定資産売却代金	2,000	—	2,000	—	2,000	△ 2,000	
第3項 補助金	2,000	—	2,000	—	2,000	△ 1,888,000	
第4項 負担金	1,976,608,000	—	1,976,608,000	—	1,976,608,000	△ 91,535,000	

支 出

区 分	予 算 額				決 算 額	翌 年 度 練 越 額			備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計		地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 練 越 額	継 続 費 通 次 練 越 額	費 次 額	
第1款 病院事業資本的支出	円 5,390,515,000	—	円 5,390,515,000	円 7,095,600	円 5,073,716,038	円 —	円 —	円 —	円 356,784,102
第1項 建設改良費	1,865,592,000	—	1,865,592,000	7,095,600	1,548,794,645	—	—	—	356,782,495 ※1
第2項 企業債還金	3,524,923,000	—	3,524,923,000	—	3,524,921,393	—	—	—	1,607

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 112,456,638円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,861,753,038円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,106,027円及び過年度分損益勘定留保資金 1,854,647,011円で補てんした。

平成29年度川崎市病院事業損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

	(単位 円)	(内 訳)		
		川崎病院	井田病院	多摩病院
1 医業収益				
(1) 入院収益	16,799,725,401	(17,571,937,522)	(7,932,820,964)	(959,850,631)
(2) 外来収益	6,845,151,216	11,833,786,980	4,965,938,421	—
(3) その他医業収益	2,819,732,500	4,418,823,434	2,426,327,782	—
	26,464,609,117	1,319,327,108	540,554,761	959,850,631
2 医業費用				
(1) 給与	14,724,606,517	(18,874,636,930)	(10,238,301,204)	(1,501,774,936)
(2) 材料	5,694,120,605	9,542,237,425	5,155,942,115	26,426,977
(3) 経費	7,025,434,876	3,925,247,253	1,768,873,352	—
(4) 減価償却費	2,971,457,023	4,201,726,424	2,142,943,696	680,764,756
(5) 資産減耗費	125,696,792	1,120,106,301	1,090,232,703	761,118,019
(6) 研究研修費	73,397,257	32,762,079	59,469,529	33,465,184
	30,614,713,070	52,557,448	20,839,809	—
医業損失	4,150,103,953	1,302,699,408	2,305,480,240	541,924,305
3 医業外収益				
(1) 受取利息配当金	31,739	(2,773,210,747)	(1,685,665,211)	(1,000,168,831)
(2) 補助金	47,393,000	21,104	10,635	—
(3) 負担金交付金	3,657,058,040	34,394,000	11,859,000	1,140,000
(4) 患者外給食収益	108,214	1,943,864,790	1,221,366,250	491,827,000
(5) 長期前受金戻入	1,090,722,233	0	108,214	—
(6) 資本費繰入収益	362,699,000	357,706,124	227,166,336	505,849,773
(7) その他医業外収益	301,032,563	219,242,000	143,457,000	—
	5,459,044,789	217,982,729	81,697,776	1,352,058

平成29年度川崎市病院事業剰余金計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

	資 本 金		剰 余 金				欠 損 金		資 本 合 計
	資 本	金	資 本 剰 余 金		欠 損 金		欠 損 金 合 計		
			補助金	負担金	資本剰余金合計	未処理欠損金			
前年度末残高	15,825,753,152		24,148,367	1,235,111,000	1,292,167,852	△ 26,836,532,561	△ 26,836,532,561	△ 9,718,611,557	
川崎病院	8,750,046,575		22,896,813	12,456,000	65,444,763	△ 6,411,735,193	△ 6,411,735,193	2,403,756,145	
井田病院	6,870,861,577		1,251,554	5,334,000	8,802,089	△ 16,848,378,513	△ 16,848,378,513	△ 9,968,714,847	
多摩病院	204,845,000		0	1,217,321,000	1,217,921,000	△ 3,576,418,855	△ 3,576,418,855	△ 2,153,652,855	
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	
川崎病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
井田病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
多摩病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
処分後残高	15,825,753,152		24,148,367	1,235,111,000	1,292,167,852	△ 26,836,532,561	△ 26,836,532,561	△ 9,718,611,557	
川崎病院	8,750,046,575		22,896,813	12,456,000	65,444,763	△ 6,411,735,193	△ 6,411,735,193	2,403,756,145	
井田病院	6,870,861,577		1,251,554	5,334,000	8,802,089	△ 16,848,378,513	△ 16,848,378,513	△ 9,968,714,847	
多摩病院	204,845,000		0	1,217,321,000	1,217,921,000	△ 3,576,418,855	△ 3,576,418,855	△ 2,153,652,855	
当年度変動額	0	0	0	161,555,000	161,555,000	△ 18,251,507	△ 18,251,507	143,303,493	
川崎病院	0	0	0	6,427,000	6,427,000	1,050,355,949	1,050,355,949	1,056,782,949	
井田病院	0	0	0	2,752,000	2,752,000	△ 1,186,254,188	△ 1,186,254,188	△ 1,183,502,188	
多摩病院	0	0	0	152,376,000	152,376,000	117,646,732	117,646,732	270,022,732	
他会計負担金の受入	0	0	0	161,555,000	161,555,000	0	0	161,555,000	
川崎病院	0	0	0	6,427,000	6,427,000	0	0	6,427,000	
井田病院	0	0	0	2,752,000	2,752,000	0	0	2,752,000	
多摩病院	0	0	0	152,376,000	152,376,000	0	0	152,376,000	
当年度純損失	0	0	0	0	0	△ 18,251,507	△ 18,251,507	△ 18,251,507	
川崎病院	0	0	0	0	0	1,050,355,949	1,050,355,949	1,050,355,949	
井田病院	0	0	0	0	0	△ 1,186,254,188	△ 1,186,254,188	△ 1,186,254,188	
多摩病院	0	0	0	0	0	117,646,732	117,646,732	117,646,732	
						(当年度未処理欠損金)			
当年度末残高	15,825,753,152		24,148,367	1,396,666,000	1,453,722,852	△ 26,854,784,068	△ 26,854,784,068	△ 9,575,308,064	
川崎病院	8,750,046,575		22,896,813	18,883,000	71,871,763	△ 5,361,379,244	△ 5,361,379,244	3,460,539,094	
井田病院	6,870,861,577		1,251,554	8,086,000	11,554,089	△ 18,034,632,701	△ 18,034,632,701	△ 11,152,217,035	
多摩病院	204,845,000		0	1,369,697,000	1,370,297,000	△ 3,458,772,123	△ 3,458,772,123	△ 1,883,630,123	

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

平成29年度川崎市病院事業欠損金処理計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未 処 理 欠 損 金
当 年 度 末 残 高	15,825,753,152	1,453,722,852	△ 26,854,784,068
川 崎 病 院	8,750,046,575	71,871,763	△ 5,361,379,244
井 田 病 院	6,870,861,577	11,554,089	△ 18,034,632,701
多 摩 病 院	204,845,000	1,370,297,000	△ 3,458,772,123
議会の議決による処分額	0	0	0
川 崎 病 院	0	0	0
井 田 病 院	0	0	0
多 摩 病 院	0	0	0
処 分 後 残 高	15,825,753,152	1,453,722,852	(繰越欠損金) △ 26,854,784,068
川 崎 病 院	8,750,046,575	71,871,763	△ 5,361,379,244
井 田 病 院	6,870,861,577	11,554,089	△ 18,034,632,701
多 摩 病 院	204,845,000	1,370,297,000	△ 3,458,772,123

(注) この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものである。

平成29年度川崎市病院事業貸借対照表

(平成30年3月31日)

1 固定資産	(内 訳)				
	資産の部	(単位 円)	川崎病院	井田病院	多摩病院
(1) 有形固定資産					
ア 土地	6,711,007,148		426,223,995	426,353,437	5,858,429,716
イ 建物	75,103,701,523		37,245,109,485	17,564,613,229	20,293,978,809
ウ 減価償却累計額	<u>△ 37,255,227,724</u>		<u>△ 23,698,112,363</u>	<u>△ 3,989,466,677</u>	<u>△ 9,567,648,684</u>
エ 構築物	1,817,144,061		915,742,381	693,356,781	208,044,899
エ 器械備品	<u>△ 1,242,942,455</u>		<u>△ 867,476,138</u>	<u>△ 221,485,765</u>	<u>△ 153,980,552</u>
エ 減価償却累計額	<u>△ 13,881,844,251</u>		<u>△ 6,835,468,647</u>	<u>△ 4,144,854,154</u>	<u>△ 2,901,521,450</u>
オ 車両	24,286,546		9,029,164	13,417,711	1,839,671
カ 減価償却累計額	<u>△ 16,900,141</u>		<u>△ 6,142,372</u>	<u>△ 9,010,082</u>	<u>△ 1,747,687</u>
カ リース資産	166,491,942		153,833,994	12,657,948	—
キ 減価償却累計額	<u>△ 39,296,816</u>		<u>△ 30,178,826</u>	<u>△ 9,117,990</u>	—
キ その他有形固定資産	56,802,038		53,951,629	2,850,409	—
ク 減価償却累計額	<u>△ 26,646,219</u>		<u>△ 23,938,329</u>	<u>△ 2,707,890</u>	—
ク 建設仮勘定	<u>41,977,720</u>		<u>3,240,000</u>	<u>38,737,720</u>	—
有形固定資産合計	49,020,443,054		16,582,996,703	15,636,751,023	16,800,695,328
(2) 無形固定資産					
ア 電話加入権	60,600		—	60,600	—
イ 施設利用権	<u>3,966,154</u>		—	<u>2,981,548</u>	<u>984,606</u>
無形固定資産合計	<u>4,026,754</u>		—	<u>3,042,148</u>	<u>984,606</u>
固定資産合計	49,024,469,808		16,582,996,703	15,639,793,171	16,801,679,934

	(内 訳)			
	(単位 円)	川 崎 病 院	井 田 病 院	多 摩 病 院
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金	2,334,781,796	2,329,370,332	5,411,464	—
(2) 未 収 金	4,178,149,232	2,920,938,100	1,251,289,085	5,922,047
貸 倒 引 当 金	<u>△ 101,368,583</u>	<u>△ 68,843,892</u>	<u>△ 29,817,647</u>	<u>△ 2,707,044</u>
(3) 貯 蔵 品	<u>130,799,220</u>	<u>76,593,521</u>	<u>54,205,699</u>	<u>—</u>
流 動 資 産 合 計	<u>6,542,361,665</u>	<u>5,258,058,061</u>	<u>1,281,088,601</u>	<u>3,215,003</u>
資 産 合 計	<u>55,566,831,473</u>	<u>21,841,054,764</u>	<u>16,920,881,772</u>	<u>16,804,894,937</u>
3 固 定 負 債				
負 債 の 部				
(1) 企 業 債				
了 建設改良費等の 財源に充てる ための企業債	<u>49,718,426,706</u>	<u>17,324,235,635</u>	<u>15,830,362,363</u>	<u>16,563,828,708</u>
企 業 債 合 計	49,718,426,706	17,324,235,635	15,830,362,363	16,563,828,708
(2) リ ー ス 債 務	99,277,626	96,047,220	3,230,406	—
(3) 引 当 金				
了 退職給付引当金	<u>5,657,241,940</u>	<u>3,502,515,461</u>	<u>2,139,003,009</u>	<u>15,723,470</u>
引 当 金 合 計	<u>5,657,241,940</u>	<u>3,502,515,461</u>	<u>2,139,003,009</u>	<u>15,723,470</u>
固 定 負 債 合 計	55,474,946,272	20,922,798,316	17,972,595,778	16,579,552,178
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
了 建設改良費等の 財源に充てる ための企業債	<u>3,632,747,371</u>	<u>2,008,620,756</u>	<u>676,022,834</u>	<u>948,103,781</u>
企 業 債 合 計	3,632,747,371	2,008,620,756	676,022,834	948,103,781
(2) リ ー ス 債 務	18,114,848	15,665,881	2,448,967	—
(3) 未 払 金	3,406,027,506	2,167,334,061	1,232,071,033	6,622,412

	(単位 円)	(内 訳)	井田病院	多摩病院
(4) 未払費用	283,474,576	川崎病院	93,532,624	17,295,305
(5) 引当金				
ア 貸与引当金	<u>819,251,232</u>	<u>518,465,349</u>	<u>298,962,385</u>	<u>1,823,498</u>
イ 引当金合計	819,251,232	518,465,349	298,962,385	1,823,498
(6) その他流動負債	<u>153,882,456</u>	<u>102,806,843</u>	<u>51,075,613</u>	<u>0</u>
流動負債合計	8,313,497,989	4,985,539,537	2,354,113,456	973,844,996
5 繰延収益				
長期前受金	11,360,690,284	4,553,892,418	672,143,089	6,134,654,777
収益化累計額	<u>△ 10,006,995,008</u>	<u>△ 4,017,859,240</u>	<u>△ 465,956,628</u>	<u>△ 5,523,179,140</u>
繰延収益合計	<u>1,353,695,276</u>	<u>536,033,178</u>	<u>206,186,461</u>	<u>611,475,637</u>
負債合計	<u>65,142,139,537</u>	<u>26,444,371,031</u>	<u>20,532,895,695</u>	<u>18,164,872,811</u>
6 資本金	15,825,753,152	8,750,046,575	6,870,861,577	204,845,000
7 剰余金				
(1) 資本金剰余金				
ア 受贈財産評価額	32,908,485	30,091,950	2,216,535	600,000
イ 補助金	24,148,367	22,896,813	1,251,554	—
ウ 負担金	<u>1,396,666,000</u>	<u>18,883,000</u>	<u>8,086,000</u>	<u>1,369,697,000</u>
資本金剰余金合計	1,453,722,852	71,871,763	11,554,089	1,370,297,000
(2) 欠損金				
ア 当年度未処理欠損金	<u>26,854,784,068</u>	<u>5,361,379,244</u>	<u>18,034,632,701</u>	<u>3,458,772,123</u>
イ 欠損金合計	26,854,784,068	5,361,379,244	18,034,632,701	3,458,772,123
剰余金合計	<u>△ 25,401,061,216</u>	<u>△ 5,289,507,481</u>	<u>△ 18,023,078,612</u>	<u>△ 2,088,475,123</u>
資本合計	<u>△ 9,575,308,064</u>	<u>3,460,539,094</u>	<u>△ 11,152,217,035</u>	<u>△ 1,883,630,123</u>
負債資本合計	<u>55,566,831,473</u>	<u>29,904,910,125</u>	<u>9,380,678,660</u>	<u>16,281,242,688</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 貯蔵品 先入先出法による原価法による（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

(イ) 主な耐用年数

建物 5～47年

構築物10～50年

器械備品 2～20年

車両 4～6年

その他有形固定資産 35年

イ 無形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支給（支払）見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資

産に係る控除対象外消費税等については、取得資産の付随費用として資産の取得価額に算入している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産 68,998,922円

リース債務 68,998,922円

3 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は32,181,778,987円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

川崎市病院事業会計は、川崎市立川崎病院、川崎市立井田病院、川崎市立多摩病院の3病院を運営していることから、各病院を報告セグメントとしている。

各報告セグメントの事業の内容は以下のとおりである。

報告セグメント	事業の内容
川崎市立川崎病院	川崎市立川崎病院の運営 許可病床数 713床 (一般病床 663床、精神病床 38床、感染症病床 12床)
川崎市立井田病院	川崎市立井田病院の運営 許可病床数 383床 (一般病床 343床、結核病床 40床)
川崎市立多摩病院	川崎市立多摩病院の運営(指定管理者制度による運営) 許可病床数 376床 (一般病床 376床)

(2) 報告セグメントごとの医業収益、医業費用、医業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

当事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 円)

	川崎病院	井田病院	多摩病院	合計
医業収益	17,571,937,522	7,932,820,964	959,850,631	26,464,609,117
医業費用	18,874,636,930	10,238,301,204	1,501,774,936	30,614,713,070
医業損益	△ 1,302,699,408	△ 2,305,480,240	△ 541,924,305	△ 4,150,103,953
経常損益	567,859,917	△ 1,145,723,003	105,967,914	△ 471,895,172
セグメント資産	21,841,054,764	16,920,881,772	16,804,894,937	55,566,831,473
セグメント負債	26,444,371,031	20,532,895,695	18,164,872,811	65,142,139,537
その他の項目				
収益的収入 他会計繰入金 (うち資本費繰入収益)	3,225,128,790 (219,242,000)	1,691,373,250 (143,457,000)	784,592,000 (-)	5,701,094,040 (362,699,000)
資本的収入 他会計繰入金	1,009,084,000	237,194,000	638,795,000	1,885,073,000
減価償却費	1,120,106,301	1,090,232,703	761,118,019	2,971,457,023
特別利益	664,098,430	20,897,895	11,794,182	696,790,507
特別損失	181,602,398	61,429,080	115,364	243,146,842
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	690,256,580	863,040,177	37,070,113	1,590,366,870

5 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは下記の金額である。

短期リース債務 18,114,848円

長期リース債務 99,277,626円

(2) 貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、債権の不納欠損による損失として16,276,364円を処理するため、貸倒引当金16,276,364円を取り崩している。

(3) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の退職手当として574,684,944円を支給するため、退職給付引当金574,684,944円を取り崩している。

(4) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費として2,598,868,086円を支給(支払)するため、賞与引当金785,144,076円を取り崩している。

(5) 資金の管理

病院事業会計の資金を効率的に管理するため、病院局経営企画室において資金管理及び支払事務を行っている。

議案第147号

平成29年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

平成29年度川崎市下水道事業会計に係る利益を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を求めるとともに、平成29年度川崎市下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

平成29年度川崎市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
	円	円	円	円			
第1款 下水道事業収益	44,311,538,000	0	0	44,311,538,000	44,119,304,009	△ 192,233,991	
第1項 営業収益	35,486,082,000	0	0	35,486,082,000	35,549,557,702	63,475,702 ※1	
第2項 営業外収益	8,824,446,000	0	0	8,824,446,000	8,541,475,322	△ 282,970,678 ※2	
第3項 特別利益	1,010,000	0	0	1,010,000	28,270,985	27,260,985 ※3	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 1,795,969,171円

※2 うち仮受消費税及び地方消費税 5,744,443円

※3 うち仮受消費税及び地方消費税 1,659,499円

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額			
	円	円	円	円	円			
第1款 下水道事業費用	42,189,154,000	155,719,000	0	0	0	42,344,873,000	40,198,955,556	2,146,917,444
第1項 営業費用	35,360,180,000	0	0	0	0	35,360,180,000	33,725,754,848	1,634,425,152 ※1、4
第2項 営業外費用	6,267,013,000	△ 4,067,000	0	0	0	6,262,946,000	5,745,558,676	517,387,324 ※2
第3項 特別損失	541,961,000	159,786,000	0	0	0	701,747,000	727,642,032	25,895,032 ※3、5
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 572,030,819円

※2 うち仮払消費税及び地方消費税 6,046,760円

※3 うち仮払消費税及び地方消費税 7,337,935円

※4 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書の規定による超過支出 53,473,138円

※5 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書の規定による超過支出 25,905,809円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の 規定による 繰越額に係る 財源充当額	継続費、通次 繰越額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業 資本的収入	58,301,575,000	0	58,301,575,000	6,348,254,000	0	64,649,829,000	△ 7,734,535,273		
第1項 企業債	40,372,000,000	0	40,372,000,000	4,399,000,000	0	44,771,000,000	△ 5,408,000,000	※企業債収入減額内訳 (1) 翌年度へ繰下発行 する額 5,216,000,000円 (2) 不用額 192,000,000円	
第2項 一般会計出資金	5,282,653,000	0	5,282,653,000	0	0	5,282,653,000	285,375,098		
第3項 国庫補助金	5,004,725,000	0	5,004,725,000	1,949,254,000	0	6,953,979,000	△ 2,613,028,000		
第4項 負担金	20,000	0	20,000	0	0	20,000	1,179,305		
第5項 寄附金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	△ 10,000		
第6項 水洗便所等 貸付事業収入	30,000	0	30,000	0	0	30,000	△ 30,000		
第7項 基金繰入金	7,642,107,000	0	7,642,107,000	0	0	7,642,107,000	△ 10,000		
第8項 固定資産 売却代金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	18,324	※1	
第9項 投資収入	10,000	0	10,000	0	0	10,000	△ 10,000		
第10項 その他 資本的収入	10,000	0	10,000	0	0	10,000	△ 10,000		

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 1,357円

支 出

区 分	予 算						翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	繰越費	合 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額			繰越費
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1款 下水道事業資本的支出	75,766,612,000	0	0	0	75,766,612,000	6,450,000,000	0	82,216,612,000	7,410,000,000	0	7,410,000,000	643,822,543
第1項 建設改良費	18,071,971,000	0	0	0	18,071,971,000	6,450,000,000	0	24,521,971,000	7,410,000,000	0	7,410,000,000	633,782,044 ※1
第2項 償還金	55,142,228,000	0	0	0	55,142,228,000	0	0	55,142,228,000	0	0	0	499
第3項 水洗便所等貸付事業費	30,000	0	0	0	30,000	0	0	30,000	0	0	0	30,000
第4項 投資	2,542,383,000	0	0	0	2,542,383,000	0	0	2,542,383,000	0	0	0	10,000
第5項 予備費	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000	0	0	0	10,000,000

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 1,157,202,176円

資本的収入額(翌年度に繰り越される支出の財源に充当する額 145,697,000円は除く。)が資本的支出額に不足する額 17,393,192,730円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 835,560,056円、繰越工事資金 101,746,000円、減債積立金 1,807,853,170円、過年度分損益勘定留保資金 706,479,000円及び当年度分損益勘定留保資金 13,941,554,504円で補てんした。

平成29年度川崎市下水道事業損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 下水道使用料	22,401,279,718	
(2) 一般会計負担金	11,275,136,320	
(3) 受託事業収益	429,090	
(4) その他営業収益	20,441,137	
(5) プール事業収益	<u>56,302,266</u>	33,753,588,531

2 営業費用

(1) 管渠費	1,381,699,125	
(2) ポンプ場費	1,095,006,970	
(3) 処理場費	4,370,228,707	
(4) 水質指導費	132,105,108	
(5) 受託事業費	429,090	
(6) 普及促進費	111,014,914	
(7) 貸付助成事業費	9,877,613	
(8) 業務費	1,674,380,259	
(9) 総係費	1,149,170,969	
(10) 減価償却費	22,612,671,184	
(11) 資産減耗費	522,363,765	
(12) プール事業費	<u>94,776,325</u>	<u>33,153,724,029</u>

営業利益

599,864,502

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	56,310,450	
(2) 一般会計補助金	867,606,007	
(3) 長期前受金戻入	7,473,068,134	
(4) 雑収益	<u>139,591,353</u>	8,536,575,944

4 営業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	5,228,658,320		
(2) 雑支出	<u>131,757,022</u>	<u>5,360,415,342</u>	<u>3,176,160,602</u>
経常利益			3,776,025,104

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	26,450,254		
(2) 長期前受金戻入	183		
(3) その他特別利益	<u>161,049</u>	26,611,486	

6 特別損失

(1) 固定資産売却損	183		
(2) 過年度損益修正損	188,353,874		
(3) その他特別損失	<u>531,950,040</u>	<u>720,304,097</u>	<u>△693,692,611</u>

当年度純利益 3,082,332,493

前年度繰越利益剰余金 184,507,583

その他未処分
利益剰余金変動額 1,807,853,170

当年度未処分利益剰余金 5,074,693,246

平成29年度川崎市下水道事業剰余金計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金						資本合計	
		資本剰余金			利益剰余金				
		受贈財産 評価額	国庫補助金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分利益 剰余金		利益剰余金 合計
前年度末残高	119,177,384,905	4,799,388,292	18,358,955,727	33,030,221	23,191,374,240	1,807,853,170	5,268,110,058	7,075,963,228	149,444,722,373
前年度処分額	2,501,303,729	0	0	0	0	2,582,298,746	△ 5,083,602,475	△ 2,501,303,729	0
議会の議決による処分額	2,501,303,729	0	0	0	0	2,582,298,746	△ 5,083,602,475	△ 2,501,303,729	0
資本金への組入れ	2,501,303,729	0	0	0	0	0	△ 2,501,303,729	△ 2,501,303,729	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0	2,582,298,746	△ 2,582,298,746	0	0
処分後残高	121,078,688,634	4,799,388,292	18,358,955,727	33,030,221	23,191,374,240	4,390,151,916	(繰越利益剰余金) 184,507,583	4,574,659,499	149,444,722,373
当年度変動額	5,568,028,098	4,649,151	0	0	4,649,151	△ 1,807,853,170	4,890,185,663	3,082,332,493	8,655,009,742
一般会計出資金の受入れ	5,568,028,098	0	0	0	0	0	0	0	5,568,028,098
受贈財産の受入れ	0	4,649,151	0	0	4,649,151	0	0	0	4,649,151
減債積立金の取崩し	0	0	0	0	0	△ 1,807,853,170	1,807,853,170	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	3,082,332,493	3,082,332,493	3,082,332,493
当年度末残高	127,246,716,732	4,804,037,443	18,358,955,727	33,030,221	23,196,023,391	2,582,298,746	(当年度未処分利益剰余金) 5,074,693,246	7,656,991,992	158,099,732,115

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

平成 2 9 年度川崎市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	127,246,716,732	23,196,023,391	5,074,693,246
議会の議決による処分額	1,807,853,170	0	△ 4,890,185,663
資本金への組入れ	1,807,853,170	0	△ 1,807,853,170
減債積立金の積立て	0	0	△ 3,082,332,493
処分後残高	129,054,569,902	23,196,023,391	(繰越利益剰余金) 184,507,583

平成29年度川崎市下水道事業貸借対照表

(平成30年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		44,182,243,017	
イ 建 物	45,440,827,335		
減価償却累計額	<u>△27,454,814,830</u>	17,986,012,505	
ウ 構 築 物	864,537,167,024		
減価償却累計額	<u>△377,490,054,431</u>	487,047,112,593	
エ 機 械 及 び 装 置	163,495,563,672		
減価償却累計額	<u>△101,715,393,174</u>	61,780,170,498	
オ 車 両 及 び 運 搬 具	3,785,232		
減価償却累計額	<u>△3,130,263</u>	654,969	
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	984,449,922		
減価償却累計額	<u>△823,019,268</u>	161,430,654	
キ リ ー ス 資 産	282,171,853		
減価償却累計額	<u>△96,142,353</u>	186,029,500	
ク 建 設 仮 勘 定		38,410,489,215	
有 形 固 定 資 産 合 計			649,754,142,951

(2) 無形固定資産

ア 地 上 権		36,252,772	
イ 施 設 利 用 権		12,733,402	
ウ 電 話 加 入 権		6,287,500	
エ リ ー ス 資 産		3,529,805	
オ そ の 他 無 形 固 定 資 産		<u>381,640</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			59,185,119

(3) 投資その他の資産

ア 基 金		33,030,221	
イ 破産更生債権等	4,311,220		
貸倒引当金	<u>△4,311,220</u>	0	
ウ 公債償還準備金		<u>1,532,202,000</u>	
投資その他の 資産合計			<u>1,565,232,221</u>
固定資産合計			651,378,560,291

2 流動資産

(1) 現金預金			6,913,674,227
(2) 未収金	12,759,721,491		
貸倒引当金	<u>△70,070,296</u>	12,689,651,195	
(3) 前払金			1,183,332,000
(4) その他流動資産			<u>9,438,464</u>
流動資産合計			<u>20,796,095,886</u>
資産合計			<u><u>672,174,656,177</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
建設改良費等の ア 財源に充てる ための企業債	213,685,694,282		
イ その他の企業債	<u>68,083,000,000</u>		
企業債合計		281,768,694,282	
(2) リース債務			137,911,729
(3) 引当金			
ア 退職給付引当金	<u>1,452,759,185</u>		
引当金合計		<u>1,452,759,185</u>	
固定負債合計			283,359,365,196

4 流動負債

(1) 企業債

建設改良費等の
ア 財源に充てる
ための企業債

29,803,122,174

イ その他の企業債

10,416,000,000

企業債合計

40,219,122,174

(2) リース債務

61,234,155

(3) 未払金

11,013,287,358

(4) 預り金

72,196,094

(5) 未払費用

223,046,961

(6) 前受金

4,749,870

(7) 引当金

ア 賞与引当金

242,144,900

引当金合計

242,144,900

流動負債合計

51,835,781,512

5 繰延収益

(1) 長期前受金

ア 受贈財産評価額 89,933,437,893

収益化累計額 $\Delta 41,832,384,795$ 48,101,053,098

イ 寄附金 1,293,815,886

収益化累計額 $\Delta 741,358,562$ 552,457,324

ウ 国庫補助金 246,721,072,303

収益化累計額 $\Delta 117,983,839,388$ 128,737,232,915

エ 県補助金 468,498,413

収益化累計額 $\Delta 349,322,834$ 119,175,579

オ 負担金 2,911,350,646

収益化累計額 $\Delta 1,585,821,572$ 1,325,529,074カ その他
長期前受金 98,195,940収益化累計額 $\Delta 53,866,576$ 44,329,364

長期前受金合計

178,879,777,354

繰延収益合計

178,879,777,354

負債合計

514,074,924,062

資本の部

6 資本金		127,246,716,732
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
ア 受贈財産評価額	4,804,037,443	
イ 国庫補助金	18,358,955,727	
ウ その他 資本剰余金	<u>33,030,221</u>	
資本剰余金合計		23,196,023,391
(2) 利益剰余金		
ア 減債積立金	2,582,298,746	
イ 当年度未処分 利益剰余金	<u>5,074,693,246</u>	
利益剰余金合計		<u>7,656,991,992</u>
剰余金合計		<u>30,853,015,383</u>
資本合計		<u>158,099,732,115</u>
負債資本合計		<u>672,174,656,177</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

(イ) 主な耐用年数

建物 8～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 6～50年

車両及び運搬具 2～6年

工具器具及び備品 2～20年

イ 無形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額のうち、汚水処理費相当額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる雨水処理費相当額は48,683,398円である。

なお、会計基準変更時の差異2,659,750,199円（一般会計が負担すると見込まれる額673,270,101円を除く。）については、平成26年度から5年にわたり均等額を費用処理している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の

負担に属する額を計上している。

- (3) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額は、当年度の費用として処理し、特定収入仮払消費税額については長期前受金と相殺している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

- (1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産	30,698,792円
リース債務	33,154,696円

- (2) 受贈財産の受入れによる資産の取得

当年度、新たに計上した受贈財産の受入れによる資産の取得額は次のとおりである。

土地	4,649,151円
構築物	231,378,059円
機械工具備品	1,000,000円
地上権	288円

3 貸借対照表に関する注記

- (1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は141,087,250,000円である。

- (2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

川崎市下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しており、事業全体をもって単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載は省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	8,468,214円
1年超	2,236,593円

計 10,704,807円

6 その他の注記

- (1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行っリー

ス取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務	61,234,155円
長期リース債務	137,911,729円

- (2) 貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、債権の貸倒れによる損失として19,381,368円を処理するため、貸倒引当金16,112,941円を取り崩している。

- (3) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の退職手当として304,193,410円を支給するため、退職給付引当金242,143,498円を取り崩し、一般会計から雨水処負担金として62,049,912円を繰り入れている。

- (4) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費として、785,876,300円を支給（支払）するため、賞与引当金238,372,870円を取り崩している。

議案第148号

平成29年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

平成29年度川崎市水道事業会計に係る利益を処分したので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を求めるとともに、平成29年度川崎市水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

(2) 資本的収入及び支出

区 分	予 算 額						決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の4による繰越額に係る財源充当額	継続費に係る繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道資本的収入	7,616,971,000	0	7,616,971,000	1,844,000,000	0	9,460,971,000	△ 3,147,462,485		
第1項 企業債	7,000,000,000	0	7,000,000,000	1,844,000,000	0	8,844,000,000	△ 2,850,000,000	※企業債収入減額内訳	
第2項 出資金	13,000,000	0	13,000,000	0	0	13,000,000	0	(1) 翌年度へ繰下発行する額 2,022,000,000円 (2) 不用額 828,000,000円	
第3項 補助金	329,728,000	0	329,728,000	0	0	329,728,000	△ 210,427,698		
第4項 負担金	273,880,000	0	273,880,000	0	0	273,880,000	△ 86,984,282	※1	
第5項 融資補償金 返還金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	△ 10,000		
第6項 固定資産 売却代金	343,000	0	343,000	0	0	343,000	△ 30,505	※2	
第7項 その他 資本的収入	10,000	0	10,000	0	0	10,000	△ 10,000		

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 3,039,533 円

※2 うち仮受消費税及び地方消費税 22,440 円

支 出

区 分	予 算 額						翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考		
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費	合 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額			継続費	合 計
水道事業資本的支出	14,190,717,000	0	0	0	14,190,717,000	2,280,022,451	0	16,470,739,451	2,617,898,736	0	2,617,898,736	1,912,397,407	
第1項建設改良費	11,011,448,000	0	0	0	11,011,448,000	2,280,022,451	0	13,291,470,451	2,617,898,736	0	2,617,898,736	1,906,725,773	※1
第2項投資	13,000,000	0	0	0	13,000,000	0	0	13,000,000	0	0	0	0	
第3項企業債償還金	3,154,095,000	0	0	0	3,154,095,000	0	0	3,154,095,000	0	0	0	447	
第4項補助金	7,154,000	0	0	0	7,154,000	0	0	7,154,000	0	0	0	651,187	
第5項融資補償金	10,000	0	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	0	10,000	
第6項その他の資本的支出	10,000	0	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	0	10,000	
第7項予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	5,000,000	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 577,621,583 円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 5,626,934,793円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的 収支調整額 574,559,610円、減価償立金 908,071,880円及び過年度分損益勘定留保資金 4,144,303,303円 で補てんした。

平成29年度川崎市水道事業損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 給水収益	24,719,257,770	
(2) 受託給水工事収益	6,228,947	
(3) その他受託工事収益	10,279,430	
(4) その他の営業収益	<u>3,968,795,166</u>	28,704,561,313

2 営業費用

(1) 原水費	783,014,896	
(2) 浄水費	1,103,731,304	
(3) 受水費	8,091,471,710	
(4) 配水費	1,672,841,436	
(5) 給水費	5,330,537,812	
(6) 受託給水工事費	67,119,589	
(7) その他受託工事費	10,073,841	
(8) 業務費	2,351,097,327	
(9) 総係費	1,628,247,413	
(10) 減価償却費	5,887,666,494	
(11) 資産減耗費	<u>5,428,840,627</u>	<u>32,354,642,449</u>

営業損失

3,650,081,136

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	936,792	
(2) 他会計補助金	80,692,770	
(3) 分担金	11,729,454	
(4) 水道利用加入金	1,795,450,000	
(5) 長期前受金戻入	822,263,214	
(6) 雑収益	<u>812,769,509</u>	3,523,841,739

4 営業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	1,037,545,361		
(2) 雑支出	<u>27,736,679</u>	<u>1,065,282,040</u>	<u>2,458,559,699</u>
経常損失			1,191,521,437

5 特別利益

(1) 固定資産売却益	82,116		
(2) 過年度損益修正益	314,576		
(3) 長期前受金戻入	3,912,272		
(4) その他特別利益	<u>160,407</u>	4,469,371	

6 特別損失

(1) 固定資産売却損	110,425		
(2) 過年度損益修正損	<u>7,611,792</u>	<u>7,722,217</u>	<u>△3,252,846</u>

当年度純損失 1,194,774,283

前年度繰越利益剰余金 17,651,253,929

その他未処分
利益剰余金変動額 908,071,880

当年度未処分利益剰余金 17,364,551,526

平成29年度川崎市水道事業剰余金計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 円)

	剰余金											資本合計
	資本金	資本剰余金						利益剰余金			資本合計	
		受贈財産 評価額	国県補助金	一般会計 補助金	工事負担金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計		
前年度末残高	75,440,677,697	163,701,125	750,584	0	0	0	164,451,709	0	18,559,325,809	18,559,325,809	94,164,455,215	
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	908,071,880	△ 908,071,880	0	0	
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	908,071,880	△ 908,071,880	0	0	
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0	908,071,880	△ 908,071,880	0	0	
処分後残高	75,440,677,697	163,701,125	750,584	0	0	0	164,451,709	908,071,880	17,651,253,929	18,559,325,809	94,164,455,215	
当年度変動額	13,000,000	35,704,407	0	0	0	0	35,704,407	△ 908,071,880	△ 286,702,403	△ 1,194,774,283	△ 1,146,069,876	
一般会計出資金の受入れ	13,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,000,000	
受贈財産の受入れ	0	35,704,407	0	0	0	0	35,704,407	0	0	0	35,704,407	
減債積立金の取崩し	0	0	0	0	0	0	0	△ 908,071,880	908,071,880	0	0	
当年度純損失	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,194,774,283	△ 1,194,774,283	△ 1,194,774,283	
当年度末残高	75,453,677,697	199,405,532	750,584	0	0	0	200,156,116	0	17,364,551,526	17,364,551,526	98,018,385,339	

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

平成29年度川崎市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	75,453,677,697	200,156,116	17,364,551,526
議会の議決による処分額	17,214,879,096	0	△ 17,214,879,096
資本金への組入れ	17,214,879,096	0	△ 17,214,879,096
処分後残高	92,668,556,793	200,156,116	(繰越利益剰余金) 149,672,430

平成29年度川崎市水道事業貸借対照表

(平成30年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		3,329,665,006	
イ 建 物	7,438,046,579		
減価償却累計額	<u>△3,976,890,018</u>	3,461,156,561	
ウ 構 築 物	249,419,804,946		
減価償却累計額	<u>△123,184,934,474</u>	126,234,870,472	
エ 機 械 及 び 装 置	22,048,663,310		
減価償却累計額	<u>△10,705,857,990</u>	11,342,805,320	
オ 車 両 運 搬 具	88,150,596		
減価償却累計額	<u>△55,486,118</u>	32,664,478	
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	1,020,891,055		
減価償却累計額	<u>△746,116,758</u>	274,774,297	
キ リ ー ス 資 産	826,511,285		
減価償却累計額	<u>△220,782,080</u>	605,729,205	
ク 建 設 仮 勘 定		<u>3,938,954,673</u>	
有形固定資産合計			149,220,620,012

(2) 無形固定資産

ア 地 上 権		37,559,017	
イ 施 設 利 用 権		1,884,676,052	
ウ 庁 舎 使 用 権		1,868,000	
エ 電 話 加 入 権		5,392,170	
オ リ ー ス 資 産		12,980,481	
カ その他無形固定資産		<u>6,447,280</u>	
無形固定資産合計			1,948,923,000

(3) 投資その他の資産

ア 出 資 金		11,585,894,000	
イ 破 産 更 生 債 権 等	2,293,174		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 2,293,174</u>	<u>0</u>	

投資その他の 資産合計	<u>11,585,894,000</u>	
固定資産合計		162,755,437,012

2 流動資産

(1) 現金預金		13,939,705,991
(2) 未収金	3,130,858,595	
貸倒引当金	<u>△ 33,179,019</u>	3,097,679,576
(3) 貯蔵品		766,845,060
(4) 前払金		823,268,643
(5) その他流動資産		<u>7,889</u>
流動資産合計		<u>18,627,507,159</u>
資産合計		<u>181,382,944,171</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債		
建設改良費等の ア 財源に充てる ための企業債	<u>58,207,966,786</u>	
企業債合計		58,207,966,786
(2) リース債務		487,970,117
(3) 引当金		
ア 退職給付引当金	<u>4,690,439,720</u>	
引当金合計		<u>4,690,439,720</u>
固定負債合計		63,386,376,623

4 流動負債

(1) 企業債		
建設改良費等の ア 財源に充てる ための企業債	<u>3,247,660,152</u>	
企業債合計		3,247,660,152
(2) リース債務		180,236,400
(3) 未払金		4,550,908,240
(4) 預り金		2,359,612,052
(5) 未払費用		63,769,136
(6) 前受金		503,040

(7) 引 当 金

ア 賞与引当金		<u>363,861,044</u>	
引当金合計			<u>363,861,044</u>
流動負債合計			10,766,550,064

5 繰延収益

(1) 長期前受金

ア 受贈財産評価額	6,781,329,846		
収益化累計額	<u>△3,130,896,274</u>	3,650,433,572	
イ 国 県 補 助 金	2,638,696,900		
収益化累計額	<u>△451,705,358</u>	2,186,991,542	
ウ 一般会計補助金	1,729,800,173		
収益化累計額	<u>△1,502,261,049</u>	227,539,124	
エ 工 事 負 担 金	18,910,755,084		
収益化累計額	<u>△10,847,045,341</u>	8,063,709,743	
オ その他長期前受金	138,760,251		
収益化累計額	<u>△55,802,087</u>	82,958,164	
長期前受金合計			<u>14,211,632,145</u>
繰延収益合計			<u>14,211,632,145</u>
負債合計			<u>88,364,558,832</u>

資 本 の 部

6 資 本 金 75,453,677,697

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

ア 受贈財産評価額	199,405,532	
イ 国 県 補 助 金	<u>750,584</u>	
資本剰余金合計		200,156,116

(2) 利益剰余金

ア 当年度未処分利益剰余金	<u>17,364,551,526</u>	
利益剰余金合計		<u>17,364,551,526</u>
剰余金合計		<u>17,564,707,642</u>
資本合計		<u>93,018,385,339</u>
負債資本合計		<u>181,382,944,171</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 貯蔵品 先入先出法による原価法によっている
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による(ただし、取替資産については取替法による。)

(イ) 主な耐用年数

建物	3～60年
構築物	3～80年
機械及び装置	4～50年
車両運搬具	3～12年
工具器具及び備品	2～24年

イ 無形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給(支払)見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額については、当年度の費用として処理している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産	61,703,014円
リース債務	66,639,253円

(2) 受贈財産の受入れによる資産の取得

当年度、新たに計上した受贈財産の受入れによる資産の取得額は次のとおりである。

土地	35,704,407円
構築物	70,221,771円

3 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1,907,155,032円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

川崎市水道事業会計は、水道事業のみを運営しており、事業全体をもって単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載は省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	16,691,101円
1年超	8,686,340円

計 25,377,441円

6 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務	180,236,400円
---------	--------------

長期リース債務 487,970,117円

(2) 貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、債権の貸倒れによる損失として11,352,840円を処理するため、貸倒引当金11,276,929円を取り崩している。

(3) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の退職手当として198,164,000円を支給するため、退職給付引当金198,164,000円を取り崩している。

(4) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費として、1,141,277,409円を支給（支払）するため、賞与引当金357,077,464円を取り崩している。

議案第149号

平成29年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について

平成29年度川崎市工業用水道事業会計に係る利益を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を求めるとともに、平成29年度川崎市工業用水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

平成29年度川崎市工業用水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算 額			決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額				合 計
第1款 工業用水道事業収益	7,870,919,000	0	0	7,870,919,000	99,815,759		
第1項 営業収益	7,561,247,000	0	0	7,561,247,000	19,222,744 ※1		
第2項 営業外収益	309,642,000	0	0	309,642,000	121,809,627 ※2		
第3項 特別利益	30,000	0	0	30,000	2,771,124		

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 561,501,081 円

※2 うち仮受消費税及び地方消費税 783,418 円

支出

区分	予 算 額						決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による 支出額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額				合 計
第1款 工業用水道事業費用	7,373,045,000	0	0	0	0	7,373,045,000	7,035,064,290	337,980,710		
第1項 営業費用	7,152,304,000	0	0	△63,115,000	0	7,089,189,000	6,761,221,468	327,967,532 ※1、3		
第2項 営業外費用	210,721,000	0	0	63,115,000	0	273,836,000	273,832,722	3,278 ※2、4		
第3項 特別損失	20,000	0	0	0	0	20,000	10,100	9,900 ※5		
第4項 予備費	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000	0	10,000,000		

※1 うち仮私消費税及び地方消費税 351,561,642 円

※2 うち仮私消費税及び地方消費税 32,882 円

※3 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定による超過支出 83,709,146 円

※4 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定による超過支出 2,474 円

※5 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定による超過支出 100 円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の 規定による 繰越額に係る 財源充当額	継続費 費通次 繰越額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 工業用水道事業 資本的収入	円 767,099,000	円 0	円 767,099,000	円 0	円 0	円 767,099,000	円 471,149,311 △	円 295,949,689 △	
第1項 企業債	630,000,000	0	630,000,000	0	0	630,000,000	334,000,000 △	296,000,000 △	※企業債収入減額内訳 不用額 296,000,000円
第2項 補助金	137,069,000	0	137,069,000	0	0	137,069,000	137,068,241 △	759 △	
第3項 負担金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0 △	10,000 △	
第4項 固定資産 売却代金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	81,070	71,070 ※1	
第5項 その他の 資本的収入	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0 △	10,000 △	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税

120 円

支 出

区 分	予 算 額						翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考		
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費	合計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額			継続費	合計
第1款 工業用水道事業資本的支出	2,512,429,000	0	0	0	2,512,429,000	320,637,686	0	2,833,066,686	256,328,902	0	256,328,902	608,222,095	
第1項 建設改良費	1,826,514,000	0	0	0	1,826,514,000	320,637,686	0	2,147,151,686	256,328,902	0	256,328,902	603,201,097	※1
第2項 企業債償還金	680,895,000	0	0	0	680,895,000	0	0	680,895,000	0	0	0	998	
第3項 補助金返還金	10,000	0	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	0	10,000	
第4項 その他の資本的支出	10,000	0	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	0	10,000	
第5項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	5,000,000	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 90,446,263 円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,497,366,378円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的 収支調整額 90,446,143円、減債積立金 288,690,830円及び過年度分損益勘定留保資金1,118,229,405円 で補てんした。

平成29年度川崎市工業用水道事業損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 給水収益	7,009,574,977	
(2) その他の営業収益	<u>9,393,686</u>	7,018,968,663

2 営業費用

(1) 原水費	3,354,801,155	
(2) 浄水費	831,472,894	
(3) 配水費	270,198,011	
(4) 給水費	29,294,826	
(5) 総係費	386,279,209	
(6) 減価償却費	1,019,100,977	
(7) 資産減耗費	<u>518,512,754</u>	<u>6,409,659,826</u>

営業利益 609,308,837

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	570,639	
(2) 他会計補助金	39,616,258	
(3) 長期前受金戻入	120,921,456	
(4) 雑収益	<u>25,940,602</u>	187,048,955

4 営業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	154,235,837		
(2) 雑支出	<u>262,599</u>	<u>154,498,436</u>	<u>32,550,519</u>
経常利益			641,859,356

5 特別利益

(1) 固定資産売却益	2,566,752		
(2) 過年度損益修正益	<u>234,372</u>	2,801,124	

6 特別損失

(1) 固定資産売却損	<u>10,100</u>	<u>10,100</u>	<u>2,791,024</u>
-------------	---------------	---------------	------------------

当年度純利益 644,650,380

前年度繰越利益剰余金 6,681,123,240

その他未処分
利益剰余金変動額 288,690,830

当年度未処分利益剰余金 7,614,464,450

平成29年度川崎市工業用水道事業剰余金計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 円)

	剰余金										資本合計
	資本金	資本剰余金					利益剰余金				
		受贈財産 評価額	国県補助金	一般会計 補助金	工事負担金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計		
前年度末残高	0	40,714,290	0	0	0	40,714,290	111,397,657	6,858,416,413	6,969,814,070		17,901,001,842
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	177,293,173	△ 177,293,173	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	177,293,173	△ 177,293,173	0	0	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	177,293,173	△ 177,293,173	0	0	0
処分後残高	0	40,714,290	0	0	0	40,714,290	288,690,830	6,681,123,240	6,969,814,070		17,901,001,842
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	△ 288,690,830	933,341,210	644,650,380		644,650,380
減債積立金の取崩し	0	0	0	0	0	0	△ 288,690,830	288,690,830	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	644,650,380	644,650,380		644,650,380
当年度末残高	0	40,714,290	0	0	0	40,714,290	0	7,614,464,450	7,614,464,450		18,545,652,222

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

平成29年度川崎市工業用水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	10,890,473,482	40,714,290	7,614,464,450
議会の議決による処分数額	6,549,994,627	0	△ 7,194,645,007
資本金への組入れ	6,549,994,627	0	△ 6,549,994,627
減債積立金の積立て	0	0	△ 644,650,380
処分後残高	17,440,468,109	40,714,290	(繰越利益剰余金) 419,819,443

平成29年度川崎市工業用水道事業貸借対照表

(平成30年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		571,507,787	
イ 建 物	3,185,920,605		
減価償却累計額	<u>△1,113,768,704</u>	2,072,151,901	
ウ 構 築 物	30,925,268,252		
減価償却累計額	<u>△19,114,854,095</u>	11,810,414,157	
エ 機 械 及 び 装 置	11,415,394,098		
減価償却累計額	<u>△5,826,152,536</u>	5,589,241,562	
オ 車 両 運 搬 具	1,079,617		
減価償却累計額	<u>△989,130</u>	90,487	
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	146,500,253		
減価償却累計額	<u>△83,195,551</u>	63,304,702	
キ リ ー ス 資 産	60,998,418		
減価償却累計額	<u>△19,911,149</u>	41,087,269	
ク 建 設 仮 勘 定		<u>87,234,021</u>	
有形固定資産合計			20,235,031,886

(2) 無形固定資産

ア 施 設 利 用 権		1,673,615,634	
イ 電 話 加 入 権		296,559	
ウ リ ー ス 資 産		808,914	
エ その他無形固定資産		<u>1,291,080</u>	
無形固定資産合計			<u>1,676,012,187</u>
固定資産合計			21,911,044,073

2 流動資産

(1) 現金預金	7,091,623,681	
(2) 未収金	1,215,597,307	
(3) 貯蔵品	9,347,038	
(4) 前払金	31,840,000	
(5) その他流動資産	<u>2,368</u>	
流動資産合計		<u>8,348,410,394</u>
資産合計		<u>30,259,454,467</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債		
建設改良費等の ア 財源に充てる ための企業債	<u>8,491,614,060</u>	
企業債合計		8,491,614,060
(2) リース債務		32,394,503
(3) 引当金		
ア 退職給付引当金	<u>717,966,000</u>	
引当金合計		<u>717,966,000</u>
固定負債合計		9,241,974,563

4 流動負債

(1) 企業債		
建設改良費等の ア 財源に充てる ための企業債	<u>684,949,699</u>	
企業債合計		684,949,699
(2) リース債務		12,853,296
(3) 未払金		766,194,638
(4) 預り金		4,381,774
(5) 未払費用		8,118,621
(6) 前受金		82,560
(7) 引当金		
ア 賞与引当金	<u>53,724,127</u>	
引当金合計		<u>53,724,127</u>
流動負債合計		1,530,304,715

5 繰延収益

(1) 長期前受金

ア 受贈財産評価額	133,534,074		
収益化累計額	<u>△102,171,009</u>	31,363,065	
イ 国 県 補 助 金	1,010,044,377		
収益化累計額	<u>△591,760,456</u>	418,283,921	
ウ 一般会計補助金	1,559,373,853		
収益化累計額	<u>△1,387,507,016</u>	171,866,837	
エ 工 事 負 担 金	3,527,401,565		
収益化累計額	<u>△3,207,392,421</u>	<u>320,009,144</u>	
長期前受金合計			<u>941,522,967</u>
繰延収益合計			<u>941,522,967</u>
負債合計			<u><u>11,713,802,245</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金 10,890,473,482

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

ア 国 県 補 助 金	<u>40,714,290</u>	
資本剰余金合計		40,714,290

(2) 利益剰余金

ア 当年度未処分 利益剰余金	<u>7,614,464,450</u>	
利益剰余金合計		<u>7,614,464,450</u>
剰余金合計		<u>7,655,178,740</u>
資本合計		<u>18,545,652,222</u>
負債資本合計		<u><u>30,259,454,467</u></u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 貯蔵品 先入先出法による原価法によっている
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

(イ) 主な耐用年数

構築物	8～80年
機械及び装置	4～45年
車両運搬具	3～12年
工具器具及び備品	2～20年

イ 無形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給(支払)見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税額については、当年度の費用として処理している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得
当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産	3,331,944円
リース債務	3,598,501円

3 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1,479,654,068円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

川崎市工業用水道事業会計は、工業用水道事業のみを運営しており、事業全体をもって単一セグメントとしているため、セグメント情報の記載は省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	3,236,525円
1年超	2,934,190円

計 6,170,715円

6 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務	12,853,296円
長期リース債務	32,394,503円

(2) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の退職手当として65,753,520円を支給するため、退職給付引当金65,753,520円を取り崩している。

(3) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費として、180,854,937円を支給(支払)するため、賞与引当金54,925,164円を取り崩している。

議案第150号

平成29年度川崎市自動車運送事業会計決算
認定について

平成29年度川崎市自動車運送事業会計決算について、
地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委
員の意見を付して認定を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

平成29年度川崎市自動車運送事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算 額			決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	修正予算額	合計			
自動車運送事業収益	9,972,219,000	0	9,972,219,000	9,951,969,726	20,249,274	※1
第1項 営業収益	8,611,486,000	0	8,611,486,000	8,635,720,440	24,234,440	※1
第2項 営業外収益	1,359,733,000	0	1,359,733,000	1,315,593,686	44,139,314	※2
第3項 特別利益	1,000,000	0	1,000,000	655,600	344,400	※3

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 524,709,559円

※2 うち仮受消費税及び地方消費税 868,060円

※3 うち仮受消費税及び地方消費税 48,562円

支出

区分	予 算 額			決算額	備考
	当初予算額	修正予算額	合計		
自動車運送事業費用	10,105,769,000	0	10,105,769,000	9,684,390,026	421,378,974
第1項 営業費用	9,806,494,000	0	9,806,494,000	9,356,145,846	409,876,154
第2項 営業外費用	287,775,000	0	287,775,000	328,247,000	2,820
第3項 特別損失	1,500,000	0	1,500,000	0	1,500,000
第4項 予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	10,000,000

※4 うち仮払消費税及び地方消費税 244,431,179円

※5 うち仮払消費税及び地方消費税 23,120円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						予 算 額 に 比 べ 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 規 定 に 係 る 財 源 充 当 額	繼 続 費 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計		
自動車運送事業的収入	880,474,000	0	880,474,000	33,000,000	0	913,474,000	598,791,549	企業債収入減額内訳 (1)翌年度へ繰下発行する額 466,000,000円 (2)不用額 123,000,000円 計 589,000,000円
第1項 企業債	836,000,000	0	836,000,000	33,000,000	0	869,000,000	589,000,000	
第2項 国庫補助金	3,693,000	0	3,693,000	0	0	3,693,000	3,693,000	
第3項 県交付金	4,845,000	0	4,845,000	0	0	4,845,000	11,000	
第4項 一般会計補助金	29,244,000	0	29,244,000	0	0	29,244,000	5,160,000	
第5項 その他の資本的収入	6,692,000	0	6,692,000	0	0	6,692,000	927,549	(うち仮受消費税及び 地方消費税 428,996円)

支 出

区 分	予 算 額						翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	予 備 費 支 出 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 規 定 に 係 る 繰 越 額	繼 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
自動車運送事業的支出	1,143,327,000	0	0	0	1,143,327,000	34,851,600	0	466,764,120	143,105,366	(うち仮払消費税 及び地方消費税 26,855,658円)
第1項 建設改良費	922,327,000	0	0	0	922,327,000	34,851,600	0	466,764,120	133,105,366	
第2項 企業債償還金	211,000,000	0	0	0	211,000,000	0	0	0	0	
第3項 予備費	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	0	0	10,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 253,626,663円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的收支調整額 26,428,662円及び過年度分損益勘定留保資金 26,817,951円で補填し、なお不足する額 200,380,050円及び当年度損益勘定留保資金で不足する額 22,332,808円は賞与引当金等で措置した。

平成29年度川崎市自動車運送事業損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 円)

1	営	業	収	益			
(1)	運	輸	収	益	8,004,205,332		
(2)	運	輸	雑	収	<u>106,805,549</u>	8,111,010,881	
2	営	業	費	用			
(1)	諸	構	築	物	保	存	費
					99,702,532		
(2)	車	両	保	存	費	677,295,869	
(3)	運	転	費		4,338,214,493		
(4)	運	輸	管	理	費	3,013,634,229	
(5)	一	般	管	理	費	695,288,886	
(6)	自	動	車	重	量	税	
					13,072,800		
(7)	減	価	償	却	費	<u>274,505,858</u>	<u>9,111,714,667</u>
	営	業	損	失			1,000,703,786
3	営	業	外	収	益		
(1)	受	取	利	息	及	び	金
	配	当			8,487		
(2)	他	会	計	補	助	金	
					698,762,965		
(3)	負	担	金		463,622,000		
(4)	長	期	前	受	金	戻	入
					36,609,839		
(5)	雑	収	益		<u>115,722,335</u>	1,314,725,626	
4	営	業	外	費	用		
(1)	支	払	利	息	及	び	費
	企	業	債	取	扱	諸	費
					987,924		
(2)	雑	支	出		<u>72,489,916</u>	<u>73,477,840</u>	<u>1,241,247,786</u>
	経	常	利	益			240,544,000

5 特 別 利 益

(1) 過年度損益修正益	<u>607,038</u>	<u>607,038</u>	<u>607,038</u>
--------------	----------------	----------------	----------------

当年度純利益			241,151,038
--------	--	--	-------------

前年度繰越欠損金			2,293,700,231
----------	--	--	---------------

その他未処分 利益剰余金変動額			<u>0</u>
--------------------	--	--	----------

当年度未処理欠損金			<u><u>2,052,549,193</u></u>
-----------	--	--	-----------------------------

平成29年度川崎市自動車運送事業剰余金計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金					資本合計	
		資本剰余金		欠損金		資本合計		
		受贈財産価額	その他の剰余金	資本剰余金	未処理欠損金			欠損金合計
前年度末残高	274,399,113	586,803,875	0	586,803,875	△ 2,293,700,231	△ 2,293,700,231	△ 1,432,497,243	
処分後残高	274,399,113	586,803,875	0	586,803,875	△ 2,293,700,231 <small>(繰越欠損金)</small>	△ 2,293,700,231	△ 1,432,497,243	
当年度変動額	0	0	0	0	241,151,038	241,151,038	241,151,038	
当年度純利益	0	0	0	0	241,151,038	241,151,038	241,151,038	
当年度末残高	274,399,113	586,803,875	0	586,803,875	△ 2,052,549,193 <small>(当年度未処理欠損金)</small>	△ 2,052,549,193	△ 1,191,346,205	

(注) この計算書における△表記は、減少、損失または欠損を示すものである。

平成29年度川崎市自動車運送事業欠損金処理計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未 処 理 欠 損 金
当 年 度 末 残 高	274,399,113	586,803,875	△ 2,052,549,193
処 理 後 残 高	274,399,113	586,803,875	(繰越欠損金) △ 2,052,549,193

(注)この計算書における△表記は、減少、損失または欠損を示すものである。

平成29年度川崎市自動車運送事業貸借対照表

(平成30年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

ア 土 地		2,074,792,606	
イ 建 物	1,920,018,823		
減価償却累計額	<u>△ 1,337,691,700</u>	582,327,123	
ウ 構 築 物	878,598,297		
減価償却累計額	<u>△ 671,273,776</u>	207,324,521	
エ 車 両	8,477,708,940		
減価償却累計額	<u>△ 7,782,367,318</u>	695,341,622	
オ 機 械 装 置	23,373,850		
減価償却累計額	<u>△ 14,690,623</u>	8,683,227	
カ 工具器具及び備品	721,914,121		
減価償却累計額	<u>△ 555,673,846</u>	166,240,275	
キ リース資産	10,867,800		
減価償却累計額	<u>△ 2,663,640</u>	8,204,160	
ク 建設仮勘定		<u>119,686,038</u>	
有形固定資産合計			3,862,599,572

(2) 無 形 固 定 資 産

ア 電 話 加 入 権		800,800	
イ 施 設 利 用 権		14,176,626	
ウ そ の 他 無 形 固 定 資 産		<u>12,100,545</u>	
無形固定資産合計			27,077,971

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

ア そ の 他 投 資		<u>1,575,000</u>	
投資その他の資産 合 計			<u>1,575,000</u>

固 定 資 産 合 計 3,891,252,543

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		347,959,730	
(2) 未 収 金		942,845,172	
貸 倒 引 当 金		<u>△ 258,332</u>	942,586,840
(3) 前 払 費 用			13,915,510

(4) 前払金	184,078,045	
(5) その他流動資産	<u>536,547</u>	
流動資産合計		<u>1,489,076,672</u>
資産合計		<u><u>5,380,329,215</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

ア 建設改良費等の
財源に充てるための企業債

553,750,000

企業債合計

553,750,000

(2) リース債務

6,613,632

(3) 引当金

ア 退職給付引当金

3,841,467,100

引当金合計

3,841,467,100

固定負債合計

4,401,830,732

4 流動負債

(1) 企業債

ア 建設改良費等の
財源に充てるための企業債

167,750,000

企業債合計

167,750,000

(2) リース債務

2,246,868

(3) 未払金

1,105,122,587

(4) 未払費用

101,808,412

(5) 前受金

144,971,702

(6) 引当金

ア 賞与引当金

320,870,638

引当金合計

320,870,638

(7) その他流動負債

39,016,191

流動負債合計

1,881,786,398

5 繰延収益

(1) 長期前受金

ア 受贈財産評価額	315,211,748	
収益化累計額	<u>△ 191,490,771</u>	123,720,977
イ 国庫補助金	566,128,732	
収益化累計額	<u>△ 534,450,364</u>	31,678,368
ウ 県交付金	81,503,292	
収益化累計額	<u>△ 57,800,869</u>	23,702,423
エ 一般会計補助金	1,023,682,596	
収益化累計額	<u>△ 935,211,591</u>	88,471,005
オ その他長期前受金	43,204,366	
収益化累計額	<u>△ 22,718,849</u>	<u>20,485,517</u>
繰延収益合計		<u>288,058,290</u>
負債合計		<u><u>6,571,675,420</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金 274,399,113

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

ア 受贈財産評価額	<u>586,803,875</u>	
資本剰余金合計		586,803,875
(2) 欠損金		
ア 当年度未処理欠損金	<u>2,052,549,193</u>	
欠損金合計		<u>2,052,549,193</u>
剰余金合計		<u>△ 1,465,745,318</u>
資本合計		<u>△ 1,191,346,205</u>
負債資本合計		<u><u>5,380,329,215</u></u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 定額法または定率法による。（平成10年4月1日以後に取得した建物にあっては、定額法。）

(イ) 主な耐用年数

建物	6～50年
構築物	3～60年
車両	5年
機械装置	13～17年
工具器具及び備品	3～20年

イ 無形固定資産（リース資産を除く。）
定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用している。

なお、リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当の支給に係る法定福利費の支払いに備えるため、当事業年度末における支給及び支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式

によっている。

なお、控除対象外消費税額については、当事業年度の費用として処理している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当事業年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産	7,369,800円
リース債務	7,959,384円

3 貸借対照表に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

川崎市自動車運送事業会計は、本市及び本市周辺の区域内における市バス事業の単一セグメントであるため、記載を省略している。

5 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは次のとおりである。

短期リース債務	2,246,868円
長期リース債務	6,613,596円

(2) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の退職手当として488,158,280円を支給するため、退職給付引当金488,158,280円を取り崩している。

(3) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費として1,029,571,622円を支給するため、賞与引当金329,360,956円を取り崩している。

(4) 損益勘定留保資金の取り扱い

貸倒引当金、賞与引当金及び翌年度支払いのファイナンス・リース債務について、

資金不足比率への算入猶予に係る経過措置期間が経過したことに伴い、当事業年度から補填財源として活用しないこととしている。

川崎市告示555号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成30年9月3日招集の平成30年第3回川崎市議会定例会において、平成30年10月15日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成30年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

平成30年度川崎市一般会計補正予算

平成30年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市公害健康被害補償事業特別補正予算

平成30年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市港湾事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市一般会計補正予算

平成30年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,020,558千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ733,568,929千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		千円 125,843,634	千円 △20,543	千円 125,823,091
	2 国 庫 補 助 金	21,075,697	△20,543	21,055,154
21 繰 入 金		63,547,555	269,101	63,816,656
	1 基 金 繰 入 金	60,036,389	269,101	60,305,490
24 市 債		53,258,000	772,000	54,030,000
	1 市 債	53,258,000	772,000	54,030,000
歳 入 合 計		732,548,371	1,020,558	733,568,929

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 市 民 文 化 費		千円 7,235,643	千円 3,700	千円 7,239,343
	1 市 民 文 化 費	7,235,643	3,700	7,239,343
6 こども未来費		111,596,691	24,223	111,620,914
	1 こども青少年費	44,651,083	20,071	44,671,154
	2 こども支援費	66,945,608	4,152	66,949,760
5 健康福祉費		145,738,448	67,740	145,806,188
	1 健康福祉費	9,214,618	67,740	9,282,358
7 経済労働費		27,688,134	60,000	27,748,134
	3 中小企業企業支援費	25,147,770	60,000	25,207,770
8 建設緑政費		35,152,847	789,950	35,942,797
	2 道路橋りょう費	9,853,687	198,050	10,051,737
	3 街路事業費	13,469,541	591,900	14,061,441
10 まちづくり費		25,823,426	24,500	25,847,926
	3 整備事業費	13,867,864	4,500	13,872,364
	4 建築管理費	4,188,227	20,000	4,208,227

13 教 育 費		106,298,249	50,445	106,348,694
	8 教育施設整備費	17,036,786	50,445	17,087,231
歳 出	合 計	732,548,371	1,020,558	733,568,929

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
浮世絵展示施設改修事業費	平成30年度から 平成31年度まで	千円 54,000
粗大ごみ収集運搬業務経費(その2)	平成30年度から 平成31年度まで	15,862
小杉駅周辺交通機能整備事業費	平成30年度から 平成31年度まで	28,500

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
文化振興事業	440,000	3,000	443,000
保育事業	2,082,000	3,000	2,085,000
安全施設整備事業	767,000	18,000	785,000
道路整備事業	2,041,000	177,000	2,218,000
橋りょう架設改良事業	921,000	1,000	922,000
街路事業	3,130,000	323,000	3,453,000
連続立体交差事業	2,376,000	197,000	2,573,000
義務教育施設整備事業	10,944,000	50,000	10,994,000
合 計	22,701,000	772,000	23,473,000
地 方 債 総 合 計	53,258,000	772,000	54,030,000

平成30年度川崎市競輪事業特別会計補正予算
平成30年度川崎市の競輪事業特別会計の補正予算は、
次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79,095千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ20,223,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 越 金		千円 200,000	千円 △79,095	千円 120,905
	1 繰 越 金	200,000	△79,095	120,905
歳 入	合 計	20,302,875	△79,095	20,223,780

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 輪 事 業 費		千円 19,866,276	千円 60,453	千円 19,926,729
	2 競 輪 開 催 費	19,442,413	60,453	19,502,866
3 予 備 費		156,598	△139,548	17,050
	1 予 備 費	156,598	△139,548	17,050
歳 出 合 計		20,302,875	△79,095	20,223,780

平成30年度川崎市国民健康保険事業特別会
計補正予算

平成30年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の補正
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
2,399,493千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ127,386,707千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1
表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 越 金		千円 100,000	千円 2,399,493	千円 2,499,493
	1 繰 越 金	100,000	2,399,493	2,499,493
歳 入 合 計		124,987,214	2,399,493	127,386,707

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸 支 出 金		千円 321,593	千円 △100,000	千円 221,593
	4 国庫負担金等返還金	100,000	△100,000	—
7 基 金 積 立 金		—	2,499,493	2,499,493
	1 基 金 積 立 金	—	2,499,493	2,499,493
歳 出 合 計		124,987,214	2,399,493	127,386,707

平成30年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸
付事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特
別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
43,242千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ342,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1
表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 越 金		千円 49,149	千円 43,242	千円 92,391
	1 繰 越 金	49,149	43,242	92,391
歳 入 合 計		298,766	43,242	342,008

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費		千円 249,647	千円 43,242	千円 292,889
	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	249,647	43,242	292,889
歳 出	合 計	298,766	43,242	342,008

平成30年度川崎市後期高齢者医療事業特別
会計補正予算
平成30年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の補
正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
734,706千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ16,115,098千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1
表歳入歳出予算補正」による。
平成30年9月3日提出
川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		千円 2	千円 734,706	千円 734,708
	1 繰 越 金	2	734,706	734,708
歳 入	合 計	15,380,392	734,706	16,115,098

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 15,067,571	千円 734,391	千円 15,801,962
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	15,067,571	734,391	15,801,962
3 諸 支 出 金		38,473	315	38,788
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	38,473	315	38,788
歳 出	合 計	15,380,392	734,706	16,115,098

平成30年度川崎市公害健康被害補償事業特
別会計補正予算
平成30年度川崎市の公害健康被害補償事業特別会計の
補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
137,239千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ220,864千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1
表歳入歳出予算補正」による。
平成30年9月3日提出
川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		千円 14,380	千円 137,239	千円 151,619
	1 繰 越 金	14,380	137,239	151,619
歳 入	合 計	83,625	137,239	220,864

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公害健康被害 補償事業費		千円 83,625	千円 137,239	千円 220,864
	1 公害健康被害 補償事業費	83,625	137,239	220,864
歳 出 合 計		83,625	137,239	220,864

平成30年度川崎市介護保険事業特別会計補
正予算

平成30年度川崎市の介護保険事業特別会計の補正予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
682,035千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ91,273,189千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1
表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 支払基金交付金		千円 23,376,135	千円 △35,680	千円 23,340,455
	1 支払基金交付金	23,376,135	△35,680	23,340,455
8 繰 入 金		14,036,289	255,307	14,291,596
	2 基金繰入金	606,700	255,307	862,007
9 繰 越 金		2	462,408	462,410
	1 繰越金	2	462,408	462,410
歳 入 合 計		90,591,154	682,035	91,273,189

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 2,138,210	千円 219,626	千円 2,357,836
	1 総務管理費	2,138,210	219,626	2,357,836
6 基金積立金		57,003	462,409	519,412
	1 基金積立金	57,003	462,409	519,412
歳 出 合 計		90,591,154	682,035	91,273,189

平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計補
正予算

平成30年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
10,920千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ15,721,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1
表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 越 金		千円 1	千円 10,920	千円 10,921
	1 繰越金	1	10,920	10,921
歳 入 合 計		15,710,921	10,920	15,721,841

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金		千円 6,629,901	千円 10,920	千円 6,640,821
	1 積立金	6,097,851	10,920	6,108,771
歳出	合計	15,710,921	10,920	15,721,841

川崎市告示第556号

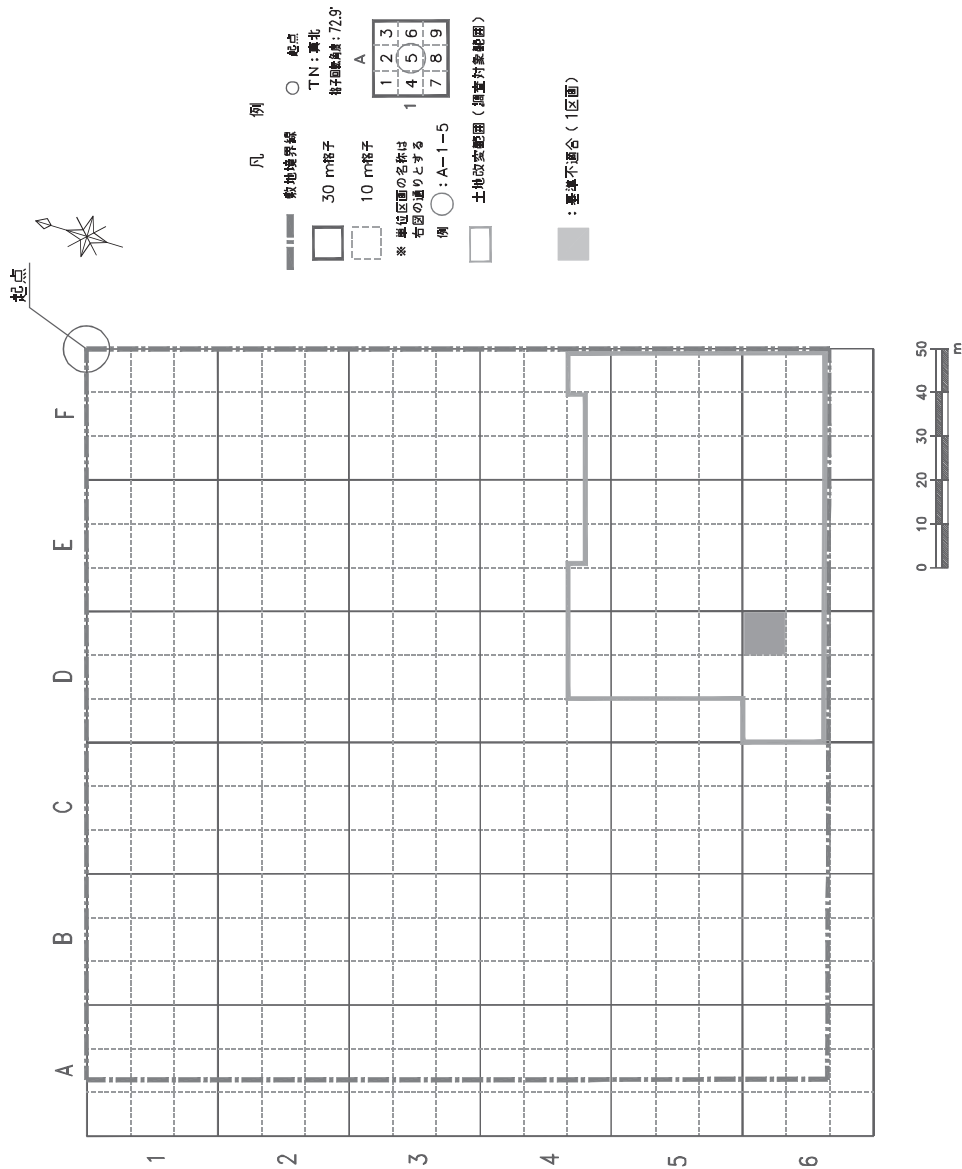
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成30年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定する区域
川崎区千鳥町12番地の一部
(別図のとおり)
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物



別図 指定する区域

川崎市告示第557号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成30年10月9日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

- 自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

- 自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第558号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年10月17日から平成30年10月31日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. Contains two rows of road information.

川崎市告示第559号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年10月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年10月17日から平成30年10月31日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 備考. Contains one row of road information.

川崎市告示第560号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成30年10月17日

川崎市長 福田紀彦

Table with 4 columns: 整理番号, 路線名, 起点, 終点, 重要な経過地. Contains four rows of road information.

46	東 有 馬 第 4 号線	宮前区東有馬 1 丁目2471番14先	
		宮前区東有馬 1 丁目2470番13先	
47	登 戸 第357号線	多摩区登戸2188番 2 先	
		多摩区登戸1831番 4 先	
48	東 百 合 丘 第159号線	麻生区東百合丘 4 丁目7510番 7 先	
		麻生区東百合丘 4 丁目7346番189先	
49	王 禪 寺 第 3 号線	西麻生区王禪寺西 6 丁目2128番161先	
		麻生区王禪寺西 6 丁目2128番309先	
50	王 禪 寺 第 4 号線	西麻生区王禪寺西 6 丁目2128番305先	
		麻生区王禪寺西 6 丁目2128番119先	

川崎市告示第561号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年10月17日から平成30年10月31日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点 終 点	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
42	久 地 第148号線	高津区久地 1 丁目340番23先	4.51	34.88	
		高津区久地 1 丁目340番33先			
43	久 地 第149号線	高津区久地 2 丁目84番口の 2 先	2.73 ～ 6.00	131.76	
		高津区久地 2 丁目82番 5 先			
44	菅 生 第830号線	宮前区菅生 2 丁目1981番42先	6.00	116.06	
		宮前区菅生 2 丁目1981番88先			
45	平 第235号線	宮前区平 4 丁目1505番 4 先	5.00	86.16	
		宮前区平 4 丁目1508番 6 先			
46	東 有 馬 第 4 号線	宮前区東有馬 1 丁目2471番14先	4.51	33.90	
		宮前区東有馬 1 丁目2470番13先			

47	登 戸 第357号線	多摩区登戸2188番 2 先	12.00	107.38	
		多摩区登戸1831番 4 先			
48	東 百 合 丘 第159号線	麻生区東百合丘 4 丁目7510番 7 先	6.00 ～ 9.81	76.28	
		麻生区東百合丘 4 丁目7346番189先			
49	王 禪 寺 第 3 号線	西麻生区王禪寺西 6 丁目2128番161先	1.62 ～ 4.00	173.94	
		麻生区王禪寺西 6 丁目2128番309先			
50	王 禪 寺 第 4 号線	西麻生区王禪寺西 6 丁目2128番305先	2.00	37.29	
		麻生区王禪寺西 6 丁目2128番119先			

川崎市告示第562号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を平成30年10月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年10月17日から平成30年10月31日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
42	久 地 第148号線	高津区久地 1 丁目340番23先	
		高津区久地 1 丁目340番33先	
43	久 地 第149号線	高津区久地 2 丁目84番口の 2 先	
		高津区久地 2 丁目82番 5 先	
44	菅 生 第830号線	宮前区菅生 2 丁目1981番42先	
		宮前区菅生 2 丁目1981番88先	
45	平 第235号線	宮前区平 4 丁目1505番 4 先	
		宮前区平 4 丁目1508番 6 先	
46	東 有 馬 第 4 号線	宮前区東有馬 1 丁目2471番14先	
		宮前区東有馬 1 丁目2470番13先	
47	登 戸 第357号線	多摩区登戸2188番 2 先	
		多摩区登戸1831番 4 先	
48	東 百 合 丘 第159号線	麻生区東百合丘 4 丁目7510番 7 先	
		麻生区東百合丘 4 丁目7346番189先	

49	王 禅 寺 第 3 号 線	西麻生区王禅寺西 6 丁目2128番161 先	
		麻生区王禅寺西 6 丁目2128番309先	
50	王 禅 寺 第 4 号 線	西麻生区王禅寺西 6 丁目2128番305 先	
		麻生区王禅寺西 6 丁目2128番119先	

川崎市告示第563号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成30年10月17日

川崎市長 福田 紀彦

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
51	久 地 第17号線	高津区久地 2 丁目84番口の 2 先	
		高津区久地 2 丁目58番 2 先	
52	平 第201号線	平宮前区平 4 丁目1580番 3 先	
		宮前区平 4 丁目1584番先	
53	登 戸 第121号線	登戸多摩区登戸1845番 1 先	
		多摩区登戸1831番 1 先	
54	東百合丘 第100号線	麻生区東百合丘 4 丁目7509番 4 先	
		麻生区東百合丘 4 丁目7506番 1 先	

川崎市告示第564号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定
について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成30年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定する区域

幸区塚越四丁目298番 1、301番の一部
（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物

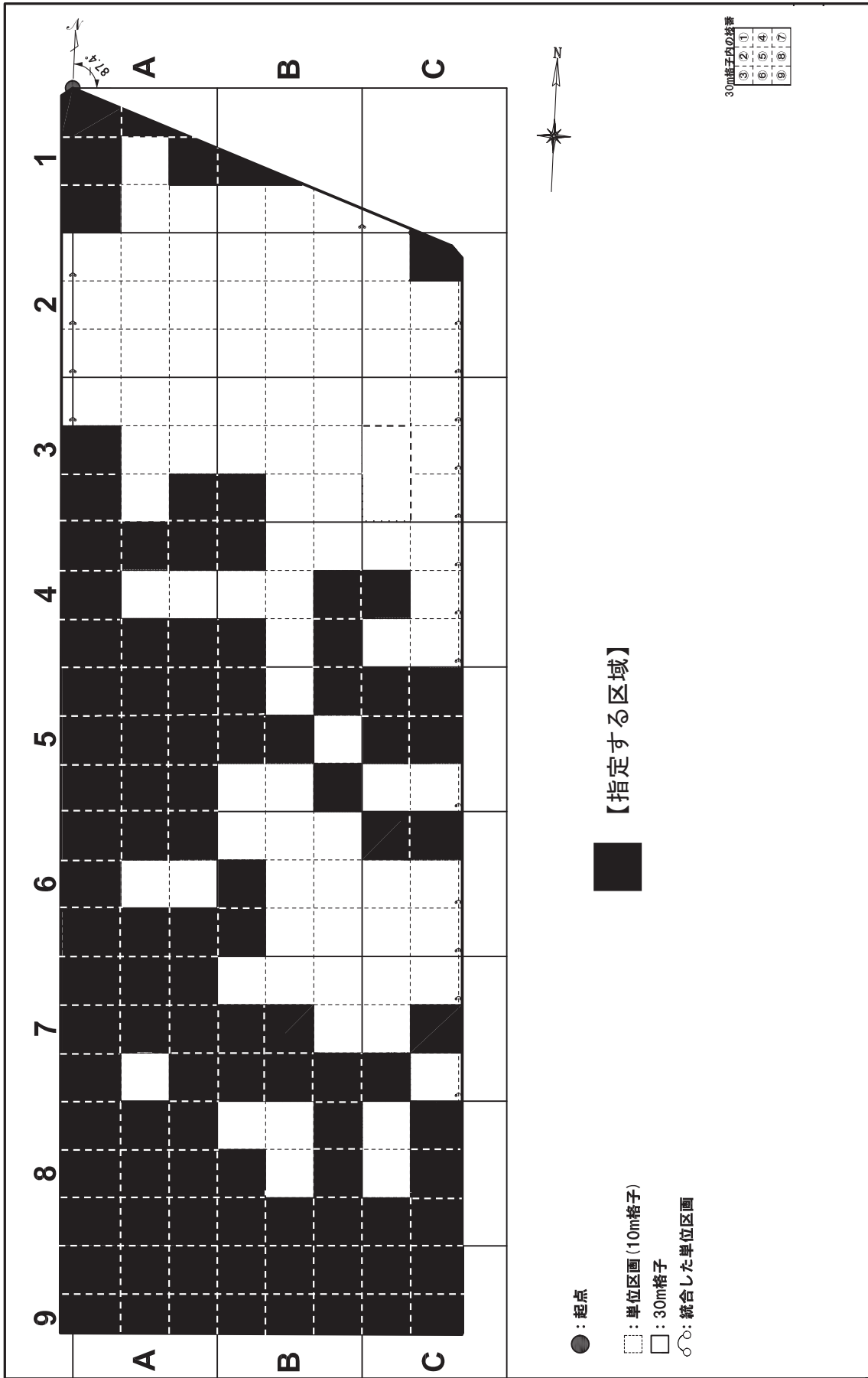
3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29

号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第39条に基づく講ずべき指示措置

- (1) 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め
- (2) 地下水の水質の測定



別図 指定する区域

川崎市告示第565号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成30年10月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 指定する区域

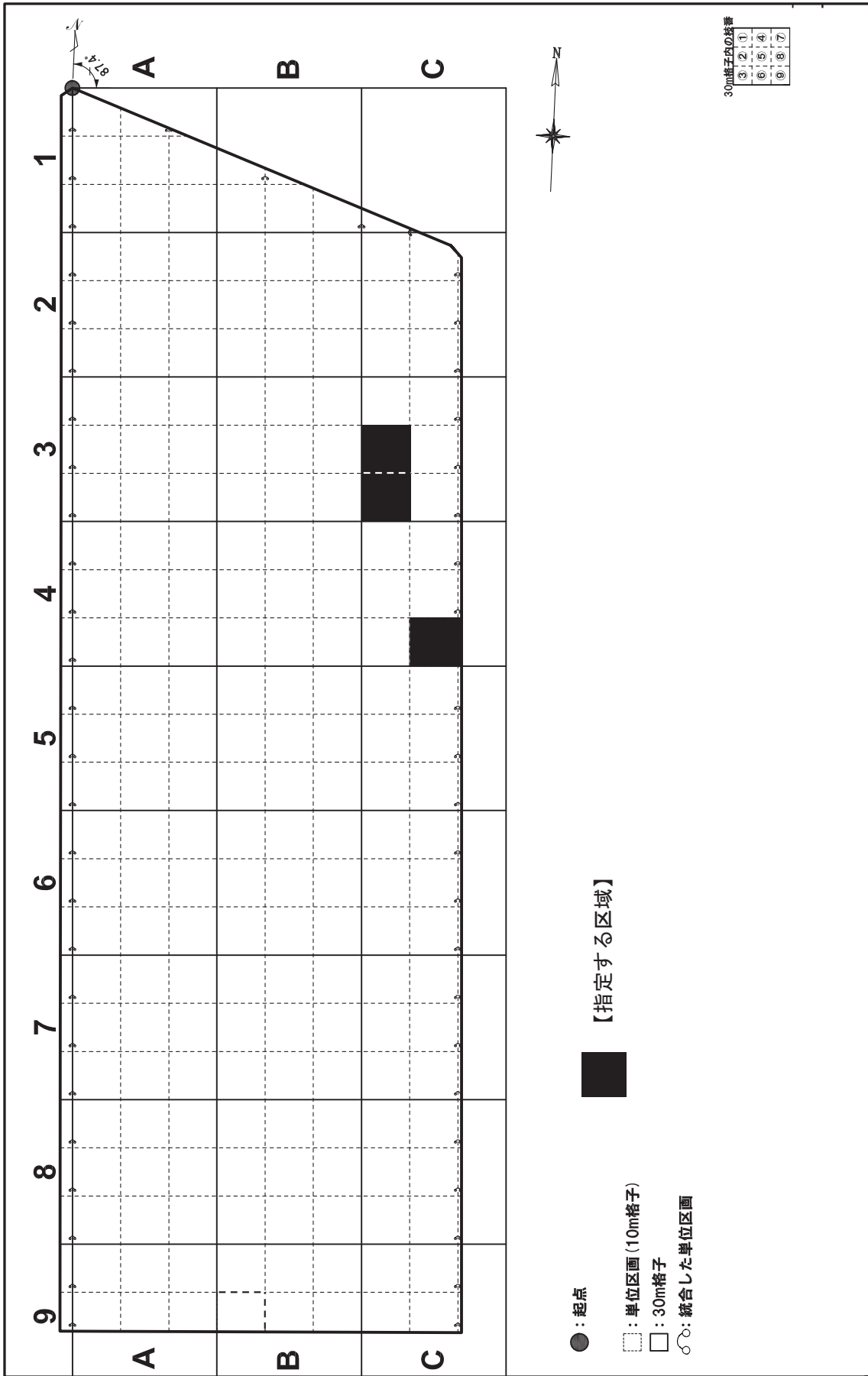
幸区塚越四丁目301番の一部
(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



別図 指定する区域

川崎市告示第566号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年10月22日から平成30年11月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	平第18号線	川崎市宮前区平1丁目23番1先 ----- 川崎市宮前区平1丁目24番1先	2.73 ～ 6.00	64.30	
新	平第18号線	川崎市宮前区平1丁目23番16先 ----- 川崎市宮前区平1丁目24番1先	4.50 ～ 8.06	64.30	

川崎市告示第567号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年10月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年10月22日から平成30年11月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
平第18号線	川崎市宮前区平1丁目23番16先 ----- 川崎市宮前区平1丁目24番1先	

川崎市告示第568号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年10月22日から平成30年11月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	下作延第172号線	川崎市高津区下作延4丁目544番4先 ----- 川崎市高津区下作延4丁目546番2先	2.12	21.85	
新	下作延第172号線	川崎市高津区下作延4丁目544番5先 ----- 川崎市高津区下作延4丁目545番5先	4.50 ～ 4.52	34.72	隅切りを含む
旧	下作延第173号線	川崎市高津区下作延4丁目544番4先 ----- 川崎市高津区下作延4丁目546番2先	2.12	10.93	
新	下作延第173号線	川崎市高津区下作延4丁目544番5先 ----- 川崎市高津区下作延4丁目546番1先	3.37 ～ 3.89	10.93	

川崎市告示第569号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年10月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年10月22日から平成30年11月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
下作延第172号線	川崎市高津区下作延4丁目544番5先 ----- 川崎市高津区下作延4丁目545番5先	隅切りを含む
下作延第173号線	川崎市高津区下作延4丁目544番5先 ----- 川崎市高津区下作延4丁目546番1先	

川崎市告示第570号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年10月22日から平成30年11月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	登 戸 第 11 号線	川崎市多摩区登戸3317 番 2 先	1. 21	22. 02	
		川崎市多摩区登戸3212 番12先			
新	登 戸 第 11 号線	川崎市多摩区登戸3317 番 2 先	1. 21	12. 45	
		川崎市多摩区登戸3212 番 8 先			

川崎市告示第571号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年10月23日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年10月23日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年10月23日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年10月23日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第575号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年10月24日から平成30年11月7日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月24日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延 長(m)	備考
旧	栗 木 第 5 号線	川崎市麻生区栗木 227番11先 ----- 川崎市麻生区栗木 3043番先	2.42	45.76	
新	栗 木 第 5 号線	川崎市麻生区栗木 227番 1 先 ----- 川崎市麻生区栗木 226番先	6.44 ～ 7.55	45.76	隅きり を含む

川崎市告示第576号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年10月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年10月24日から平成30年11月7日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月24日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
栗 木 第 5 号線	川崎市麻生区栗木227番1先 ----- 川崎市麻生区栗木226番先	隅きり を含む

川崎市告示第577号

平成30年度宮前市民館における使用料に

係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮前市民館における使用料に係る収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成30年10月26日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地：川崎市川崎区中島1丁目22番11号
名 称：株式会社 サイオー 川崎営業所
- 2 委託内容
市民館使用料の収納に関する事務
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 実施期間
平成30年11月1日から平成31年3月31日まで

川崎市告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別紙省略）

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別紙省略）

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別紙省略）

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別紙省略）

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。（別紙省略）

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第583号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を

経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第584号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 届出の状況
 - (1) 個人情報ファイル（廃止）

ア 市長	2件
------	----
- 2 届出書
別紙のとおり（省略）

川崎市告示第585号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 届出の状況
 - (1) 目的外利用

ア 病院事業管理者	1件
イ 教育委員会	1件
 - (2) 外部提供

ア 市長	10件
イ 消防長	4件
ウ 教育委員会	1件
- 2 届出書
別紙のとおり（省略）

川崎市告示第586号

指定特定相談の事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により、指定特定相談事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社Grow	指定特定相談支援事業所 Grow川崎	川崎市川崎市砂子2-5-11 りそな川崎ビル4階	計画相談支援	平成30年5月31日	1435001076

川崎市告示第587号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社リレートカンパニー	プラスエス	川崎市高津区下作延3丁目15-6	就労継続支援A型	平成30年9月1日	1415300944
株式会社ふく	訪問介護ふく	川崎市麻生区上麻生二丁目36番18号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	平成30年9月1日	1415600616

川崎市告示第588号

指定障害児通所支援事業者の指定について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 LITALICO	LITALICOジュニア川崎教室	川崎市川崎区小川町11-10 第10平沼ビル3F	保育所等訪問支援	平成30年9月1日	1455000065

川崎市告示第589号

指定特定相談の事業の廃止について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により、指定特定相談事業の廃止の届出がありました

たので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社 LITALICO	LITALICO相談支援センター	川崎市川崎区東田町6-2 ミヤダイビル8F	計画相談支援	平成30年9月30日	1435000987

川崎市告示第590号

指定障害児通所支援の事業の廃止について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止

の届出がありましたので、同法第21条の5の25第2項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社チェリッシュ	児童発達支援室tomorrow 上麻生教室	川崎市麻生区上麻生4-15-1	児童発達支援	平成30年9月30日	1455600146
株式会社チェリッシュ	児童発達支援室tomorrow 上麻生教室	川崎市麻生区上麻生4-15-1	放課後等デイサービス	平成30年9月30日	1455600146

川崎市告示第591号

指定障害児通所支援事業者の指定について
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15
第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に
基づき別表のとおり告示します。

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社リヴサービス	next	川崎市麻生区上麻生4-15-1 山口台ビル2F, 3F	児童発達支援	平成30年10月1日	1455600310
株式会社リヴサービス	next	川崎市麻生区上麻生4-15-1 山口台ビル2F, 3F	放課後等デイサービス	平成30年10月1日	1455600310

川崎市告示第592号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定
により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり
告示します。

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
一般社団法人 アイエスエフネット ベネフィット	リアンソリードゥ 川崎	川崎市多摩区长沢4-37-1 3階	共同生活援助	平成30年9月30日	1425400627
特定非営利活動法人 ケアセンター 介護福祉会	特定非営利活動法人 ケアセンター 介護福祉会	川崎市麻生区百合丘2-9-7 百合丘ハイデンス1D	重度訪問介護	平成30年9月30日	1415600228
特定非営利活動法人 ケアセンター 介護福祉会	ケアセンター 介護福祉会たかつ	川崎市高津区溝口2-24-1 アーバニー溝口102号	重度訪問介護	平成30年9月30日	1415300183
アースサポート 株式会社	アースサポート 稲田堤	川崎市多摩区菅1丁目2番24号	居宅介護	平成30年9月30日	1415400603
アースサポート 株式会社	アースサポート 稲田堤	川崎市多摩区菅1丁目2番24号	重度訪問介護	平成30年9月30日	1415400603
特定非営利活動法人 おおすみ	特定非営利活動法人 おおすみ 障害訪問介護事業所	川崎市多摩区菅仙谷2-17-1 シャルマン仙谷307	居宅介護	平成30年9月30日	1415400256
特定非営利活動法人 おおすみ	特定非営利活動法人 おおすみ 障害訪問介護事業所	川崎市多摩区菅仙谷2-17-1 シャルマン仙谷307	重度訪問介護	平成30年9月30日	1415400256
有限会社アドバンス	ハートケアサービス	川崎市幸区南加瀬4丁目1番4号	重度訪問介護	平成30年9月30日	1415100237
社会福祉法人みのり会	ヘルパーステーション らいむらいと	川崎市宮前区小台2-15-7 ガーデンハイツ安藤101号室	重度訪問介護	平成30年9月30日	1415500121
ひまわり調剤薬局 株式会社	ひまわりケアセンター 訪問介護	川崎市幸区大宮町6-4 TMビル5F	居宅介護	平成30年9月30日	1415100047
ひまわり調剤薬局 株式会社	ひまわりケアセンター 訪問介護	川崎市幸区大宮町6-4 TMビル5F	重度訪問介護	平成30年9月30日	1415100047

川崎市告示第593号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社リリアン	リリアン・ケアサービス	川崎市多摩区生田3-4-8 M・Y・G GRANDIA 202号室	居宅介護 重度訪問介護	平成30年10月1日	1415400934
特定非営利活動法人 わになろう会	サポートハウス わにの家	川崎市中原区今井南町32番 11号	行動援護	平成30年10月1日	1415201043
一般社団法人 ウイングワークス	生活介護ウイング川崎	川崎市宮前区平1-3-10 水口電装ビル201号室	生活介護	平成30年10月1日	1415500782
合同会社マルフ	はたらいふ	川崎市高津区千年新町13-1	就労継続支援B型	平成30年10月1日	1415300951
株式会社Melk	Melk川崎Office	川崎市川崎区駅前本町10番 5号	就労定着支援	平成30年10月1日	1415000692
株式会社Melk	Melk武蔵小杉Office	川崎市中原区丸子通640-5 大山ビル5階	就労定着支援	平成30年10月1日	1415200748
株式会社Melk	Melk川崎砂子Office	川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子301	就労定着支援	平成30年10月1日	1415000742
社会福祉法人 川崎聖風福祉会	社会復帰訓練所	川崎市高津区末長一丁目 3番地8	就労定着支援	平成30年10月1日	1415300415
ダンウェイ株式会社	ダンウェイ プロダクション	川崎市中原区新城一丁目 12番15号 アムールスクエア新城201	就労定着支援	平成30年10月1日	1415200573
株式会社チャレンジド ジャパン	就労支援センター ひゅーまにあ川崎	川崎市川崎区東田町2-11 大谷加工川崎大通ビル9階	就労定着支援	平成30年10月1日	1415000908
株式会社LITALICO	LITALICOワークス 川崎駅前南	川崎市川崎区小川町2-7 昼間ビルIVYTOWER 8F	就労定着支援	平成30年10月1日	1415001153
株式会社LITALICO	LITALICOワークス川崎	川崎市川崎区東田町6-2 ミヤダイビル8F	就労定着支援	平成30年10月1日	1415000866
特定非営利活動法人 マイWay	マイWay	川崎市高津区下作延六丁目 4番3号	就労定着支援	平成30年10月1日	1415300571
ウェルビー株式会社	就労定着支援事業所 ウェルビー 溝の口駅前センター	川崎市高津区下作延二丁目 9番9号 MSビル4階402号	就労定着支援	平成30年10月1日	1415300779
株式会社 ソーシャル・スパイ ス・カンパニー	Bi-z Labo	川崎市川崎区中島二丁目 18番13号	就労定着支援	平成30年10月1日	1415000619

川崎市告示第594号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1

項の規定に基づき告示します。

平成30年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
鈴木 健吾	すずき内科クリニック	川崎市多摩区登戸 2130-2 アトラスタワー向ヶ丘 遊園208
石川 良子	なないろ こどもとアレルギーの クリニック	川崎市宮前区有馬 5-17-21

川崎市告示第595号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う平成30年度インフルエンザ予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成30年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
鈴木 健吾	すずき内科クリニック	川崎市多摩区登戸 2130-2 アトラスタワー向ヶ丘 遊園208

川崎市告示第596号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定に基づき告示します。

平成30年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	野末 洋	野末整形外科歯科内科	川崎市宮前区 犬蔵2-7-1
変更後	小澤 穰		

税 告 示

川崎市税告示第7号

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について(平成21年川崎市告示第91号)の一部を改正し、平成30年3月22日以後に支出する分か

ら適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

平成30年10月17日

川崎市長 福田 紀彦

表中に次のように加える。

公益財団法人かわさき市民しきん (川崎市中原区新城5丁目2番13号)	左に掲げる者の主たる 目的である業務に関連 する寄附金
---------------------------------------	-----------------------------------

公 告

川崎市公告第555号

川崎都市計画特別緑地保全地区を決定したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成30年10月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画特別緑地保全地区

(電車山特別緑地保全地区)の決定

川崎都市計画特別緑地保全地区

(上麻生仲村特別緑地保全地区)の決定

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 電車山特別緑地保全地区

ア 追加する部分

川崎市 麻生区 栗木台2丁目地内

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

なし

(2) 上麻生仲村特別緑地保全地区

ア 追加する部分

川崎市 麻生区 上麻生7丁目地内

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

麻生区役所2階市政資料コーナー

(麻生区万福寺1-5-1)

川崎市立麻生図書館(麻生区万福寺1-5-2)

4 縦覧期間
 平成30年10月17日(水)から平成30年10月31日(水)まで

川崎市公告第556号

川崎都市計画特別緑地保全地区を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成30年10月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画特別緑地保全地区

(黒川腰巻特別緑地保全地区)の変更

2 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分
 なし

ウ 変更する部分

川崎市 麻生区 黒川地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

麻生区役所2階市政資料コーナー

(麻生区万福寺1-5-1)

川崎市立麻生図書館(麻生区万福寺1-5-2)

4 縦覧期間

平成30年10月17日(水)から平成30年10月31日(水)

まで

川崎市公告第557号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月17日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	犬蔵中学校トイレ改修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区犬蔵1丁目10番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月22日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月16日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	中部身体障害者福祉会館外壁改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉御殿町2丁目114番地1
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月25日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。 (11) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書において、業種「塗装」の完成工事高が全ての種類別完成工事高の中で最多であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月5日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	浅田小学校囲障改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浅田2丁目11番21号
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月5日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	稲田中学校囲障改修工事
	履行場所	川崎市多摩区宿河原4丁目1番1号
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月5日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	麻生区役所昇降機設備改修その他工事
	履行場所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号
	履行期限	契約の日から平成31年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。)。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年11月16日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 新丸子駅前公衆トイレ改修工事
	履行場所 川崎市中原区新丸子町766
	履行期限 契約の日から平成31年3月13日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」ランク「D」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成 30年11月2日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第558号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年10月17日

川崎市長 福田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区菅野戸呂1748番

の一部 ほか3筆の一部

1,116平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋二丁目6番地17

株式会社 成建

代表取締役 浅川聡

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 11戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年6月29日

川崎市指令 ま宅審43(イ)第43号

川崎市公告第559号

川崎都市計画生産緑地地区を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成30年10月19日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
川崎市 宮前区 土橋4丁目地内
多摩区 生田7丁目地内
 - ウ 変更する部分
川崎市 幸 区 南加瀬2丁目地内
中原区 下小田中3丁目、下小田中5丁目、下小田中6丁目、井田2丁目及び井田杉山町地内
高津区 久末、久地4丁目、蟹ヶ谷、宇奈根、上作延及び末長1丁目地内
宮前区 野川、有馬3丁目、東有馬2丁目、東有馬5丁目、土橋7丁目、鷺沼1丁目、菅生1丁目、菅生5丁目、平4丁目、犬蔵1丁目及び水沢2丁目地内
多摩区 堰1丁目、堰2丁目、堰3丁目、長尾1丁目、長尾2丁目、中野島2丁目、中野島3丁目、登戸、菅稲田堤2丁目、

菅稲田堤3丁目、菅北浦2丁目、菅馬場1丁目、菅馬場2丁目、生田1丁目、生田3丁目、生田8丁目、東生田4丁目及び南生田1丁目地内

麻生区 東百合丘4丁目、高石3丁目、高石6丁目、千代ヶ丘8丁目、上麻生5丁目、下麻生1丁目、王禅寺東5丁目、王禅寺西8丁目、五力田2丁目、五力田3丁目、片平4丁目、片平5丁目、白鳥1丁目、黒川及び岡上地内

- 3 都市計画の案の縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)
川崎市経済労働局都市農業振興センター
(高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階)
- 4 縦覧期間
平成30年10月19日(金)から平成30年11月2日(金)まで

川崎市公告第560号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月19日

川崎市長 福田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	かわさき北部斎苑駐車場詳細設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市高津区下作延6丁目18番地先
	履 行 期 限	平成31年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年11月15日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第561号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	登戸土地区画整理事業区画道路6-32号線他道路築造等工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸1852番地先他
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年11月5日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内市道川崎駅丸子線舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間174番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年11月5日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	市道古市場矢上線（I）舗装道補修（打換）工事
	履 行 場 所	川崎市幸区古市場2丁目66番地先
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年11月5日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	黒川海道特別緑地保全地区施設整備工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区黒川地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年11月5日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 大師球場整備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区大師公園1
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年11月5日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第562号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年10月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市幸区小倉三丁目803番17

ほか1筆

897平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市都筑区北山田1-8-9

株式会社 住建情報センター

代表取締役 小泉 秀昭

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：10戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年7月9日

川崎市指令 ま宅審（イ）第52号

川崎市公告第563号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月24日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	北部地域療育センター共用トイレ改修その他工事
	履行場所	川崎市麻生区片平5丁目26番1号
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月12日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	浅野町工場会館外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市川崎区浅野町1番4号
	履行期限	契約の日から平成31年3月20日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。	

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成 30年 11月12日 14時 30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 多摩消防署宿河原出張所解体撤去工事
	履行場所 川崎市多摩区宿河原3丁目12番1号
	履行期限 契約の日から平成31年3月8日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。ただし、平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る建設業の許可でも可とします。 (9) 主任技術者(業種「解体」)を配置できること。ただし、平成28年5月31日までに主任技術者(業種「とび・土工」)の資格を有する者でも可とします。 (10) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、階数2以上かつ500㎡以上の1棟からなる建築物の解体工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号044-200-2100
入札日時等	平成30年11月12日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	中野島住宅新築第4号電気設備工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区中野島6丁目2008番1ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成32年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	中野島住宅新築第4号衛生その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区中野島6丁目2008番1ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成32年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年11月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	大川町産業会館屋上防水改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大川町9番2号
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「防水」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月12日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	幸高等学校食堂ほか1か所天井改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区戸手本町1丁目150番地
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年11月12日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第564号

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第2条第1項の規定に基づき、次の公園の区域を変更します。

平成30年10月24日

川崎市長 福田紀彦

	公園の名称	所在地	区域	面積(m ²)	主な公園施設
1	富士見公園	川崎区富士見2丁目2番1	別図	130,628	運動施設ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。
(別図省略)

川崎市公告第565号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、平成30年11月7日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例(昭和22年条例第33号)第9条に基づき命じます。

その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

平成30年10月24日

川崎市長 福田紀彦

種類	登録番号	場所
軽自動車 スズキ ワゴンR C2 シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ ムーヴ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ニッサン オットイ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ホンダ ライフ 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スバル プレオ 水色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地

軽自動車 ダイハツ ジーノ 緑	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ミツビシ トッポBJ 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ホンダ アクティアー 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ ムーヴ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 ホンダ オデッセイ 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ホンダ ライフ アルマス ゴールド	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ホンダ ライフ 水色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ニッサン モコ 水色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スバル サンバーワゴン シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スズキ アルト 紺	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スズキ ラパン 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ ミラ 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ ムーヴ カスタム シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スバル R2 茶色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スバル ステラ カスタム 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ホンダ ライフ 紫	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地

川崎市公告第566号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市市税収納代行事務委託業務
- (2) 履行場所 川崎市指定場所
- (3) 履行期間 契約締結日から平成34年3月31日まで
(運用期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日まで)
- (4) 業務概要 落札者は納税者が取扱店又は携帯電話等を利用して納付した川崎市市税をとりまとめ、川崎市への払込を行うとともに収納情報を基に作成するデータを速報、確報又は速報取消として川崎市へ提供する業務委託です。詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」、種目「その他」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 3年以内に都道府県又は政令指定都市において公金の収納代行事務(地方税、国民健康保険料(税))を受託した実績があること。
- (5) 川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)第2条の2各号に掲げる基準を満たすこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部税制課 担当：大澤

電 話：044-200-2190(直通)

F A X：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

平成30年10月25日(木)から平成30年11月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15

分まで)

(3) 提出物

- ア 競争入札参加申込書
- イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し
- ウ 直近の事業年度の決算にかかる財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)
- エ I S M S の認証を証する書面など情報セキュリティに関する規格を取得していることを証明する書類の写し
- オ 業務体制表(書式は任意のものとするが、収納金の取扱い及び収納情報の取扱いについては明記すること)

上記イ、ウ、エ及びオの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) 仕様書

仕様書は上記3(1)の場所において、上記3(2)の期間で縦覧に供します。なお、上記3(2)の期間での配布は行いません。

(6) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

なお、入札説明会は開催しません。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 交付日時

平成30年11月6日(火)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書と併せて入札説明書及び仕様書を上記3(1)の場所において無償で交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して電子メールで配信します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
 川崎御幸ビル8階
 川崎市財政局収納対策部収納対策課 担当：菊池
 電 話：044-200-2226 (直通)
 F A X：044-200-3909
 E-mail：23syunou@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

平成30年11月6日(火)から平成30年11月13日(火)午後5時15分まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を上記5(1)担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、平成30年11月15日(木)午後5時15分までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送信します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は運用期間における月数(36か月)及び予定件数(2,865,000件)に対する総価(消費税及び地方消費税を含まない)で行います。また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。

ア 基本手数料単価(月額)及び取扱手数料単価(1件あたり)を基に総価を算出してください。なお、基にした単価により契約を締結するものとします。

イ 委託手数料の口座振込手数料、落札者から川崎市への収納情報伝送に要する電話回線使用料、その他仕様書で特に定めるものを除く履行期間における収納事務に要する費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

平成30年11月27日(火) 午後2時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
 川崎御幸ビル4階 会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記7(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第567号

入札公告

平成30年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

リアルタイムPCR装置一式の賃貸借

(2) 履行場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
 川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

(3) 履行期間

平成31年1月1日から西暦2026年(平成38年)
3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、川崎市「平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種名「リース」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 官公庁又は研究機関と理化学分析装置の賃貸借について平成25年4月1日以降に契約実績(可能な限り、本調達装置に準じる契約が望ましい)があること。

3 競争入札参加申込み及び仕様書について

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出場所

〒210-0821
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター2階
川崎市健康安全研究所
電 話 044-276-8250
F A X 044-288-2044
E-mail 40eiken@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

平成30年10月25日から10月31日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

- ア 競争入札参加申込書
イ 契約実績を確認できる書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 競争入札参加申込書及び仕様書の入手方法

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書並びに仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日時

平成30年11月1日 午後5時

ただし、川崎市「平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、平成30年11月2日までに電子メールで配信します。

(2) 交付場所

「3(1)提出場所」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成30年11月2日から11月6日までとします。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く、午前8時30分から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法により送付してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)提出場所」に電話にてご連絡ください。)

ア 持参

「3(1)提出場所」に同じ。

イ 電子メール

40eiken@city.kawasaki.jp

ウ FAX

044-288-2044

(5) 回答方法

質問があった場合、平成30年11月8日に競争参加資格を有するとして一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2 競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

ウ その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書の提出日時

平成30年11月13日 午前11時

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

「7(2)ア 入札書の提出日時」に同じ。

イ 開札場所

「7(2)イ 入札書の提出場所」に同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のないものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 入札書の記載金額

入札は税抜きで総額で行います。月額賃借料（税抜き）に87か月を乗じる方法（契約金総額）で見積もりしてください。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、免除とします。

(2) 前払い金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口

「3(1)提出場所」に同じ。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額

について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第568号

入札公告（役務）

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 資源物とごみの分け方・出し方作製等業務委託

(2) 履行場所 仕様書のとおり

(3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月28日まで

(4) 業務内容

「資源物とごみの分け方・出し方」の作製等に関する業務内容は、次のとおりとする。

「資源物とごみの分け方・出し方」の作製、配布（ポスティング）及び納入に関する業務

2 競争参加資格

入札に参加を希望するものは、次の条件を満たしていなければならない。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市競争参加資格審査申請書により、業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」に登録していること。

(3) 過去5年間に、本委託業務と同等の契約実績を有していること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 配布・提出場所 川崎市環境局生活環境部減量推進課（第3庁舎16階）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2580

(2) 配布・提出期間

平成30年10月26日から平成30年11月1日

午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時まで、土曜日・日曜日及び祝日は除く。）

- (3) 提出方法 持参
- 4 業務仕様書類の閲覧
次により業務仕様書類を閲覧することができます。
- (1) 閲覧場所 上記3(1)と同じ
(2) 閲覧期間 上記3(2)と同じ
- 5 競争参加資格確認通知書の交付
競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業務名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。
- (1) 交付場所 上記3(1)と同じ
(2) 交付日時 平成30年11月5日
午前10時から午後5時まで
(正午から午後1時までは除く。)
- 6 競争参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 仕様・入札に関する問い合わせ先
- (1) 問い合わせ場所
上記3(1)と同じ。
(2) 問い合わせ期間
平成30年11月7日から平成30年11月13日
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで、土曜日・日曜日及び祝日は除く。)
- (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、3(1)の場所に提出してください。
(4) 質問受け付け方法
持参、電子メールによる。
アドレス 30genryo@city.kawasaki.jp
(5) 回答方法
平成30年11月15日までに一般競争入札参加資格通知書の交付を受けた者へ文書(電子メールまたはFAX)で送付します。なお、一般競争入札資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しません。
- 8 入札手続等
- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。
(2) 入札の日時 平成30年11月20日 午後1時30分
(3) 入札の場所 川崎市役所第3庁舎16階環境局会議室

- (4) 入札保証金 免除
(5) 開札の日時 上記8(2)と同じ
(6) 開札の場所 上記8(3)と同じ
(7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
(8) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約手続等
- (1) 契約保証金 契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
(2) 前払金 否
(3) 契約書の作成 要
(4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)で閲覧できます。
- 10 その他
- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
(2) 詳細は入札説明書によります。
(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)と同じです。

川崎市公告第569号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
PCB廃棄物掘り起こし調査(事業者リスト作成及び調査票郵送等)業務委託
(2) 履行場所
川崎市内
(3) 履行期間
契約日から平成31年3月15日まで
(4) 業務概要
PCB廃棄物(安定器)の掘り起こし業務で使用する住居表示データの作成及びPCB廃棄物(コンデンサー類)調査事業者の住居表示データのクレン

ジング及び調査票郵送及び集計等に関する業務

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条に規定する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。
- (4) 過去5年間(平成25～29年度)の期間に、本市又は他官公庁において、PCB廃棄物掘り起こしに関する業務の契約実績を有し、かつ業務完了実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布・提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番4号
環境局生活環境部廃棄物指導課
(川崎市役所第3庁舎16階)
担当：金刺・名雪・松井
電話044-200-2596(直通)
- (2) 配布・提出、閲覧期間
平成30年10月25日(木)から平成30年10月31日(水)
9時から17時まで(土曜日、日曜日、休日及び12時から13時の間は除く)
- (3) 提出方法
持参(持参以外は無効とします)

4 競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等の交付

競争参加申込書を提出し、競争参加資格があると認められた者には、競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等を平成30年11月2日(金)までに交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり交付しますので受け取りに来てください。

- (1) 交付場所
上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時
平成30年11月2日(金)9時から17時まで
(12時から13時は除く)

5 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれ

かに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 委託内容に関する質問

- (1) 質問受付期間
平成30年11月2日(金)から平成30年11月6日(火)
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
- (2) 質問の様式
競争参加有資格確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。
- (3) 質問受付方法
電子メール及びFAXとします。なお、送信後は必ず確認のため電話連絡をしてください。
電子メールアドレス 30haiki@city.kawasaki.jp
FAX番号 044-200-3923
電話番号 044-200-2596

(4) 回答方法

平成30年11月8日(木)に全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時
平成30年11月15日(木)11時00分
- (3) 入札・開札の場所
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室
(川崎市川崎区東田町5番4号)
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします)
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金
要
ア 川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第570号

入札公告（役務）

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
し尿中継輸送・下水投入施設脱臭剤交換及び送風機等保守点検業務委託
- (2) 履行場所
宮前生活環境事業所し尿中継輸送・下水投入施設（川崎市宮前区宮崎172番地）
- (3) 履行期間
契約締結日から平成31年3月15日まで
- (4) 業務概要
宮前生活環境事業所し尿中継輸送・下水投入施設に設置されている脱臭設備を維持管理するための脱臭剤の交換及び送風機等の保守点検業務

2 参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条に規定する資格停止期間中でないこと。（地方自治法施行令第167条の4参照）
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に記載されていること。
- (4) 過去2年間（平成28・29年度）に、本市又は他官公庁において、し尿・汚泥処理関連施設の脱臭剤交換業務及び脱臭設備点検業務の契約実績を有し、かつ業務完了実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布・提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)を確認できる書類を提出してください。

(1) 配布・提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市役所第3庁舎16階
環境局生活環境部収集計画課
川崎市川崎区東田町5番地4
電話044-200-2585（直通）

(2) 配布・提出、閲覧期間

平成30年10月25日（木）から
平成30年10月31日（水）まで
9時00分から17時00分まで
（土曜日、日曜日及び12時00分から13時00分までの間は除く）

(3) 提出方法

持参（持参以外は無効とします）

4 確認通知書・質問書及び仕様書等の交付

競争入札参加申込書を提出し、参加資格があると認められた者には、確認通知書・質問書及び仕様書等を平成30年11月9日（金）に交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり交付しますので受け取りに来てください。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成30年11月9日（金）
9時00分から16時00分まで
（12時00分から13時00分までの間は除く）

5 参加資格の喪失

参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 委託内容に関する質問

(1) 質問受付期間

平成30年11月9日（金）から平成30年11月16日（金）まで
9時00分から17時00分まで
（12時00分から13時00分までの間は除く）

(2) 質問の様式

確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール及びFAXとします。なお、送信後は必ず確認のため電話連絡をしてください。

電子メールアドレス 30syusyu@city.kawasaki.jp

FAX番号 044-200-3923

電話番号 044-200-2585

(4) 回答方法

平成30年11月22日(木) 全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時

平成30年11月29日(木) 午前10時00分

(3) 入札・開札の場所

川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室
(川崎市川崎区東田町5番地4)

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(6) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は調査を行う場合があります。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市公式ホームページ内の「入札情報かわさき」、「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め

るところによります。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第571号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年10月25日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市高津区下野毛1丁目2番12号		
	関根 順一		
住所・氏名	東京都小平市御幸町131番地の193		
	四俵 あけみ		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区下野毛1丁目1320番1の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	19.50メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第212号		指 定 年月日	平成30年 10月25日

川崎市公告第572号

スポーツ・文化総合センター事業モニタリング等支援業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

スポーツ・文化総合センター事業モニタリング等支援業務委託

(2) 履行場所

川崎区役所まちづくり推進部地域振興課
(川崎市川崎区東田町8番地)

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月20日まで

(4) 委託概要

スポーツ・文化総合センター事業に関する川崎市が行う財務面及び運営・維持管理面のモニタリングの支援業務委託

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期間において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格者名簿に業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」で掲載されている者。
- (4) 過去に本市又はその他官公庁で、類似の契約実績があること。
- 3 入札参加申込書及び仕様書の配布等
- 次により一般競争入札参加資格確認書を配布します。この入札に参加を希望するものは、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。なお、配布期間中にホームページからダウンロードすることも可能とする。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地
川崎区役所まちづくり推進部地域振興課
電 話 044-201-3231
F A X 044-201-3209
e-mail ochiai-k@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成30年10月25日(木)から平成30年11月1日(木)までとします。(土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。
- (3) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 契約実績を確認できる契約書等の写し
- (4) 提出方法
持参
- 4 競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿に登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書は自動的に電子メールで交付されます。
- (1) 場所
3(1)に同じ
- (2) 日時
平成30年11月6日(火)午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)
- (3) その他
一般競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。
また、入札説明書は3(1)の場所において平成30年10月22日(月)から平成30年10月29日(月)まで縦覧します(土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。
- 5 仕様に関する質問について
次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。
- (1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
平成30年11月6日(火)から平成30年11月12日(月)までとします(午前8時30分から午後5時まで)。
- (3) 質問方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。
- (4) 質問に対する回答
質問があった場合の回答は、平成30年11月15日(木)までに、全社宛て電子メールにて送付します。なお、回答後の再質問は、受付しません。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に、2「競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封書に封印し、持参してください。
- (2) 入札金額
入札金額は、消費税及び地方消費税を含めないものを記入してください。
- (3) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 平成30年11月22日(木) 午前11時
イ 場所 川崎市川崎区東田町8番地
パレール三井ビルディング
7階 会議室
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川

崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 入札説明書、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は3(1)の場所において、一般競争入札参加資格確認申請書の配布期間中に縦覧できます。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限ります。

(5) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

(6) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第573号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区野川1279番3

ほか3筆の一部

2,940平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市旭区二俣川二丁目21番地1

つくみ住研 株式会社

代表取締役 大川 義弘

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：17戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年5月24日

川崎市指令 ま宅番(イ)第28号

川崎市公告第574号

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)川崎Z計画新築工事

川崎市川崎区小川町1丁目7

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社アエル

代表取締役 山中 康敬

東京都大田区山王二丁目2番15号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者	住所
未定	未定	未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年7月31日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,891.88平方メートル

6 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

隔地1階

収容台数 42台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

隔地1階・東側

収容台数 83台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物1階・北側

面積52.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物1階・北側

容量 16.425立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口：1箇所 隔地北西側

出口：1箇所 隔地北西側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後11時まで
- 8 届出の年月日
平成30年10月19日
- 9 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課（川崎フロンティアビル10階）及び川崎区役所
- 10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成30年10月25日から平成31年2月25日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く。
- 11 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べるすることができます。
- 12 意見書の提出期限及び提出先
平成31年2月25日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第575号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月25日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 件名
川崎市高津スポーツセンターにおけるE S C O事業公募条件設定業務委託
- (2) 履行場所
財政局資産管理部資産運用課
(川崎市川崎区宮本町6番地) 他
- (3) 履行期間
契約締結日から平成31年3月29日(金)まで
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」に登録されていること。
- (4) 官公庁の省エネルギー保証を伴うE S C O事業において、本業務と類似の業務実績があること。
- (5) 自社において、技術士(機械部門・電気電子部門・衛生工学部門・環境部門)、エネルギー管理士、

一級建築士、建築設備士のいずれかの資格を持つ者を配置できること。

- 3 一般競争入札参加資格確認申込書等の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申込書及び上記2の(4)(5)を証する書類、また、資格者との雇用関係を証明できる書類を提出しなければなりません。なお、申込書、仕様書は川崎市ホームページの「入札情報かわさき(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル13階
財政局資産管理部資産運用課 担当 柴田
電話 044-200-2851(直通)
- (2) 配布・提出期間
平成30年10月25日(木)から平成30年10月29日(月)までの9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法
持参とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び質問書の交付
一般競争入札参加資格確認申込書を提出した者には、一般競争入札参加資格確認通知書及び質問書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。なお、入札説明会については実施いたしません。
- (1) 日時
平成30年10月31日(水)
- (2) 交付場所
3(1)に同じ
- 5 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
- (2) 質問受付日
平成30年10月31日(水)から平成30年11月2日(金)9時から17時まで
- (3) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
電子メールによります。
電子メール 23sisan@city.kawasaki.jp
- (5) 回答方法
平成30年11月6日(火)全者に文書(電子メール)にて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3905

6 競争参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 平成30年11月8日（木）13時30分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

財政局資産運用課会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格

をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手續き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 本業務を受託した者は、川崎市高津スポーツセンターのESCO事業には参加できません。

川崎市公告第576号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	平成30年度 備蓄食料品（わかめ御飯）の購入
	履行場所	東門前小学校（川崎区東門前3-4-6）他51箇所
	履行期限	平成31年3月29日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「食料品」種目「食料品」に記載されていること。 (4) 平成20年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。	

参加資格	また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2093
入札日時等	平成30年12月6日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は川崎市ホームページ 「入札情報 かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 携帯トイレの購入
	履 行 場 所 堤根処理センター及び加瀬クリーンセンター
	履 行 期 限 平成31年3月22日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成20年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。 (8) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2093
入札日時等	平成30年12月6日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第577号

平成30年10月29日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎駅新川通り自転車通行環境整備及び自転車等駐車場改良工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区駅前本町1番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年11月22日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道寺尾台11号線道路補修(自由勾配側溝)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区寺尾台1丁目11番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年11月12日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	市道東百合丘105号線道路補修(L型側溝)工事
	履行場所	川崎市麻生区東百合丘4丁目30番地先
	履行期限	契約の日から120日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「D」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年11月12日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	千鳥町鉄道敷護岸改良工事
	履行場所	川崎市川崎区夜光1丁目地先、千鳥町地先
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」または「B」で登録されている者。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参加資格	(7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。 (9) 「海上及び海中での被覆防食工事」の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年11月12日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	幸区内一般県道川崎町田舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市幸区南幸町3丁目109番地先
	履行期限	契約の日から平成31年2月28日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年11月12日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	日本民家園園路ほか補修工事
	履行場所	川崎市多摩区柘形7-1-1
	履行期限	契約の日から平成31年3月29日まで

参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年11月12日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 さつき橋歩道橋補修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区渡田1丁目1番地先
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年11月22日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第578号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区野川字西耕地2816番1
ほか5筆の一部
946平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区野川3072番地
亀ヶ谷 隆俊
- 3 予定建築物の用途
長屋住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年8月22日
川崎市指令 ま宅番（イ）第75号
平成30年9月26日
川崎市指令 ま宅番（イ）第95号（変更）

川崎市公告第579号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区井田中ノ町752番2
1,190平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内2-4-1
株式会社 オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡 良介
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：14戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年6月11日
川崎市指令 ま宅審（イ）第38号

川崎市公告第580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区野川字中耕地1434番64
ほか3筆
1,907平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市神奈川区三ツ沢西町17番34号
株式会社レ・リード 代表取締役 土井 俊明
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅、共同住宅
計画戸数：49戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成26年6月9日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第41号
平成29年9月29日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第84号（変更）
平成30年7月4日
川崎市指令 ま宅審（イ）第49号（変更）
平成30年10月12日
川崎市指令 ま宅審（イ）第102号（変更）

川崎市公告第581号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権							利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の方法	氏名又は名称	住所
麻生区岡上 宇池ノ谷戸837 宇池ノ谷戸936	畑 畑	1,045 2,100	海老沢妙子	川崎市麻生区岡上238	賃借権	果樹畑	平成30年 12月1日	平成32年 11月30日	円 14,000 42,000	毎年11月末日までに貸手の口座に振込む。	農業生産法人株式会社 クローバー代表取締役 栗村昌昭	茨城県かすみがうら市上佐谷803
川崎市麻生区岡上 梨子ノ木1277	畑	1,770	梶 伊佐雄	川崎市麻生区岡上980	賃借権	普通畑	平成30年 11月1日	平成33年 10月31日	円 30,000	毎年12月末日までに貸手宅へ持参する。	田辺裕崇	川崎市宮前区馬絹6-19-15

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条(明治29年法律第89号)によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3) 農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第582号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月31日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	麻生区役所自動火災報知設備改修工事
	履行場所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号
	履行期限	契約の日から平成31年3月22日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「消防施設」）を配置できること。 (10) 消防設備士免状（甲種第4類）の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(9)の技術者（業種「消防施設」）との兼任を可とします。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年11月28日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	仮称生田・生田乳児保育園改築電気その他設備工事
	履行場所	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号
	履行期限	契約の日から平成31年11月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年11月28日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	岡上小学校プールろ過設備改修工事
	履行場所	川崎市麻生区岡上675番地1
	履行期限	契約の日から平成31年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p>	

参加資格	(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年11月19日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 菅中学校プールろ過設備改修工事
	履行場所 川崎市多摩区菅城下28番1号
	履行期限 契約の日から平成31年3月29日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年11月19日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 殿町老人いこいの家外壁改修その他工事
	履行場所 川崎市川崎区殿町1丁目20番15号
	履行期限 契約の日から平成31年3月25日まで

参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年11月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 武蔵小杉駅連絡通路エスカレーター1号機更新工事
	履行場所 川崎市中原区小杉町3丁目地内
	履行期限 契約の日から平成31年3月31日まで
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年11月28日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	有馬中学校受水槽改修その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区有馬7丁目7番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	浅田小学校受水槽改修その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浅田2丁目11番21号
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p>	

参加資格	<p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年11月19日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	坂戸小学校受水槽改修その他設備工事
	履行場所	川崎市川高津区坂戸1丁目18番1号
	履行期限	契約の日から平成31年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月19日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件10)

競争入札に付する事項	件名	南部管内自転車等駐車場施設（照明設備）補修工事
	履行場所	南部都市基盤整備事務所管内
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで

参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年11月14日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第583号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成30年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年10月25日	特定非営利活動法人 大師ワークショップ	荒木 静江	川崎市川崎区大師本町 8番15号只限ビル1F	この法人は、障害(児)者の地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

川崎市公告第584号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成30年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年10月15日	特定非営利活動法人 BBA JAPAN	佐藤 明子	川崎市宮前区鷺沼 4丁目13番地2 たまプラーザ東パーク・ ホームズ207	この法人は、海外の貧困地域において、社会的弱者である人々に対し、現地の衛生環境の改善及び教育、職業訓練等の支援活動を行い、保健、又は福祉サービスの振興及び青少年の健全育成と女性の社会進出に寄与し、生活向上を実現するとともに、現地と日本の文化交流及び災害時における支援活動を行うことによって、支援国との親善と相互理解を推進することを目的とする。

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第407号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月12日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項**(1) 業務件名**

麻生市民館・図書館空気調和機長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号

(3) 履行期間

契約日から平成31年3月29日まで

(4) 業務概要

麻生市民館・図書館に設置されている空気調和機(AHU-3,6の2台)の部品交換、内外部清掃及びモーターダンパの交換等の整備を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。

(3) 平成29・30年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、2(6)に示す類似業務実績を証する書類(契約書の写しや工事实績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒215-0004

〔住所等〕川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号

〔担当課〕麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課(麻生市民館)

電 話 044-951-1300(直通)

F A X 044-951-1650

E-mail 88asaosi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年11月12日(月)から11月20日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、休館日の11月19日(月)と土曜日、日曜日は除きます。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書**(1) 入札説明会**

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、平成30年11月26日(月)までに、平成29・30年度川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレスあて、一般競争参加資格確認通知書を送付します。また、電子メールアドレスの登録を行っていない場合はF A Xにて交付します。

6 仕様に関する問合せ**(1) 問合せ先**

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

平成30年11月20日(火)から11月28日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 88asaosi@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-951-1650

(5) 回答方法

平成30年12月3日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、

この入札の参加資格を満たしていない者からの質問
に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各
号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等
について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契
約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記
載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書
を入札件名が記載された封筒に封印して持参して
ください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金
額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札
書に記載した金額の8%）を加算した金額をもっ
て契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年12月14日（金） 午後2時00分

イ 入札場所

川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号
麻生市民館第1会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しな
ければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情
報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先
の場所で閲覧することができます。

(5) 特定業務委託契約について

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条
例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約
に該当します。特定業務委託契約については、川崎
市のホームページ「入札情報かわさき」([http://
www.city.kawasaki.jp/233300/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))の「公
契約関係」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎
市のホームページ「入札情報かわさき」([http://
www.city.kawasaki.jp/233300/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))におい
て、本件の公表情報詳細のページからダウンロード
できます。

川崎市公告（調達）第408号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年11月12日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立聾学校で使用する深夜電力の供給

(2) 供給内容

59,600キロワット時（詳細は入札説明書による。）

(3) 供給期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

※対象時間帯：午後11時から午前7時まで

(4) 供給場所

川崎市立聾学校

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満
たさなければなりません。

(1) 1(4)の場所を含む区域における電気の供給につい
て、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受
けている者であること。

- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされている者であること。
- 3 一般競争参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課
電 話 044-200-3287(直通)
F A X 044-200-2853
- (2) 配布・提出期間
平成30年11月12日(月)～平成30年12月3日(月)
午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (3) 提出方法
持参に限ります。申込書及び入札説明書は、(2)の期間に(1)の場所で配布します。
- 4 仕様・入札に関する問い合わせ先
- (1) 問い合わせ場所
上記3(1)に同じ。
- (2) 問い合わせ期間
平成30年11月12日(月)～平成30年12月5日(水)
午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、直接、担当部署に提出するか、指定するF A Xにて送信。
- (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、平成30年12月6日(木)までに、競争参加者全てに、電子メール又はF A Xにて送付。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

- 一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年12月5日(水)までに送付。
※電子メールアドレスを登録していない場合はF A Xにて送付。
- 6 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
持参による入札のみ行います。
- ア 入札日時
平成30年12月10日(月) 午前10時00分
- イ 開札場所
川崎市川崎区宮本町3番地3
第4庁舎4階第1会議室
- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (4) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手続等
次により契約を締結します。ただし、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決を条件とします。
- (1) 契約保証金
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 前払金
否
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」

で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

川崎市公告(調達)第409号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年11月12日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

東扇島堀込部ケーソン製作その1工事

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

平成30年10月2日

4 落札者の氏名及び住所

JFEエンジニアリング 株式会社

代表取締役社長 大下 元

横浜市鶴見区末広町二丁目1番地

5 落札金額

1,692,360,000円

6 落札者を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年7月25日

川崎市公告(調達)第410号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月12日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市高齢者フレイル対策事業(アンケート調査業務)委託

(2) 納入場所及び履行場所

健康福祉局保健所健康増進課ほか

(3) 履行期限

契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 委託概要

別紙仕様書のとおり

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「調査・測定」・種目「その他の調査・測定」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 本市又は他官公庁において、高齢者の健康・介護に関するアンケート調査業務について、全てのアンケート回答者に対して個別結果通知書の送付を含む業務の契約実績があること。

(5) プライバシーマーク又はISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証を取得していること。

3 競争入札参加申込書等の配布及び提出先

入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書、2(4)の契約実績を証する書類、2(5)を証する登録証の写しを提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市役所 健康福祉局保健所健康増進課

健診担当(担当 島田)

電話 044-200-3426(直通)

FAX 044-200-3986

E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年11月12日(月)から平成30年11月16日(金)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を証する書類(契約書の写し等)

ウ プライバシーマーク又はISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証を取得していることを証する登録証の写し(有効期限内のもの)

(4) 提出方法

持参

(5) その他

契約書(案)、仕様書、競争入札参加申込書等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」に掲載します。なお、ダウンロードができない場合等に対応するため、3(1)の場所において3(2)の期間、配布も行います。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に、併せて入札説明書を無償で交付します。

(1) 交付方法

ア 平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスを登録している者には、平成30年11月20日（火）までに一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を送付します。

イ 当該委託先メールアドレスを登録していない者には、平成30年11月20日（火）の午前9時から正午までに上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。

(2) 交付した入札説明書は、入札日に回収しますので、必ず持参してください。

(3) 入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

平成30年11月20日（火）から平成30年11月26日（月）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の電子メールアドレス又はFAX番号あて送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、平成30年11月28日（水）までに、電子メール又はFAXにて送付します。

尚、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

6 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記

載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札書等の提出方法

持参による入札

ア 入札日時

平成30年12月6日（木）午後3時

イ 入札場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館12階会議室

(2) 入札方法

ア 入札は、総額を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を抜いた金額とします。

ウ 入札は、所定の入札書をもって行います。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印（委任状に押印したものと同一印鑑）が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印をしてください。

エ 入札書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

オ 1回目で落札しない場合は、再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、その分の入札書及び積算内訳書を用意してください。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行う場合があります。

(4) 入札保証金

免除

(5) 開札の日時

8(1)アに同じ

(6) 開札の場所

8(1)イに同じ

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。

(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立

ち合う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第411号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 浮島処理センター新エネルギー等電気相当量(第1四半期)の売却(その1)

(2) 履行場所 川崎市環境局施設部処理計画課：
川崎市川崎区東田町5番地4

(3) 引渡期間 契約日から平成31年2月28日まで

(4) 概 要 平成30年4月1日から平成30年6月30日までに浮島処理センターで発生した新エネルギー等電気相当量の売却
売却量 2,500,000kWh

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等

有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登録するための申請をしていること。

(4) 電気事業法第27条の27第1項の規定に基づき、発電事業の届出をしていること。又は、小売電気事業の登録の申請等に関する省令(平成27年7月24日経済産業省令第58号)に基づき、小売電気事業の登録申請をしていること。

(5) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」附則第9条の経過措置規定による「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則」に基づく新エネルギー等電気相当量の増量又は減量の記録を行うための電子口座を保有していること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)、(5)を証明出来る書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 小林、鈴木

電話 044-200-2587(直通)

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

平成30年11月12日(月)から平成30年11月20日

(火)

9時から17時まで(土、日曜日及び祝日並びに12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法

持参又は郵送。

ただし、郵送の場合は11月20日(火)17時までに必着とし、不備がないこと。

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の発電事業者又は小売電気事業者であることを証明可能な書類。登録が完了していない場合は、手続きを進めていることの証明可能な書類

イ 上記2(5)の電子口座を保有していることを証明可能な書類

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成30年11月27日(火)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
 (2) 交付日時 平成30年11月27日(火)9時から
 17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
 平成30年11月27日(火)から平成30年11月29日(木)
 9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
 (2) 質問書の様式
 配布する「質問書」の様式により提出すること。
 (3) 質問受付方法
 ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
 イ FAX 044-200-3923
 ウ 持参 上記3(1)に同じ
 (4) 回答方法
 平成30年12月5日(水)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 (2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
 (2) 入札・開札の日時 平成30年12月12日(水)10時30分
 (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
 川崎市役所第3庁舎16階
 環境局会議室
 (4) 入札書の提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送については、12月11日(火)必着とする。有効札の最高価格が同額の場合は、後日くじ引きを行い、落札者を決定するため、最高価格の入札を行った者は出席すること。
 (5) 入札保証金 免除
 (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。入札においては1kWhあたりの単価を入札書(見積書)

に記載すること。

- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
 (2) 契約書の作成 要
 (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
 (http://www.city.kawasaki.jp/233300/)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第412号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島処理センター新エネルギー等電気相当量(第1四半期)の売却(その2)
 (2) 履行場所 川崎市環境局施設部処理計画課:川崎市川崎区東田町5番地4
 (3) 引渡期間 契約日から平成31年2月28日まで
 (4) 概 要 平成30年4月1日から平成30年6月30日までに浮島処理センターで発生した新エネルギー等電気相当量の売却
 売却量 2,500,000kWh

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登載するための申請をしていること。
 (4) 電気事業法第27条の27第1項の規定に基づき、発電事業の届出をしていること。又は、小売電気事業の登録の申請等に関する省令(平成27年7月24日経済産業省令第58号)に基づき、小売電気事業の登録申請をしていること。

- (5) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」附則第9条の経過措置規定による「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則」に基づく新エネルギー等電気相当量の増量又は減量の記録を行うための電子口座を保有していること。
- 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先
この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)、(5)を証明出来る書類を提出してください。
- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 小林、鈴木
電話 044-200-2587(直通)
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
平成30年11月12日(月)から平成30年11月20日(火)
9時から17時まで(土、日曜日及び祝日並びに12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法
持参又は郵送。
ただし、郵送の場合は11月20日(火)17時までに必着とし、不備がないこと。
- (4) 提出書類
ア 上記2(4)の発電事業者又は小売電気事業者であることを証明可能な書類。登録が完了していない場合は、手続きを進めていることの証明可能な書類
イ 上記2(5)の電子口座を保有していることを証明可能な書類
- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成30年11月27日(火)までに交付します。
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
(2) 交付日時 平成30年11月27日(火)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- 5 質問書の受付・回答
(1) 質問受付日
平成30年11月27日(火)から平成30年11月29日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出すること。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
平成30年12月5日(水)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。
(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
(2) 入札・開札の日時 平成30年12月12日(水)11時00分
(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
(4) 入札書の提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送については、12月11日(火)必着とする。有効札の最高価格が同額の場合は、後日くじ引きを行い、落札者を決定するため、最高価格の入札を行った者は出席すること。
(5) 入札保証金 免除
(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。入札においては1kWhあたりの単価を入札書(見積書)に記載すること。
(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約手続等
(1) 契約保証金 免除
(2) 契約書の作成 要
(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係

規定」から閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第413号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年11月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
消防業務用無線機(車載型)移設業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区南町20番地7ほか
- (3) 履行期限
平成31年3月29日まで
- (4) 調達概要
本業務は、消防無線通信を円滑に運用するため、消防車、救急車の更新や車両配置換えに伴う車載型無線機の移設等を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

- 入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登録されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 過去5年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備の設置、移設等を行う類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加申込書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20番地7
(川崎市消防局総合庁舎7階)
川崎市消防局警防部指令課
電話 044-223-2640

(2) 配布・提出期間

平成30年11月12日から平成30年11月16日までの、

午前9時から午後5時(平日の正午~午後1時までを除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書

業務の詳細、一般競争入札参加申込書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

平成30年11月21日

(2) 交付場所

本市に登録されている電子メール又は3(1)の場所で交付します。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sirei@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

平成30年11月12日から平成30年11月22日までの午前9時から午後5時
(平日の正午~午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

平成30年11月27日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札に参加できません。

8 入札手続等

(1) 入札方法

本市指定の入札書により実施します。

ア 入札日時

平成30年11月29日 10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区南町20番地7
川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時

8(1)アと同じ

(4) 開札の場所

8(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、
著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に定める入札
は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規
則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、本市ホームページの「入札情報かわさき」で閲
覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

ア 川崎市契約条例

イ 川崎市契約規則

ウ 川崎市競争入札参加者心得

エ 川崎市一般競争入札実施要綱

オ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

カ 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告（調達）第414号

一般競争入札について次のとおり公示します。

平成30年11月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ビデオ硬性挿管用喉頭鏡賃貸借契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区南町20番地7 消防局川崎消防署他

(3) 履行期間

平成30年12月1日から平成34年11月30日まで

(4) 調達概要

救急隊が救急現場等で使用するビデオ硬性挿管用
喉頭鏡の賃貸借契約

詳細は「入札説明書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給
等有資格業者名簿」の業種「リース」、種目「その他」
に登録されており、かつA又はBの等級に格付けさ
れていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(4) 納入した物品に対して、修理、部品供給等のアフ
ターサービスを、本市の求めに応じて迅速に実施で
きる体制を有すること。

(5) 過去5か年に、本市又は他官公庁において同等機
器の賃貸借契約の実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び
問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加
の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

郵便番号210-8565

川崎市川崎区南町20番地7

消防局警防部救急課救急指導係

(消防局総合庁舎7階)

電話 044-223-2627 (直通)

(2) 配布・提出期間

平成30年11月12日から平成30年11月13日までの9
時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分ま
では除く)及び平成30年11月14日の9時00分から12
時00分までとします。

(3) 提出方法

持参とします。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)を証する契約書の写し等書類

(5) 仕様書の配布

一般競争入札参加資格確認申請書の配布に併せ
て、無償で仕様書及び入札説明書を交付します。ま
た、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書等は、
川崎市インターネットホームページ「入札情報かわ
さき」の「入札公表(物品、財政局)」からダウン
ロードすることができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日時

平成30年11月15日

ただし、直接受け取りに来庁される場合は9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く)とします。

(2) 交付場所

メールアドレス宛て電子メールにて交付します(直接受け取る場合は3(1)に同じ)。

5 仕様等に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、持参または電子メールアドレス宛て送付してください。郵送及びファクシミリによる送付は認めません。また、電子メールにより送付したときは、その旨を担当まで御連絡ください。

電子メールアドレス 84kyukyu@city.kawasaki.jp

(3) 受付期間

平成30年11月15日から平成30年11月19日までの9時00分から17時00分(12時00分から13時00分まで及び土日を除く)とします。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年11月21日に参加全者宛て、文書(ファクシミリ又は電子メール)にて送付します。

6 カタログの提出について

入札参加資格があると認められた者は、導入予定機種 の名称及び仕様等のカタログを3(1)の場所に平成30年11月22日17時00分までに提出してください。また、入札日の前日までの間において、提出したカタログに対し、本市から説明を求められたときには、これに 応じなければなりません。

7 競争参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれか又は複数に該当するときは、この入札に参加することはできません。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続き等

(1) 入札方法

入札は入札書にて総額(税抜き)で行うこととします。見積もった月額 の賃貸借料の108分の100に相当する金額に賃貸借期間(48か月)を乗じた額を入

札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 提出日時

平成30年11月26日 14時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区南町20番地7

消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入 札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低 価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び 「川崎市競争入札参加資格者心得」第7条に該当す る入札は無効とします。

9 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 支払方法

賃貸借料については、月額支払とします。

(3) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得 は、川崎市インターネットホームページ「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」から閲覧することが できます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日 本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ

(3) 当契約は、次年度以降における所要の予算の該当 金額について、減額又は削減があった場合、この契 約を変更又は解除できるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その 損失の補償を川崎市に対して請求することができる ものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第415号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年11月12日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称
国保ハイアップシステム制度改正対応等改修業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市健康福祉局医療保険部保険年金課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年10月10日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気 株式会社 神奈川支社
支社長 木下 孝彦
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC
- 5 契約金額
58,383,072円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第416号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月12日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
平成30年度非常用発電装置点検整備業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市中原区小杉町3-245
中原区役所ほか3か所
 - (3) 履行期間
契約日から平成31年3月22日まで
 - (4) 業務概要
防災用の非常用発電装置を円滑に運用するため、発動機部分の年次点検、整備及び始動用バッテリーの交換を実施します。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登載されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備や放送設備に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2856(直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

平成30年11月12日(月)から11月16日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成30年11月19日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

- 4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会

実施しません。

- (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 日時

平成30年11月21日(水)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日

の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成30年11月12日(月)から11月22日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成30年11月26日(月)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。

(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成30年11月29日(木)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金

額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年12月4日(火)午後2時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第417号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度移動系防災行政無線再免許申請業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4

市役所第3庁舎7階ほか

(3) 履行期間

契約日から平成31年3月22日まで

(4) 業務概要

本市の陸上移動局の再免許申請を行います。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備や放送設備に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2856(直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年11月12日(月)から11月16日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成30年11月19日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成30年11月21日(水)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成30年11月12日(月)から11月22日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成30年11月26日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。

(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成30年11月29日(木)に、一般競争入札参加資

格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年12月4日（火）
午後1時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第418号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年11月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市民防災農地看板作製・設置業務委託契約

(2) 履行場所

市内防災農地のうち、61箇所

(3) 履行期間

契約日から平成31年3月29日まで

(4) 業務概要

川崎市市民防災農地登録実施要綱第5条に基づき、市民防災農地に登録された農地に関する標識板作製及び設置を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「その他」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、標識、看板の作成を含むに類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び

問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2857 (直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年11月12日(月)から11月19日(月)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成30年11月27日(火) 午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成30年11月12日(月)から11月28日(水)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただ

し、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。

(電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成30年11月30日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年12月7日(金)

午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第419号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

下水道光ファイバー性能測定等業務委託契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎ほか

(3) 履行期間

平成31年1月4日から平成31年3月29日まで

(4) 調達概要

庁内ネットワークで利用している下水道光ファイバーのOTDR性能測定業務の委託詳細は「入札説明書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種が「施設維持管理」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達内容について確実に履行することができること。

(5) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の地域区分が「市内」又は「準市内」で登載されていること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番4 第3庁舎9階

総務企画局情報管理部システム管理課 佐藤・根本

電話 044-200-2111(代表)

044-200-2057(直通)

FAX 044-200-3752

(2) 配布・提出期間

平成30年11月12日(月)から平成30年11月21日(水)までとします(土曜日、日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成30年11月27日(火)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から

午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)と同じ

(3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成30年11月12日(月)から平成30年11月21日(水)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 3(1)に同じ

(2) 質問受付期間は、平成30年11月27日(火)から平成30年11月30日(金)までとします(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。質問については、入札説明書に添付の「質問書」にてお願いします。(FAX又は持参にてお願いします。)また、FAXで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

なお、回答については平成30年12月6日(木)、全社に文書(FAX又は電子メール)にて送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は、総額(税抜き)で行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種工事・設定・代行手続等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年12月12日(水) 午後2時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎 9階 開発室1

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 落札者は契約書2通を作成し、平成30年12月17日(月)正午までに3(1)の場所に持参してください。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口3(1)に同じ

税 公 告

川崎市税公告第218号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月22日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第219号

差押書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第220号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月24日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第221号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月24日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第222号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月24日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第223号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月24日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第224号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

平成30年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第225号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

平成30年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第226号

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号。以下「条例」という。)第10条の2第1項(災害等による期限の延長)の規定に基づく平成30年川崎市税公告第164号において、別途公告することとしている期日(地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。))又は納付若しくは納入(以下「申告等」という。)に関する期限)については、次のとおりとします。

平成30年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

	対象となる申告等の期限	指定する期日
1	平成30年7月5日から平成30年7月31日までの間に到来する固定資産税・都市計画税に係る税額の納付の期限	平成30年11月30日
2	平成30年7月5日から平成30年8月31日までの間に到来する個人の市民税・県民税の普通徴収に係る税額の納付の期限	平成30年11月30日
3	平成30年9月1日から平成30年11月30日までの間に到来する個人の市民税・県民税の普通徴収に係る税額の納付の期限	平成31年1月4日
4	給与所得に係る個人の市民税・県民税の特別徴収税額の納入の期限のうち右に掲げる期日に到来するもの	平成30年7月10日
		平成30年8月10日
		平成30年9月10日
		平成30年10月10日
		平成30年11月12日
5	1の項から4の項までに掲げる期限以外の申告等の期限	平成30年11月30日

川崎市税公告第227号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25

年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

年度	税目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	平成30年11月10日	計2件
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	平成30年11月10日	計14件
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	平成30年11月10日	計91件
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	平成30年11月10日	計4件
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	平成30年11月10日	計319件
平成30年度	軽自動車税	7月随時分	平成30年11月10日	計1件
平成30年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	平成30年11月10日	計1件
平成30年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	平成30年11月10日	計1件

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第53号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成30年10月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

平成30年11月1日から
平成35年10月31日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 911
商号又は名称 長瀬管工事有限公司
営業所所在地 横浜市泉区中田西4丁目21番7号
代表者氏名 長瀬 優二

指 定 番 号 912
商号又は名称 丸山設備
営業所所在地 相模原市中央区上矢部1-14-8
レオパレス グランシャリオII 104
代表者氏名 丸山 明孝

指 定 番 号 914
商号又は名称 ライズ
営業所所在地 横浜市神奈川区菅田町183番地2
竹井テラスハウス
代表者氏名 橋本 哲也

指 定 番 号 915
商号又は名称 株式会社森住興業
営業所所在地 相模原市緑区川尻4149番地4
代表者氏名 森住 大輔

指 定 番 号 917
商号又は名称 伊佐設備工業株式会社
営業所所在地 相模原市中央区田名5941番地1
代表者氏名 金井 光夫

川崎市上下水道局告示第54号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成30年10月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

平成30年11月1日から
平成35年10月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1069
商号又は名称 株式会社平野水道
営業所所在地 神奈川県横須賀市吉井4丁目6番10号
代表者氏名 平野 浩一

指定番号 1070

商号又は名称 宮本管機株式会社
営業所所在地 横浜市都筑区南山田2丁目36番16号
代表者氏名 宮本 誠一

川崎市上下水道局告示第55号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成30年10月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 番 号 第1631号

氏名又は名称 岩川設備
住 所 相模原市中央区中央1丁目11番13号
代表者氏名 岩川 真之介
指 定 年 月 日 平成30年10月29日

2 指 定 番 号 第1632号

氏名又は名称 株式会社三協
住 所 横浜市西区平沼2丁目7番23号
代表者氏名 石井 康雄
指 定 年 月 日 平成30年10月29日

3 指 定 番 号 第1633号

氏名又は名称 岩崎設備
住 所 横浜市磯子区森5丁目23番40号
岩崎荘202号
代表者氏名 岩崎 伸幸
指 定 年 月 日 平成30年10月29日

4 指 定 番 号 第1634号

氏名又は名称 槻館設備
住 所 相模原市南区相武台1丁目12番9号
代表者氏名 槻館 雄太

- 指定年月日 平成30年10月29日
- 5 指 定 番 号 第1635号
氏名又は名称 さくま住設工業
住 所 横浜市都筑区早渕1丁目11番28号
代表者氏名 佐久間 優行
指定年月日 平成30年10月29日
- 6 指 定 番 号 第1636号
氏名又は名称 株式会社小野塚設備
住 所 川崎市宮前区馬絹5丁目1番24号
代表者氏名 小野塚 諭
指定年月日 平成30年10月29日
- 7 指 定 番 号 第1637号
氏名又は名称 株式会社上栄工業
住 所 東京都大田区矢口2丁目23番15号
代表者氏名 上村 栄生
指定年月日 平成30年10月29日
- 8 指 定 番 号 第1638号
氏名又は名称 有限会社広川工業 宮城支店
住 所 仙台市太白区袋原3丁目7番75号
代表者氏名 廣川 八潮
指定年月日 平成30年10月29日
- 9 指 定 番 号 第1639号
氏名又は名称 株式会社クリスト
住 所 横浜市緑区白山1丁目3番1-805号
代表者氏名 小柳 吉弘
指定年月日 平成30年10月29日
- 10 指 定 番 号 第1640号
氏名又は名称 栄和設備
住 所 横浜市鶴見区鶴見中央4丁目31番2-403号
代表者氏名 石川 栄二
指定年月日 平成30年10月29日

川崎市上下水道局告示第56号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成30年10月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定番号 第383号
氏名又は名称 大成興業株式会社
住 所 横浜市金沢区福浦1丁目14番10

- 代表者氏名 (新)長岡 幸宜
(旧)渡辺 正道
変更年月日 平成30年6月11日
- 2 指 定 番 号 第475号
氏名又は名称 日本プラミング株式会社
住 所 (新)相模原市緑区谷ヶ原2丁目10番4号
(旧)相模原市緑区久保沢3丁目2番7号
代表者氏名 杉寄 文俊
変更年月日 平成30年9月1日
- 3 指 定 番 号 第886号
氏名又は名称 株式会社ジョブリアース
住 所 (新)相模原市緑区長竹2659番地1
(旧)相模原市中央区上溝3丁目6番35号
代表者氏名 八木 伸生
変更年月日 平成30年9月25日
- 4 指 定 番 号 第1410号
氏名又は名称 新生設計
住 所 (新)横浜市瀬谷区宮沢2丁目29番地6
(旧)横浜市瀬谷区二ツ橋町210番地1米山ビル201
代表者氏名 岡戸 京子
変更年月日 平成30年9月1日
- 5 指 定 番 号 第1450号
氏名又は名称 S T L 森山建設株式会社
住 所 (新)横浜市保土ヶ谷区天王町1丁目6番地の4ナカムラビル4階
(旧)横浜市神奈川区神大寺1丁目16番9号
代表者氏名 森山 政明
変更年月日 平成30年8月2日

川崎市上下水道局告示第57号

公共下水道の供用開始及び下水道の処理の開始について

公共下水道の供用及び下水の処理の開始について、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

平成30年10月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成30年10月31日

- 2 終末処理場の位置及び名称
- (1) 川崎区塩浜3丁目17番1号 入江崎水処理センター
 - (2) 幸区南加瀬4丁目40番22号 加瀬水処理センター
 - (3) 中原区宮内3丁目22番1号 等々力水処理センター
 - (4) 麻生区上麻生6丁目15番1号麻生水処理センター
- 3 排除施設の方法
- (1) 合流式
 - (2) 分流式
- 4 下水を排除及び処理する区域
- (1) 合流式(入江崎水処理センター)
 - 川崎区殿町3丁目の一部
 - 幸区幸町3丁目の一部
 - 幸区戸手4丁目の一部
 - (2) 分流式(加瀬水処理センター)
 - 高津区蟹ヶ谷の一部
 - (3) 分流式(等々力水処理センター)
 - 宮前区鷺沼4丁目の一部
 - 宮前区東有馬1丁目の一部
 - 宮前区東有馬2丁目の一部
 - 宮前区野川の一部
 - 宮前区犬蔵2丁目の一部
 - 宮前区水沢2丁目の一部
 - 多摩区菅1丁目の一部
 - 多摩区菅馬場4丁目の一部
 - 多摩区中野島1丁目の一部
 - 多摩区登戸の一部
 - 多摩区長沢1丁目の一部

- 多摩区枅形6丁目の一部
 - 麻生区高石5丁目の一部
 - (4) 分流式(麻生水処理センター)
 - 麻生区古沢の一部
 - 麻生区片平の一部
 - 麻生区片平2丁目の一部
 - 麻生区片平3丁目の一部
 - 麻生区上麻生5丁目の一部
 - 麻生区上麻生6丁目の一部
 - 麻生区王禅寺西3丁目の一部
- 5 縦覧
- (1) 開始日時
 - 平成30年10月31日
 - (2) 場所
 - 川崎市上下水道局南部下水道事務所
 - 川崎市上下水道局中部下水道事務所
 - 川崎市上下水道局下水道部西部下水道管理事務所
 - 川崎市上下水道局下水道部北部下水道管理事務所

上 下 水 道 局 広 告

川崎市上下水道局公告第82号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

競争入札に付する事項	件 名	ガスクロマトグラフトリプル四重極型質量分析装置一式
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 水道水質課
	履 行 期 限	平成31年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「計測機器・光理化学機器」、種目「分析機器」に登載されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091	
入札日時等	平成30年11月20日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第83号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	平成30年度入江崎総合スラッジセンター脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期限	契約の日から平成31年3月8日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登載されている者。</p> <p>(4) 平成15年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務(脱臭剤交換業務を含む)又は脱臭設備製作・据付業務(脱臭剤納入を含む)の元請履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年11月6日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。</p>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	平成30年度等々力水処理センター脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履行期限	契約の日から平成31年3月8日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登載されている者。</p> <p>(4) 平成15年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務(脱臭剤交換業務を含む)又は脱臭設備製作・据付業務(脱臭剤納入を含む)の元請履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年11月6日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。
-------	---

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度 鷺沼配水所ほか18箇所 流量計計測設備保守点検委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋3-1-1（鷺沼配水所内）ほか18箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月22日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登載されている者。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年11月6日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度 既設汚泥圧送管内面調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内 ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」に登載されている者。 (4) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年11月6日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第84号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	蟹ヶ谷仮排水所No.1ポンプ取替その他工事
	履行場所	川崎市高津区蟹ヶ谷339地先ほか
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月7日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	平成30年度 生田浄水場 工水送水ポンプ修理工事
	履行場所	川崎市多摩区生田1-1-1(生田浄水場内)
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月7日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	麻生水処理センター場内整備その4工事
	履行場所	川崎市麻生区上麻生6-15-1
	履行期限	契約の日から平成31年2月1日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のとび」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月7日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	下作延4丁目300mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：高津区下作延7-2-5 先 至：高津区下作延4-7-1 先 ほか4件
	履行期限	契約の日から265日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p>	

参 加 資 格	<p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	平成30年11月12日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第85号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度加瀬水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか
	履行期限	契約の日から平成31年3月8日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成15年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務（脱臭剤交換業務を含む）又は脱臭設備製作・据付業務（脱臭剤納入を含む）の元請履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	平成30年11月13日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度 多摩区下水枝線実施設計委託第10号
	履 行 場 所	川崎市多摩区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年5月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 平成25年4月1日以降に契約した、下水道管きよの実施設計(耐震設計レベル1を含む)委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年11月13日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第86号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎水処理センター改築電気その11工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	

入札日時等	平成30年11月14日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎余熱利用プール昇降機設備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p> <p>(8) 川崎市発注の昇降機設備の製作及び据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。)</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月14日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第87号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度 長沢浄水場 非常用自家発電設備保守点検委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に記載されている者。</p> <p>(4) 平成15年4月1日以降に、水道施設又は工業用水道施設における発電容量200kVA以上の非常用自家発電設備の点検業務委託の履行完了実績を有すること。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成30年11月20日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度 川崎区下水幹線実施設計委託第11号
	履行場所	川崎市川崎区地内
	履行期限	契約の日から平成31年11月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 平成20年4月1日以降に契約した、下水道管きょのシールド工法に係る実施設計（耐震実施設計レベル1・2を含む）委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記オ及びカは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士（上下水道-下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 建設部門技術士（鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者</p> <p>ウ 建設部門技術士（トンネル）又はRCCM（トンネル）の資格を有する者</p> <p>エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p> <p>オ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道-下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>カ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道-下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年11月20日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度 登戸1号・4号雨水幹線改良実施設計委託第9号
	履行場所	川崎市多摩区地内ほか
	履行期限	契約の日から平成31年7月31日まで

参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成25年4月1日以降に契約した、次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 下水道管さよの開削工法(内径1200mm未満)に係る詳細設計(耐震実施設計レベル1を含む)</p> <p>イ 下水道管路施設の特殊マンホール(小規模又は大規模)に係る詳細設計(耐震実施設計レベル1・2を含む)</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ウ及びエは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 建設部門技術士(鋼構造及びコンクリート)又はRCCM(鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有する者</p> <p>ウ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>エ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	平成30年11月20日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	平成30年度 私道共同排水設備調査委託
	履行場所	川崎市全区
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「測量」、種目「航空測量」及び「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成25年度以降に下水道台帳及び指定道路図に関する業務の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、ア及びイの兼務はできません。</p> <p>ア 業務責任者は、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)又は上下水道部門技術士(下水道)の資格を有する者とし、かつ空間情報総括監理技術者の資格を有する者</p> <p>イ 照査技術者は、空間情報総括監理技術者の資格を有する者</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	平成30年11月20日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

川崎市上下水道局公告第88号

平成30年10月30日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎余熱利用プール便所改良ほか工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜 3-24-12
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月21日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	観音川ポンプ場建設機械その15工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜 2-24-9
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。	

参 加 資 格	また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。 (8) 計画汚水量0.4m ³ /秒以上の下水道施設における、沈砂池設備の製作及び据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。) ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成30年11月28日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	千年地区下水枝線第6号工事
	履 行 場 所	川崎市高津区千年地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年11月21日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度汚泥圧送管空気弁等取替工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区、川崎区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。	

参加資格	<p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p> <p>(10) 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注した工事で、平成15年4月1日以降に、水道施設における配水管布設替工事の元請としての完工実績を有すること。なお、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	平成30年11月21日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	渋川雨水貯留管蓄電池取替その他工事
	履行場所	川崎市幸区矢上4-1ほか
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100
入札日時等	平成30年11月21日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	加瀬水処理センターNo.2 発電機用エンジン整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 上下水道施設において、ポンプ設備に係るエンジンの分解整備工事又は自家発電設備に係るエンジンの分解整備工事の完工実績（元請に限る。）を平成15年4月1日以降に有すること（修理及び整備工事は除く。）。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年11月21日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第10号

川崎市貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年10月31日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市貸切自動車条例施行規程（平成17年交通局規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

担 任	係 長	課 長	運行管理	副所長	所 長

(貸切バス)運送申込書/運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

申込者			氏名・名称 (担当者名) 印		申込日: 年 月 日
住所					電話: - -
					FAX: - -
					E-mail:
					緊急連絡先: - -
契約責任者			氏名・名称 (担当者名) 印		電話: - -
住所			旅客の団体の名称:		FAX: - -
					E-mail:
					緊急連絡先: - -
運送を引受ける者			氏名・名称 (担当者名)		電話: - -
			住所		FAX: - -
					E-mail:
					緊急連絡先: - -
事業許可			平成17年1月20日 関自旅一第1287号 営業区域: 神奈川県		任意保険・共済
申込乗車人員		人	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車 両	中型車 両
配車日時		月 日 ()	配車場所	地図: 有・無	

旅行の日程

	月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩		備考
									地点	時間	
①	/		:		:			:		:	
②	/		:		:			:		:	
③	/		:		:			:		:	

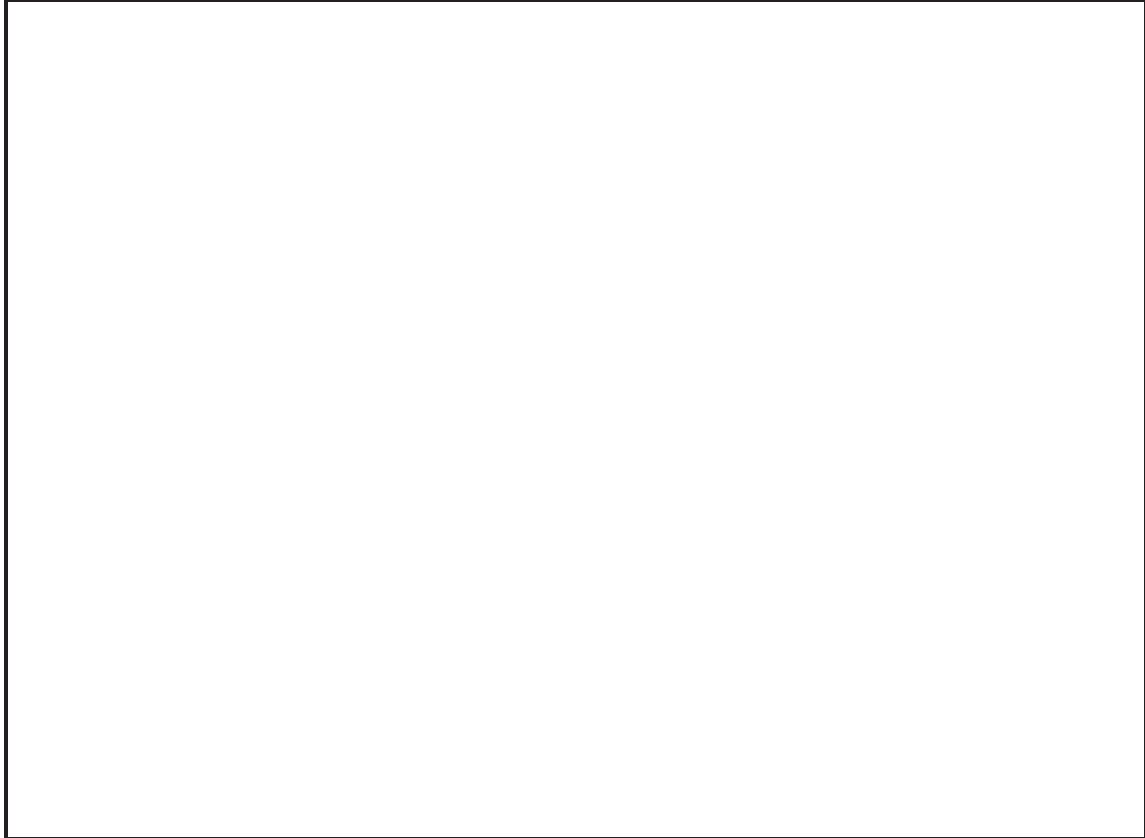
うち、旅客が乗車しない区間:			() 営業所車庫		
交替運転者	有 無	交替の地点 ()	【運行開始日時】	【運行終了日時】	
車掌(ガイド)	有 無	交替の地点 ()	月 日 ()	月 日 ()	
運賃及び料金の支払方法	銀行振込 支払期日: 年 月 日		【走行距離】	【走行時間】	
適用を受けようとする割引	<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他 () 割引 <small>※一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款5条2項に規定する所定の証明書を添付</small>		総 km	総 時間 分	
特約事項			実車 km	実車 時間 分	
備考	フロント表示名 ()		運賃	円	
	請求書あて名 ()		(上限額: 円、下限額: 円)		
			料金	円	
			(上限額: 円、下限額: 円)		
			(料金の種類:)		
			消費税	円	
			実費(税込)	円	
			(実費の詳細:)		
			合計請求金額	円	

※運賃・料金は、需要の季節変動に応じて、上限額・下限額の幅の中で決定されるものです。このうち、下限額は運送に必要な費用から求められる基準額から10% (本来賄われるべき一般管理費と営業外費用相当) を割引いた額であり、年間を通じて適用されるべきものではありません。

上記のとおり運送を引受けます。

年 月 日

配車場所の地図



備考欄(※記入スペースが必要な場合に使用)

A large empty rectangular box with a black border, intended for a note or remarks section. The box is currently blank.

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する運送申込書について適用し、施行日前に提出する運送申込書については、なお従前の例による。

交 通 局 広 告

川崎市交通局公告第61号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月25日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市交通局ベンチ設置

(2) 履行場所

交通局指定場所

(3) 履行期限

平成31年3月1日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「家具・装飾」のランク「A」又は「B」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成30年10月25日から平成30年11月1日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年11月8日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 石渡
電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年11月15日 午前10時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第62号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

二面式バス停留所標識設置

(2) 履行場所

交通局指定場所

(3) 履行期限

平成31年3月1日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「看板・標識」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バ

スホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成30年10月25日から平成30年11月1日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年11月8日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 石渡

電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年11月15日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつ

て有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

病 院 局 広 告

川崎市病院局公告第43号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年10月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/>

[contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html))

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口にて回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契

約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会

わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する輸液ポンプの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年10月25日から平成30年11月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年11月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する人工呼吸器 (MEセンター) の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年10月25日から平成30年11月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年11月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する人工呼吸器(集中治療部)の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1(川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年10月25日から平成30年11月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年11月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する多用途血液浄化装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1(川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年10月25日から平成30年11月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年11月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用する多用途透析用監視装置の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年10月25日から平成30年11月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年11月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する整形外科パワーツールの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年10月25日から平成30年11月1日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年11月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告44号

公募型プロポーザル実施の公告

川崎市立川崎病院駐車場借受者の選定に関する公募型プロポーザル実施について次のとおり公告します。

平成30年10月30日

川崎市病院事業管理者 増田 純 一

1 名称

川崎市立川崎病院駐車場借受者の選定に関する公募型プロポーザル

2 概要

川崎市立川崎病院駐車場借受者の公募型プロポーザルによる選定を実施します。

(1) 貸付物件

- ア 名称 川崎市立川崎病院駐車場
イ 所在地 川崎市川崎区新川通12番1号
ウ 区分 土地
エ 貸付場所 川崎市立川崎病院駐車場借受者公募要項の別紙(1)図面①の部分参照

(2) 貸付期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(3) 特記事項

最優秀提案者と契約を締結します。

3 プロポーザル参加の資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
(2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 国税又は市税の未納がないこと。

(5) 借受者自らが貸付物件を自動車の時間貸駐車場施設として、貸付期間中継続して営業・運営する事業(以下「駐車場事業」という。)を行う資力、能力等を有する法人であること。

(6) 病院における駐車場管理運営実績を有し、かつ現在も継続していること。

(7) 24時間365日駐車場で発生するトラブル等に対応できる体制(コールセンター等)を確保していること。

(8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配人等又は同条第7号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している者でないこと。

(10) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結していないこと。

4 担当部課

川崎市立川崎病院事務局庶務課

5 プロポーザル参加意向申出書の提出期限、提出先及び提出方法

- (1) 提出期間：平成30年10月30日(火)から11月9日(金)15時まで
(日曜日及び土曜日を除く。)
(受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00)
(2) 提出場所：川崎市立川崎病院事務局庶務課

- (3) 提出方法：持参
- (4) その他：プロポーザル参加意向申出書の提出時点において、川崎市業務委託有資格名簿の業種「警備（駐車場管理）」「施設

維持管理（その他の施設維持管理）」
「その他業務（その他）」のいずれか
について登録がない者は、別表1の書
類を提出してください。

【別表1 未登録者の提出書類一覧】

書類の区分	必 要 書 類	部 数
1 表紙（鑑）	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル参加意向申出書（様式(1)） ※ 応募申込書に押印する印影について 応募申込みは、法人の資格で行っていただきます。したがって、印影も法務局にて発行される法人の印鑑証明書（3②）と同一であることが必要です。たとえ法人の代表者であっても、個人の印影（居住地の市区町村役場発行の「印鑑登録証明書」の印影）は無効となりますので御注意ください。 ※ 証明書等の書類について 下記により提出いただく「商業登記簿」、「印鑑証明書」、「納税証明書」は、<u>いずれも発行後3か月以内の原本を1部と写しを指定部数提出していただきます。</u> 	原本1部、 写し11部
2 川崎市暴力団排除 条例に関する書類	川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（様式(3)）	原本1部、 写し11部
3 事業者の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ① 商業登記簿（履歴事項全部証明書） ② 印鑑証明書 ③ 事業者の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・企業理念（経営方針） ・CSRへの取り組み ・事業経歴 ・創立（創業）年月日 ・資本金（出資総額） ・事業内容（事業種目、取扱品目・サービス及び年間取扱高、事業所、所在地及び従業員数、主な取引先、時間貸駐車場の管理運営箇所数等） 	原本1部、 写し11部
4 財務諸表 （有価証券報告書又は決算書）	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表（写し・直前決算3年間分） 損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書（利益処分計算書）について法人名を明記して提出 	12部
5 納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ① 国税の納税証明書 （その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」の未納税額のない証明用） ② 市税の納税証明書（川崎市内に本社又は事業所がある場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> ア 法人市民税 申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書（未納がないこと。）。 イ 固定資産税・都市計画税（償却資産を含む。） 平成28年度及び平成29年度の納税証明書（未納がないこと。）。 	原本1部、 写し11部

- 6 プロポーザル関係書類提出要請書の交付時期、場所及び方法

プロポーザル参加意向申出書を提出した者のうち、前述「3 プロポーザル参加の資格」に適合した者に、プロポーザル関係書類提出要請書を交付します。

- (1) 交付時期：平成30年11月19日（月）頃
- (2) 交付方法：電子メールにより送付します。

- 7 提案書の提出期限、場所及び方法

プロポーザル関係書類提出要請書の交付を受けた者は、次のとおり提案書等を提出してください。

- (1) 提出期限：平成30年11月28日（水）まで
（受付時間 8：30～12：00、13：00～17：00）
- (2) 提出場所：川崎市立川崎病院事務局庶務課
- (3) 提出方法：持参
- (4) 提出書類と部数

ア 表紙 原本1部、写し11部

イ 事業計画書 12部

ウ レイアウト図 12部

8 手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語：業務に必要な場合を除き、日本語を使用します。

(2) 通貨：業務に必要な場合を除き、円を使用します。

9 質問について

質問がある場合は、質問書を提出することができます。また、質問書を提出できる者はプロポーザル参加意向申出書提出者に限るものとします。

(1) 提出期間 平成30年10月30日(火)から11月9日(金)15時まで

(2) 提出先 川崎市立川崎病院事務局庶務課

(3) 提出方法 電子メール(宛先電子メールアドレス 83kawsyo@city.kawasaki.jp)

(4) 質問への回答

平成30年11月16日(金)17時までに、提出された質問内容と回答をまとめた回答書を、辞退者を除くプロポーザル関係書類提出要請書の交付をした者全員にメールで送付します。

10 提案会について

提出された提案書の内容に基づく提案会を次のとおり実施します。

(1) 開催日時

平成30年12月10日(月)から12日(水)のうち当院が指定する時間

※ 各参加者の時間割りにについては、参加者が確定した後、速やかに通知します。

(2) 開催場所 川崎市立川崎病院会議室(川崎市川崎区新川通12番1号)

(3) 持ち時間

質疑応答を含めて1社35分程度とします。企画提案資料の説明を20分で行ってください。説明後、15分程度質疑応答を行います。

なお、プロジェクター等機材の使用はできませんが、記載内容の全部又は一部を拡大したパネルやボードを使用することは可能です。

(4) 出席者 各社4名以内

11 選定結果について

選定後、1週間以内に、選定結果を応募者全員に文書で通知します。なお、審査の経緯等に関する問合せには応じられません。

12 契約書作成の要否

選定された最優秀提案者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該貸付に係る随意契約を締結し契約書を作成します。

13 その他

(1) 提案を辞退される場合について

諸般の事情により企画提案を辞退される場合は、辞退届け(様式自由)を提出願います。

(2) 提案に関する費用

提案者の負担とします。

(3) 問い合わせ、各書類提出先

〒210-0013

川崎市川崎区新川通12番1号

川崎市立川崎病院事務局庶務課

電 話 044-233-5521

F A X 044-245-9600

電子メールアドレス 83kawsyo@city.kawasaki.jp

(4) 公募に関する詳細情報掲載URL

(川崎市病院局ホームページ 入札情報)

<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

川崎市病院局公告第45号

川崎市立川崎病院における院内売店、レストラン及び職員食堂等の運営事業者の公募について次のとおり公告します。

平成30年10月31日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 公募する事項

選定に付す一時貸付物件は、次のとおりです。

(1) 件 名 川崎市立川崎病院院内売店、レストラン及び職員食堂等の運営事業者の選定

(2) 履行場所 川崎市川崎区新川通12-1
川崎市立川崎病院

(3) 履行方法 行政財産使用許可
(地方自治法第238条の4第7項、川崎市病院局会計規程第91条)

(4) 履行期間

ア 院内売店

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

イ レストラン及び職員食堂

平成31年5月1日から平成32年3月31日までとする。

ウ 共通事項

(ア) 1(4)ア及びイで定める許可期間満了前の審査により特に問題が無く継続的な許可を与えることができると認められるときは、平成34年3月31日までの限度として当該許可を更新できるものとする。

(イ) 川崎病院は平成34年4月に新棟増築の竣工を予定しているが、竣工時期が変更となる場合に限り、竣工までの間(最大で平成36年3

月31日まで)、協議により許可を更新することができるものとする。

2 公募参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、公募に参加することはできません。

- (1) 許可内容を実行できる資力、信用、能力等を備えていること。
- (2) 直近2年間に、許可病床数が500床以上の病院において24時間営業の売店の運営実績があり、かつ、院内レストランの運営実績を有すること。ただし、設置事業者側の一方的な都合により、履行義務の全部又は一部を果たさなかったことが判明した場合は、参加資格がないものとみなす。
- (3) 不正及び不誠実な行動がないこと。
- (4) 次の欠格要件に該当しないこと
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
 - イ 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号)第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
 - ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
 - エ 国税、地方税の滞納がある者
 - オ 川崎市病院局会計規程第94条の2第2項各号のいずれかに該当する者
 - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
 - キ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定により入札参加の制限を受けている者
 - ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者
 - ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者
 - コ 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配人等又は同条第7号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
 - サ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している者
 - シ 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らな

がら、当該者と契約を締結している者

5 公募参加申込書の受付

この公募に参加を希望するものは、次により公募参加申込書を提出してください。

- (1) 配布場所 川崎市川崎区新川通12-1

川崎市立川崎病院事務局庶務課

電話 044-233-5521(代表)

※ 公募参加申込書等は川崎市立川崎病院ホームページからダウンロードできます。

- (2) 受付期間 平成30年11月12日(月)から平成30年11月19日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)、受付時間は、午前9時00分から正午及び午後0時45分から午後4時までとします。

6 選定参加申込みに必要な書類

選定参加申込みに必要な書類については、「川崎市立川崎病院「院内売店、レストラン及び職員食堂等」運営事業者の公募要項」を参照してください。

※ 「川崎市立川崎病院「院内売店、レストラン及び職員食堂等」運営事業者の公募要項」は川崎市立川崎病院ホームページからダウンロードできます。

7 公募に関する問合せの方法について

公募に関する問合せは、質問書により受け付けます。詳細は、募集要項をご覧ください。

8 提案書の受付

本件公募に係る提案書は次のとおり提出してください。

- (1) 提出場所 上記5(1)に同じ
- (2) 提出期間 平成30年12月12日(水)から平成30年12月14日(金)まで、受付時間は、午前9時00分から正午及び午後0時45分から午後4時までとします。
- (3) 提出方法 持参とします。

9 提案書に係る説明会

提出された提案書に係る説明会を次のとおり実施します。

- (1) 実施日時 平成30年12月18日(火)～20日(木)の間で指定する日時
- (2) 実施場所 川崎病院内

10 運営事業者の決定

提出書類及び提案書説明会での内容を総合的に評価し、運営事業者を1社選定します。

審査結果は平成30年12月28日(金)までに提案者全員に通知文書を発送します。

11 その他

- (1) 事情により予告なく公募内容を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 詳細は募集要項によります。

公募要項(参加申込書、様式類を含む)、仕様書等は川崎市立川崎病院ホームページからダウンロードできます。

- (3) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒210-0013

川崎市川崎区新川通12-1

川崎病院事務局庶務課

電 話 044-233-5521

F A X 044-245-9600

電子メールアドレス 83kawsyo@city.kawasaki.jp

- (4) 公募に関する詳細情報掲載URL

<http://www.city.kawasaki.jp/32/cmsfiles/contents/0000037/37856/kawasaki/index.html>

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第15号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年11月12日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量

川崎市立井田病院で使用する電気の調達

約7,348,600キロワット時

- (2) 納入場所

川崎市立井田病院(川崎市中原区井田2-27-1)

- (3) 履行期間

平成31年2月1日から平成32年1月31日まで

- (4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

- (5) 契約の失効

川崎市議会において、この契約に係る平成31年度予算を定める議決がない場合又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、この契約のうち、平成31年度予算に係る部分については失効します。詳細については入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

- (2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規

程第39号。以下「契約規程」という。)第2条の規定に該当しないこと。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種に記載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年11月26日(月)までに行うこと。

- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を平成30年11月26日(月)までに行ってください。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

病院局経営企画室契約担当(担当:青木)

電話(直通) 044-200-3857

- (2) 配布・提出期間

平成30年11月12日(月)から平成30年11月26日(月)までの下記の時間

午前8時30分から正午までと午後1時から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

- (3) 提出方法

持参

4 仕様等

仕様書は3(1)の場所において、平成30年11月12日(月)から平成30年11月26日(月)まで縦覧に供すると共に病院局入札情報のホームページに掲載します。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、一般競争入札参加確認通知書を交付します。詳細は入札説明書によります。

6 仕様等に関する問い合わせ

仕様等に関する質問は、質問書により受け付けます。詳細は別紙「仕様等に関する問合せの方法について」のとおりです。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

平成30年12月25日（火） 午前10時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 病院局会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成30年12月19日（水）必着

(イ) 入札書の宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市病院局経営企画室経理担当課長

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア（ア）と同じ。

(4) 開札の場所

8(1)ア（イ）と同じ。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市病院局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 契約規程第34条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

契約規程及び川崎市病院局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

11 Summary

(1) Nature and quality of product to be purchased :
Electricity about 7,348,600kWh to use at Ida Municipal Hospital

(2) Time-limit for tender:
10:00 A.M. December, 25, 2018

(3) Time-limit for tender by mail:
December, 19, 2018

(4) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Accounting section, Management Planning Office,
Municipal Hospital Management Bureau
Kawasakimiyuki bldg 7F
1-8-9, Isago, Kawasaki
Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN
Tel 044-200-3857(Direct-in)

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第16号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

平成30年10月22日

川崎市消防長 原 悟 志

指定催しの名称	第41回かわさき市民祭り
開催場所	川崎区富士見公園（川崎市川崎区富士見町1丁目・2丁目他）一帯
開催期間	平成30年11月2日（金） 10時00分から16時30分まで 同月3日（土）10時00分から16時30分まで 同月4日（日）10時00分から16時30分まで

川崎市消防局公告第17号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成30年10月26日

川崎市消防長 原 悟 志

訓練 1	日 時	平成30年11月4日（日） 11時45分～12時00分	
	場 所	多摩区三田3丁目6番4号 川崎市立三田小学校	
	消防隊数	消防隊等2隊	計2隊
訓練 2	日 時	平成30年11月9日（金） 13時00分～15時30分	
	場 所	川崎市川崎区東扇島58-1 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点 東扇島東公園	
	消防隊数	消防隊等 5隊	計5隊
訓練 3	日 時	平成30年11月27日（火） 10時02分～10時50分	
	場 所	中原区等々力1番地1 等々力陸上競技場	
	消防隊数	消防隊 1隊	計1隊

川崎市消防局公告第18号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成30年10月31日

川崎市消防長 原 悟 志

訓練 1	日 時	平成30年11月9日（金） 8時50分～9時40分	
	場 所	川崎区駅前本町26番地2 川崎アゼリア	
	消防隊数	消防隊等2隊	計2隊

教 育 委 員 会 規 則

川崎市教育委員会規則第5号

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月25日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則

川崎市就学奨励規則（平成15年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第49条」を削り、「認められる」の次に「児童生徒等（）」を加え、「の保護者」を「並びに翌学年の初めから市立小学校に就学させるべき者（以下「小学校就学予定者」という。）をいう。以下同じ。）の保護者等」に、「児童生徒の」を「児童生徒等の」に改める。

第2条第2項中「学年」の次に「（小学校就学予定者の保護者に係る支給対象期間にあつては、年度）」を加える。

第3条第1号中「川崎市」を「本市」に改め、「在学する保護者」の次に「（小学校就学予定者の保護者を含む。）」を加える。

第4条第1項中「就学援助費申請書」の次に「（以下「申請書」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、援助費の支給を受けようとする小学校就学予定者の保護者は、申請書を委員会に提出しなければならない。

第5条第1項中「世帯票」を「前条第2項の世帯票」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、小学校就学予定者の保護者から申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容を審査して支給対象者を認定し、その結果について当該保護者に通知しなければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「校長」を「前項の規定による委任を受けた校長」に、「前条により認定された」を「前条第1項の規定による認定を受けた」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

前条第1項の規定による認定を受けた支給対象者は、援助費の請求、受領及び返納を校長に委任するものとする。

第6条に次の1項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、委員会は、前条第3項の規定による認定を受けた支給対象者に援助費を直接支給するものとする。

第7条第1項各号列記以外の部分中「支給対象者」を「第5条第1項の規定による認定を受けた支給対象者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、第5条第3項の規定による認定を受けた支給対象者が第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該支給対象者に対し援助費の支給を停止し、又は返納を請求するものとする。

附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第28号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
平成30年10月16日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年10月23日(火) 14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 議 事
 - 議案第42号 平成31年度川崎市立高等学校入学定員(案)について
 - 議案第43号 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の制定について

- 議案第44号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理予定者の決定について
- 議案第45号 第2期川崎市文化芸術振興計画の改訂について

4 その他報告等

教 育 委 員 会 公 告

川崎市教育委員会公告第4号

平成31年度川崎市立高等学校入学定員を次のとおり制定します。

平成30年10月26日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

平成31年度 川崎市立高等学校入学定員

1 全日制課程

学校名	学科名	入学定員 (人数)	併設型中学校 からの 入学定員	転編入枠 (人数)	募集定員 (人数)	募集 学級数
川 崎	普通科	160	120	2	38	1
	生活科学科	40		1	39	1
	福祉科	40		1	39	1
幸	普通科	80		2	78	2
	ビジネス教養科	160		2	158	4
川崎総合科学	情報工学科	40		1	39	1
	総合電気科	40		1	39	1
	電子機械科	40		1	39	1
	建設工学科	40		1	39	1
	デザイン科	40		1	39	1
	科学科	40		1	39	1
橘	普通科	200		2	198	5
	スポーツ科	40		1	39	1
	国際科	40		1	39	1
高 津	普通科	280		2	278	7
合 計		1,280	120	20	1,140	29

※川崎高等学校普通科においては、併設型中学校からの入学者(120人)に選抜を行わないため、募集定員には含めない。

※転編入枠は、2学級以上の学科(普通科、ビジネス教養科)は1学科につき2人とし、他の学科は1学科につき1人とする。

2 定時制課程

学校名	学科名	入学定員 (人数)	募集定員 (人数)	募集 学級数
川 崎	普通科 昼間部	70	70	2
	普通科 夜間部	70	70	2
川崎総合科学	クリエイト工学科	35	35	1
	商業科	35	35	1
橘	普通科	70	70	2
高 津	普通科	105	105	3
合 計		385	385	11

監 査 公 表

30川監公第9号
平成30年11月12日

定期監査の結果の報告に基づく措置について
(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年3月26日付け30川監公第3号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺岡 章 二
同 植 村 京 子
同 花 輪 孝 一
同 山 田 益 男

30川総行革第465号
平成30年9月28日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
同 植村 京子 様
同 花輪 孝一 様
同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について
(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年3月26日付け30川監報第2号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成29年度定期監査結果に対する措置状況

1 不納欠損処分を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

債権管理についてみたところ、不納欠損処分の手続を行っていなかった事例があった。

不納欠損処分を適正に行われたい。

(1) 生活資金貸付金返還金

[措置内容]

指摘事項については、消滅時効が完成している債権について、不納欠損処分の手続を行いました。

今後は、債権管理の適正化に努めます。

(川崎区役所保健福祉センター保護第1課、大師地区健康福祉ステーション保護課、田島地区健康福祉

ステーション保護課、高津区役所保健福祉センター保護課、多摩区役所保健福祉センター保護第1課)

(2) 高額介護サービス費返還金

[措置内容]

指摘事項については、消滅時効が完成している債権について、不納欠損処分の手続を行いました。

今後は、債権管理の適正化に努めます。

(川崎区役所大師地区健康福祉ステーション)

2 国民健康保険料の減免事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市国民健康保険条例(昭和33年条例第15号)第39条第1項によると、市長は、必要があると認めるときは保険料を減免するとされている。

また、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱によると、所得減少世帯については、減免申請時において把握した収入金額から推計する減免基準所得金額等に応じて保険料を減額することとされている。

所得減少世帯に係る減免についてみたところ、減免基準所得金額の算定に当たり、収入金額の推計の基礎とする月を誤って認定したことにより、減免額を過少に算出している事例があった。

また、国民健康保険料減免事務取扱要領によると、減免基準所得金額の算定に当たり、学生のアルバイト収入については、収入として認定しない範囲が定められているものの、その確認を行っていない事例があった。

国民健康保険料の減免事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、減免基準所得金額を正しく算定し直し、これに基づく減免額を当該世帯主宛てに通知しました。

また、窓口での減免申請受付時において、対象世帯の状況の聞き取りと必要な提出資料の確認を漏れなく確実にを行うよう周知徹底しました。

今後は、国民健康保険料の適正な減免事務に努めます。

(幸区役所区民サービス部保険年金課)

3 徴収すべき金額等に係る意思決定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第154条第1項及び川崎市金銭会計規則第44条によると、歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、納入すべき金額等を誤っていないかどうか、その他法令、条例又は契約に違反する事実がないかどうかを調査し、これをしなければならないとされている。

市が主催する公演の観劇料に係る徴収事務についてみたところ、市の歳入として調定が行われていたものの、金額や徴収方法についての決裁を経っていなかった。

徴収すべき金額等に係る意思決定を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、総務課長より区役所内に文書で通知を行い、また区管理職会議等において注意喚起を行うなど、周知徹底しました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(中原区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

4 滞納債権の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第231条の3第1項によると、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならないとされており、川崎市債権管理規則(平成26年規則第18号)第4条第1項及び川崎市上下水道局債権管理規程(平成26年上下水道局規程第21号)第4条第1項によると、督促は履行期限後20日以内に督促状を債務者に送付することにより行うものとされている。

また、川崎市債権管理規則第3条によると、歳入徴収者は、その所管に属すべき債権が発生し、又は市に帰属したときは、遅滞なく、債務者の住所、氏名又は名称等を台帳に記録しなければならないとされており、また、台帳に記録した債権についてその管理に関する事務の処理上必要な措置をとったとき等は、その都度遅滞なく、これらの内容を台帳に記録しなければならないとされている。

滞納債権の管理についてみたところ、次の事例があったので、管理を適正に行われたい。

(1) 督促状を発していないかった事例

ア 老人保護措置費負担金

[措置内容]

指摘事項については、債務者に説明の上、納付いただきました。

また、再発防止のため、中原区債権対策部会において周知徹底しました。

今後は、適正な滞納債権の管理に努めます。

(中原区役所保健福祉センター高齢・障害課)

イ 排水設備指定工事店の指定の手数料

[措置内容]

指摘事項については、事業者宛てに督促状を送付しました。

また、再発防止のため、所定の期間内に督促状を送付するよう、課内で周知徹底しました。

今後は、適正な滞納債権の管理に努めます。

(上下水道局下水道部下水道管理課)

(2) 折衝経過等を記録していなかった事例

老人保護措置費負担金、高額介護サービス費返還金

[措置内容]

指摘事項については、台帳を作成し、折衝経過等を記録しました。

また、再発防止のため、中原区債権対策部会において周知徹底しました。

今後は、適正な滞納債権の管理に努めます。

(中原区役所保健福祉センター高齢・障害課)

5 延滞金を適正に徴収すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市債権管理条例(平成25年条例第42号)第6条第1項によると、地方自治法第231条の3第1項に規定する使用料等の税外収入金について同項の規定による督促をしたときは延滞金を徴収することとされている。

市民館使用料の徴収事務についてみたところ、延滞金を徴収していない事例があった。

納期限内に納付した者との公平性を確保する観点から、延滞金を適正に徴収されたい。

[措置内容]

指摘事項については、債務者に説明を行った上で、延滞金を納付いただきました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

6 市有財産の貸付に伴う電気料の収入事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

宮前区役所では、広告付き庁舎等案内表示板設置に係る市有財産貸付契約を行っている。市有財産一時貸付契約書第10条によると、案内板に係る電気料は、市が四半期ごとに発行する納入通知書により、指定する日までに納入することとされている。しかしながら、当該契約に係る電気料は、納入通知書が作成されておらず、借受人から納入されていなかった。

市有財産の貸付に伴う電気料の収入事務を適正に行われたい。

なお、本件は平成26年度の定期監査における指摘を受け改善したものが継続されなかった事例であるため、引継ぎを適切に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、借受人宛てに当該電気料に係る納入通知書を送付し、全額の納入を確認しました。

また、課内会議において全職員に周知徹底を行い、引継ぎを徹底することとしました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる周知徹底を図り、適正な収入事務に努めます。

(宮前区役所まちづくり推進部企画課)

7 予算執行何等の手續を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると、支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺等の手続を適正に行われたい。

また、相当長期間（6か月以上）にわたり予算執行伺等を作成していなかった事例については、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項については、該当課内で適正な予算執行伺の作成等について周知徹底しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

（幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、高津区役所まちづくり推進部総務課、道路公園センター管理課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課）

また、相当長期間にわたり予算執行伺等を作成していなかった事例については、該当課内で適正な予算執行伺の作成等について周知徹底し、今後も継続して注意喚起を行っていくこととします。

合わせて、今後同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図ってまいります。

（幸区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所保健福祉センター保護第1課）

8 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第3条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、区管理職会議や課内会議などにおいて、適正な契約手続を行うよう周知徹底しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適切な事務執行に努めます。

（川崎区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、中原区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、宮前区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所保健福祉センター高齢・障害課、麻生区役所保健福祉センター高齢・障害課、同地域みまもり支援センター担当）

9 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり所属を問わず発生している事例、反復して発生している事例等があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

(1) 複写機の利用に係る収納金の払込みを適正に行うべきもの

複写機の利用に係る収納金について、川崎市金銭会計規則等に定められた期間内に払込みが行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、所定の期間内に払込手続を行うよう、課内で周知徹底しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

（幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課）

(2) 広告放映に係る電気料の算定を適正に行うべきもの
事業者負担としている広告放映に係るディスプレイの電気料について、金額の算定における放映時間の取扱いを誤り、過少に算定していた事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な電気料の算定を行い、事業者宛てに不足額の追加請求を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

（幸区役所区民サービス部区民課）

(3) 滞納整理簿を適正に作成すべきもの

老人保護措置費負担金の滞納債権について、滞納整理簿の作成を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、当該滞納債権に係る滞納整理簿の作成を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努

めます。

(高津区役所保健福祉センター高齢・障害課)

(4) 収納事務委託の告示等を行うべきもの

収納事務を私人へ委託したことについて、告示等の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、収納事務委託の告示等を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(上下水道局サービス推進部営業課)

(5) 固定資産の使用料の算定を適正に行うべきもの

1か月の土地の使用料について、月割で算定し消費税等を非課税とすべきところ、日割かつ課税として算定していた事例

[措置内容]

指摘事項については、正しい使用料を算定した上、土地使用者に対し還付手続を行いました。

今後は同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(上下水道局長沢浄水場浄水課)

(6) 日本年金機構への届出を適正に行うべきもの

非常勤嘱託員の算定基礎届において、通勤手当を過大に記載したことにより、本来と異なる標準報酬月額で決定され、日本年金機構に納付する保険料の金額が過大となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、日本年金機構宛て算定基礎届の訂正届を提出しました。

また、今後の提出にあたっては、複数職員での確認などを行うこととしました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(麻生区役所保健福祉センター児童家庭課)

(7) 単価契約に係る契約書等に必要事項を記載すべきもの

一般廃棄物処理業務委託について、支払金額の根拠となる排出量の計算方法を契約書等に記載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、平成30年度の当該業務委託において、契約書等に排出量の計算方法を記載しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努

めます。

(中原区役所まちづくり推進部総務課)

(8) 公園施設設置許可手続を適正に行うべきもの

都市公園内における町内会所有の防災用資器材保管庫に係る公園施設設置許可手続が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該町内会から設置の申請を受け、設置許可手続を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所道路公園センター管理課)

(9) 備品の管理を適正に行うべきもの

ア 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、会計管理者へ重要物品の増減について報告を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(中原区役所道路公園センター管理課、高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

イ 不用の決定又は処分の決定を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、改めて現状を確認の上、不用の決定又は処分の決定を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、大師支所区民センター、田島支所区民センター、幸区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター保護第1課、同地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、中原区役所危機管理担当、まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部区民課、保健福祉センター保護課、道路公園センター管理課、高津区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター保護課、道路公園センター管理課、多摩区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、同生涯学習支援課、区民サービス部区民課、道路公園センター管理課、麻生区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、同生涯学習支援課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、上下水道局総務部管財課、長沢浄水場浄

水課)

ウ 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、備品の所在を確認し、廃棄が確認されたものについては、不用の決定又は処分の決定を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、中原区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、同保険年金課、高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、保健福祉センター児童家庭課、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当)

エ 備品整理簿に登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品を備品整理簿に登載しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(中原区役所危機管理担当、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課)

オ 保管換えの手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品の保管換えを行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(上下水道局サービス推進部南部サービスセンター)

(10) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

印紙、切手その他消耗品について、物品交付請求手続を行っていなかったこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、物品交付請求等を行い、消耗品出納簿と実際の数量が一致することを確認しました。

また、該当課内において、消耗品の管理を適正に

行うよう周知徹底しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、田島地区健康福祉ステーション、幸区役所危機管理担当、まちづくり推進部生涯学習支援課、保健福祉センター児童家庭課、同高齢・障害課、中原区役所保健福祉センター児童家庭課、同高齢・障害課、同地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、高津区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、同生涯学習支援課、保健福祉センター高齢・障害課、同保護課、同地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター保護課、同衛生課、同地域みまもり支援センター担当、多摩区役所危機管理担当、まちづくり推進部地域振興課、保健福祉センター保護第1課、麻生区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、保健福祉センター衛生課、同地域みまもり支援センター担当)

(11) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

ア 用途廃止の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、改めて固定資産の現状を確認の上、用途廃止の手続を行った上で除却しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(上下水道局サービス推進部南部サービスセンター、長沢浄水場浄水課)

イ 固定資産台帳と消耗工具器具及び備品受払簿に重複して登載していた事例

[措置内容]

指摘事項については、消耗工具器具及び備品受払簿を修正しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(上下水道局長沢浄水場浄水課)

(12) 会計職員の任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

ア 区金銭出納員、区金銭取扱員又は区物品取扱員を任命していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、区金銭出納員、区金銭取扱員又は区物品取扱員を任命しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な任命手続に努めます。

(川崎区役所田島地区健康福祉ステーション保護課、幸区役所区民サービス部区民課、保健福祉センター高齢・障害課、道路公園センター管理課、中原区役所まちづくり推進部企画課、区民サービス部区民課、保健福祉センター高齢・障害課、同地域みまもり支援センター担当、高津区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター高齢・障害課、多摩区役所まちづくり推進部企画課、麻生区役所まちづくり推進部企画課、同地域振興課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当)

イ 区金銭出納員又は区金銭取扱員を置くこととされていない箇所での任命していた事例

[措置内容]

指摘事項については、当該区金銭出納員又は区金銭取扱員の解任を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な任命手続に努めます。

(川崎区役所大師地区健康福祉ステーション、田島地区健康福祉ステーション、中原区役所保健福祉センター児童家庭課、多摩区役所保健福祉センター児童家庭課)

ウ 区金銭出納員、区金銭取扱員、区物品出納員、区物品取扱員又は物品受入検査員の任命又は解任の手続が完了していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、未処理となっていた辞令の交付手続等を行い、当該区金銭出納員、区金銭取扱員、区物品出納員、区物品取扱員又は物品受入検査員の任命又は解任の手続を完了させました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な手続に努めます。

(川崎区役所保健福祉センター児童家庭課、中原区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、高津区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、同生涯学習支援課、区民サービス部区民課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所区民サービス部区民課、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部保険年金課、保健福祉センター衛生課)

30川総行革第444号

平成30年9月28日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
同 植村 京子 様
同 花輪 孝一 様
同 山田 益男 様

川崎市長 福 田 紀 彦

監査の結果の報告に基づく措置について
(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年3月26日付け30川監報第2号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成29年度第2回定期(工事)監査の結果
に対する措置状況

1 工事現場の安全に関する指導を適切に行うべきもの
[指摘の要旨]

本工事は、地上4階建て鉄筋コンクリート造の市営末長住宅を解体する工事である。

労働安全衛生規則第518条では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合においては、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは作業床を設けなければならない。また、作業床を設けることが困難なときは安全帯の使用など、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じることとされている。

本工事では作業床を設けていたが、粉じん等の飛散防止のための散水作業については、作業床から散水できない箇所での作業の際に安全帯を使用するなどの墜落防止等の対策を行っておらず、監督員はこのことを把握していなかった。

川崎市請負工事監督規程によれば、監督員は請負者に対し適切な指示が与えられるよう工事現場等の状況を把握しなければならないことから、安全確保に向けた対策が確実に行われるよう請負者に対し適切に指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、高さ2m以上における作業では墜落を防止する措置が講じられているか等の工事現場の状況を把握するよう、平成30年8月6日に文書で関係職員に周知徹底しました。

今後は、工事現場の安全に関する指導を適切に行うよう努めます。

(工事番号4)(まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課)

2 見積り等を用いた積算を適正に行うべきもの
[指摘の要旨]

幸区役所ほか屋外附帯工事の積算において、鉄くず等の有価材処分単価の決定に当たり、鉄くず以外の金属については市で単価等を定めていないことから積算

基準に基づき刊行物を用いて設計価格を定め積算しているが、設計書に入力する際に単位の確認が不十分であったため誤った単価を入力していた。また、当初計画していた地盤改良工事が取り止めとなり関連費用として計上していた試験費についても実施回数に変更となっていたが、試験費の設計変更を行っていなかった。

緊急消防援助隊活動拠点新築工事においては、見積りにより設計価格を決定しているものの一部について、単価を誤って入力するとともに、必要な補正を行っていなかった。

見積り等を用いた積算に当たっては、設計価格の確認及び設計書への入力を適切に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、設計単価の決定や設計変更の場合には、価格や単位、数量の確認や設計書への入力内容との照合を十分に行うよう、平成30年7月10日の所管部内係長級会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、見積り等を用いた積算に当たり、設計価格の確認及び設計書への入力を適切に行うよう努めます。

(工事番号9、13)(まちづくり局施設整備部公共建築担当)

3 その他改善を要するもの

ア 積算基準を正確に把握し設計価格等の確認を十分に行うべきもの

[指摘の要旨]

見積りを用いた設計価格の決定に当たり、積算基準の内容把握が正確でなかったため、見積価格の審査や見積価格に乗ずる査定率の設定の確認が不十分であった事例

[措置内容]

指摘事項については、積算基準を一部改訂するとともに、積算基準の内容を正確に把握し、見積価格の審査や見積価格に乗ずる査定率の設定の確認を行うよう、平成30年7月10日の所管部内係長級会議及び同年7月30日の課内会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、積算基準を正確に把握し設計価格等の確認を十分に行うよう努めます。

(工事番号1、30、31、32)(まちづくり局登戸区画整理事務所、施設整備部長寿命化推進担当)

イ バリアフリー関係基準を十分に確認すべきもの

[指摘の要旨]

既存建築物への通路等の改修工事において、バリアフリー関係基準による階段の踏面の端部(段鼻)と周囲部分との色の明度、色相又は彩度の差の確認が不十分であったため、段が識別しにくくなっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、既存建築物のバリアフリー関係基準の適合状況を十分に確認することや、委託設計の際に留意するよう特記仕様書に記載することを、平成30年7月10日の所管部内係長級会議にて関係職員に周知徹底しました。また、階段の踏面の端部については、段が識別しやすくなるよう平成30年7月に補修を行いました。

今後は、新築だけでなく改修に際してもバリアフリー関係基準を十分に確認し、バリアフリーに配慮した適切な設計、監督に努めます。

(工事番号9)(まちづくり局施設整備部公共建築担当)

30川監公第10号

平成30年11月12日

監査の結果に基づく措置について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年3月26日付け30川監公第4号で公表した行政監査「AED(自動体外式除細動器)の設置及び管理について」の結果に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺岡章二
同 植村京子
同 花輪孝一
同 山田益男

30川総行革第484号

平成30年9月28日

川崎市監査委員 寺岡章二様
同 植村京子様
同 花輪孝一様
同 山田益男様

川崎市長 福田紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年3月26日付け30川監報第3号で報告の提出がありました行政監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成29年度行政監査結果に対する措置状況

1 本市施設における設置について

(1) AED設置に関する本市の基準

〔指摘の要旨〕

現在の本市においては、「AEDの導入に係る検討結果報告書」と国が定めるAEDガイドラインの2つの設置基準があり、市として統一的でない状況にある。

本市施設におけるAEDの設置実態を確認するとともに、AEDガイドラインの趣旨を踏まえ、本市施設におけるAEDの設置基準を改めて整理し、明確にして全庁に周知されたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、全庁に調査を行い、平成30年4月1日現在のAEDの設置実態を確認しました。

また、本市施設におけるAEDの設置基準については、関係課長を構成員とする「自動体外式除細動器(AED)の設置及び管理等に関する検討委員会」を平成30年6月1日付けで設置し、本年度中に本市におけるガイドライン(以下、「本市ガイドライン」といいます。)の策定を行います。

(2) 管理事務所を伴わないグラウンド等のスポーツ施設における設置

〔指摘の要旨〕

管理事務所を伴わないグラウンド等のスポーツ施設については、AEDガイドラインで設置が推奨される施設には該当しないものの、管理事務所を伴うグラウンド等と比べても、心停止発生リスクは同様であると考えられる。AEDの設置については、管理上の課題等もあるものと考え、心停止発生から長くても5分以内にAEDの使用が可能となるような対応について、近隣施設のAEDの使用等幅広く検討されたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、当該施設所管が管理上の課題等も考慮し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの使用が可能となるような対応について検討を行いました。

① 改善した施設：8施設

宮崎第1少年野球場：隣接する宮崎こども文化センターと緊急時に借りられるよう協議し、看板表示を行うことにより、心停止発生から5分以内にAEDの使用が可能となるよう対応しました。

ほか7施設で同様の対応を行いました。

② 対応について、引き続き検討する施設：46施設

多摩川丸子橋硬式野球場：施設の特性上、心停止発生から5分以内にAEDを使用できるようにする措置が可能かどうか等について、本年度中に策定する本市ガイドラインの趣旨や、健康福祉局が行う民間施設への設置勸奨の取組み等も踏まえ、引き続き措置について検討していきます。

ほか45施設で同様となります。

(3) 指定管理仕様書等におけるAEDの設置に関する記載

〔指摘の要旨〕

指定管理者制度を導入する施設のうち、指定管理仕様書等で、AEDの設置に関する事項を規定していない施設については、指定管理者が変更となった場合等にAEDの設置が担保されないこととなるため、市として指定管理者がAEDを設置する必要があるか改めて検討を行い、必要がある場合には、指定管理仕様書等にAEDの設置に関する事項を規定されたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、指定管理者制度を導入する施設において、AEDを設置する必要があるかを施設所管が改めて検討を行い、次期指定管理者の募集時における指定管理仕様書等にAEDの設置に関する事項を規定することとしました。

① 改善済の施設：1施設

多摩川緑地バーベキュー広場：平成30年度から、仕様書に、AED設置に関する記載を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の施設：22施設

青少年の家：次期指定管理者募集時の仕様書に反映します。

ほか21施設で同様の対応を行います。

③ 検討の結果、その他の対応を行った施設：3施設

南平間保育園：平成30年度末で指定管理が終了となる予定です。

ほか2施設についても同様となります。

2 いざという時に速やかに使用できるための対応について

(1) 表示

〔指摘の要旨〕

病院及び消防関連機関を除き、AEDマップに設置場所の情報を公開又は公開を予定している施設について、「設置施設表示」、「案内表示」又は「設置場所表示」がない施設においては、施設の規模や特徴を踏まえ、適切に表示されたい。

また、「設置施設表示」はあるが、「設置施設表示」に合わせて施設内の設置場所を記載していない又は新たに「設置施設表示」を行う場合には、「設置施設表示」に設置場所を記載されたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、当該施設の規模や特徴を踏まえ、施設所管が必要な対応を行いました。

ア 「設置施設表示」

改善済のAED：85施設

男女共同参画センター：センター入口ドア部分に、設置施設表示を行いました。

ほか84施設で同様の対応を行いました。

イ 「案内表示」

① 改善済のAED：306台

川崎市役所第2庁舎：正面玄関以外の入口から正面玄関付近に設置するAEDに至る廊下に案内表示を行いました。

ほか305台で同様の対応を行いました。

② 検討の結果、その他の対応を行ったAED：14台

塩浜営業所：設置施設表示を行っており、かつAED設置場所が入口付近であるため、案内表示は不要と判断しました。

ほか13台で同様の判断としました。

ウ 「設置場所表示」

① 改善済のAED：175台

大師支所区民センター：AED設置場所に表示を行いました。

ほか174台で同様の対応を行いました。

② 検討の結果、その他の対応を行ったAED：14台

小倉西公園児童プール：管理室入口に設置施設表示をしており、施設の規模から設置場所表示は不要と判断しました。

ほか13台で同様の判断としました。

エ 「設置施設表示」への設置場所の記載

① 改善済のAED：307施設

しんゆり市税事務所：設置施設表示への設置場所の記載を行いました。

ほか306施設で同様の対応を行いました。

② 検討の結果、その他の対応を行ったAED：6施設

登戸駅周辺自転車等駐車場第5施設：設置場所が入口付近であり、表示は不要と判断しました。

ほか5施設で同様の判断としました。

(2) AEDにアクセスしやすい設置状況

ア 収納ボックスからの速やかなAEDの取り出し
[指摘の要旨]

現地調査において確認された、収納ボックス内にAEDを設置する施設の中で、収納ボックスの扉にテープが貼られ扉が開きにくくなっていた事例等については、改めて設置場所の状況を確認し、AEDを速やかに手に取ることができる状態に改めるとともに、その状態を維持されたい。

また、本監査で現地調査を行っていない施設においても同様の事例がないか、各施設のAEDを

管理する担当者が設置場所の状況を確認の上、必要に応じて速やかに改善するよう周知徹底されたい。

[措置内容]

指摘を受けた施設については、施設所管が改めて設置場所の状況を確認し、AEDを速やかに手に取ることができる状態に改めました。

改善済の施設：2施設

多摩区役所：AED収納ボックスの扉に貼り付けを行っていたテープを除去しました。

みぞのくち市税事務所：AED設置場所の前に置かれていた傘立てを移動しました。

また、現地調査を行っていない施設における対応については、各施設所管宛てに、AEDに係る設置・管理状況の確認等について周知を図るとともに、年に2回行う本市施設のAED設置情報の調査の際に、収納ボックスからの速やかなAEDの取り出しに関する確認項目を設けることとしました。

イ 大規模集客施設である等々力陸上競技場における設置状況

[指摘の要旨]

広大な競技場においては、1か所の設置では対応することが困難と考えられるため、分散して設置するよう、設置場所について再検討されたい。

設置場所の検討の際には、競技利用者及び観客席（スタンド）利用者それぞれが使用しやすい位置にAEDがあること、客席混雑時の設置場所までの動線なども十分考慮されたい。

なお、多くの観客が見込まれる大会等での使用においては、主催者等に観客席へのAEDの追加配置を求めることも必要である。

[措置内容]

以前より、多くの観客が見込まれる大会等の開催時にはAEDを分散配置しておりましたが、より万全を期すため、通常時についても、既に設置しているメインスタンド入口受付に加え、平成30年4月に、バックスタンドコンコース上（N○10ゲート前）にAEDを分散配置しました。

また、今後も大会等の開催時には、主催者に対して、必要なAEDを追加配置するよう求めていきます。

(3) 機器・消耗品の管理

ア 機器の管理

(ア) 耐用期間の超過

[指摘の要旨]

調査の結果、購入、寄贈により導入した機器で、耐用期間を超過した機器については、正常に機能

しない可能性があるため、速やかに更新されたい。

また、購入、寄贈により機器を導入した施設において、機器の設置日及び更新時期を適切に把握・管理し、更新時期までに機器の更新を行うよう周知徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項については、施設所管が現状を確認し、更新に向けた対応を行います。

① 改善済のAED：1台

岡本太郎美術館：賃貸借契約を締結し、AEDを更新しました。

② 改善中又は今後改善予定のAED：12台

川崎病院：日常点検・保守点検等の管理については引き続き適切に行いながら、可能な限り早期に更新することとします。

ほか11台で同様の対応を行います。

また、各施設所管宛てに、AEDの設置日及び更新時期の把握・管理等を適切に行うよう周知を図りました。なお、年に2回行う本市施設のAED設置情報の調査の際に、AEDの設置日及び更新時期等の確認項目を設けております。

イ 消耗品の管理

(ア) バッテリー、電極パッドの使用期限

a 使用期限切れ

[指摘の要旨]

現地調査等の結果、電極パッドやバッテリーの使用期限が切れていたAEDが確認された。これらは、いずれも監査結果決定までに新しいものに交換されているが、今後同様な事例が生じることがないよう、各施設のAEDを管理する担当者が使用期限までに消耗品の交換を行うよう周知徹底されたい。

[措置結果]

各施設所管宛てに、消耗品の把握・管理等を適切に行うよう周知を図りました。

なお、年に2回行う本市施設のAED設置情報の調査の際に、消耗品使用期限等の確認項目を設けております。

b AED機器の導入方法を踏まえた消耗品の適切な交換

[指摘の要旨]

購入、寄贈または消耗品の定期交換が契約に含まれない賃貸借によりAEDを導入した場合は、各施設で消耗品を購入し、交換する必要があることについて、各施設のAEDを管理する担当者が十分認識するよう周知徹底されたい。

消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約の場合、購入し忘れを防ぐことができるため、A

EDを新たに導入する際並びに購入、寄贈、及び消耗品の定期交換が契約に含まれない賃貸借により導入したAEDの更新を行う際は、消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約への変更を検討されたい。

なお、消耗品の定期交換が含まれる賃貸借契約により導入している施設でも、新しい交換用電極パッドが送られてきているにもかかわらず、AEDを管理する担当者の認識不足により適切な交換が行われず、機器に装着されている電極パッドの使用期限が切れていた事例が現地調査で確認された。

現地調査を行っていない施設においても、同様の事例がないか各施設のAEDを管理する担当者が早急に消耗品の状況を確認の上、必要に応じて速やかに交換するよう周知徹底されたい。

[措置内容]

各施設所管宛てに、消耗品の把握・管理等を適切に行うよう周知を図りました。

なお、年に2回行う本市施設のAED設置情報の調査の際に、消耗品使用期限等の確認項目を設けております。

購入、寄贈または消耗品の定期交換が契約に含まれない賃貸借によりAEDを導入した施設については、施設所管が、消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約への変更を検討しました。

① 改善済のAED：4台

健康福祉局保健医療政策室：消耗品の定期交換が規定された賃貸借契約へ変更しました。

ほか3台で同様の対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定のAED：39台

中原区役所：次のAED更新時に、消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約への変更を検討することとしました。

ほか38台で同様の対応を行います。

③ 検討の結果、その他の対応を行ったAED：22台

川崎病院：病院として、臨床工学技士が消耗品の把握及び管理を適切に行う体制が整っていることから、消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約への変更は不要と判断しました。

ほか21台で同様の判断としました。

c 使用期限の正しい認識とタグ・ラベル等での正確な記録

[指摘の要旨]

各施設のAEDを管理する担当者が使用期限を正しく認識するとともに、タグ・ラベル等に正確な使用期限を記入し、適切に記録・管理するよう

周知徹底されたい。

[措置内容]

各施設所管宛てに、消耗品の把握・管理等を適切に行うよう周知を図りました。

なお、年に2回行う本市施設のAED設置情報の調査の際に、消耗品使用期限の確認項目を設けております。

(イ)仕様書におけるAED使用後の消耗品の交換等の記載

[指摘の要旨]

AED使用後の電極パッド等の交換が仕様書に含まれない場合、AED使用後に新たなパッドを購入、装着するまで、AEDを使用できない期間が生じる恐れがあることから、賃貸借契約の仕様書にAED使用後の交換についても記載されていることが望ましい。

[措置結果]

改善中又は今後改善予定のAED：6台

宮前市民館：AEDの次回更新時に、AED使用後の交換が契約に含まれる賃貸借契約へ変更することとしました。

ほか5台で同様の対応を行います。

(4) 日常点検

ア 日常点検の実施

[指摘の要旨]

消防関連機関のものを除き、AEDの点検担当者を配置し、日常点検を行っていなかったAED設置者は、点検等を実施されたい。

[措置結果]

指摘事項については、AEDの点検担当者を配置し、日常点検を適切に実施することとしました。

改善済のAED：345台

みぞのくち市税事務所：施設職員をAEDの点検担当者とし、日常点検を開始しました。

ほか344台で同様の対応を行いました。

イ 日常点検の記録

[指摘の要旨]

点検担当者は、日常点検の結果を適切に記録するとともに、報告・決裁を行うなど組織内で情報共有されたい。

[措置内容]

指摘事項については、日常点検の結果を適切に記録し、併せて組織内で点検結果を共有することとしました。

改善済のAED：364台

みぞのくち市税事務所：点検表を定め、点検結果を適切に記録するとともに、施設所管の課長が、毎月点検記録を確認していくこととしました。

ほか363台で同様の対応を行いました。

(5) AED設置施設における職員がAEDを使用できる体制

ア 救命講習の受講

[指摘の要旨]

調査において、庁舎等、消防及び病院を除く本市のAED設置施設のうち救命講習を過去1度も受講した職員がいない施設については、早急に体制を整備されたい。また、過去3年以内に受講した職員がいない施設についても、応急手当が行えるよう対応されたい。

[措置内容]

① 改善済の施設：8施設

福祉パルみやまえ：3年以内に救命講習未受講の職員が、平成30年7月に、実技も含めた救命処置の講習を受講しました。

ほか7施設で同様の対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の施設：27施設

福祉パルなかはら：3年以内に救命講習未受講の職員が、平成30年10月に、実技も含めた救命処置の講習を受講する予定です。

ほか26施設で同様の対応を行います。

イ 市職員の応急手当の講習

[指摘の要旨]

市職員の応急手当の講習について、職員階層別研修における受講状況の実態を確認の上、「eラーニング」の実施方法を含め、市職員の応急手当の講習のあり方について再検討されたい。

[措置内容]

平成29年度にeラーニング研修を実施している階層別研修は4研修でしたが、平成30年度から9研修で実施することとしました。さらに、習熟度の向上のため、確認テストにおいて満点を取得しないとeラーニング研修の受講が完了しないように対応しました。

なお、新規採用職員においては、新規採用職員フォロー研修にて、救命講習を引き続き実施していきます。

ウ 本市施設における具体事例及びAED設置の効果の全庁周知

[指摘の要旨]

本市施設における心停止傷病者の発生事例について、発生状況、施設職員の心肺蘇生法の実施及びAEDの使用の有無、心停止傷病者のその後の生存又は社会復帰の状況等を、年2回行っているAED設置情報調査の機会などに情報集約を行うとともに、消防局で収集したデータと連携を図りながら、本市施設における具体事例及びAED設

置の効果について全庁に周知されたい。

[措置内容]

平成30年4月に、所管局である健康福祉局が、本市施設における心停止傷病者についての事例の報告を求め集約を行うとともに、消防局と連携して、奏功事例等の確認をしました。

本報告は、職員の情報端末で閲覧できるようにするとともに、引き続き各施設からの報告と消防局の協力を得ながら情報を更新し、今後も年に2回行うAED設置状況の調査の機会等を捉えて、周知に努めていきます。

(7) AEDに関するマニュアル等の作成及び周知

[指摘の要旨]

AEDを管理する担当者となった職員が、AEDの設置・表示などの基本事項、管理方法や賃貸借契約における仕様書の記載等について、正確に理解し対応できるよう、本市施設におけるAEDに関する事項をまとめたマニュアル等を作成し、年2回行っているAED設置台帳の調査の機会を活用し、定期的に周知されたい。

[措置内容]

関係課長を委員とする「自動体外式除細動器(AED)の設置及び管理等に関する検討委員会」を平成30年6月1日付で設置し、今年度中のAEDの設置及び管理に関するガイドラインの策定を行います。

策定後のガイドラインは、職員の情報端末で閲覧できる環境にするとともに、年に2回行うAED設置状況調査等の機会を捉えて、周知に努めていきます。

(8) 指定管理仕様書等におけるAEDの管理等に関する記載

[指摘の要旨]

AEDを設置している指定管理施設の指定管理仕様書等に、AEDの表示、管理(機器や消耗品の交換)、職員の救命講習の受講等について規定されたい。

[措置内容]

① 改善済の施設：10施設

かわさき新産業創造センター：平成30年度からの指定管理期間の仕様書に、AEDの設置、適切な保守管理、救命講習の受講等について規定をしました。

ほか9施設で同様の対応を行いました。

② 改善中又は今後改善予定の施設：174施設

大師公園：次期指定管理者選定時の仕様書にAEDの表示、管理(機器や消耗品の交換)、施設職員の救命講習の受講等について規定することと

しました。

ほか173施設で同様の対応を行います。

- ③ 検討の結果、その他の対応を行った事務：3施設
南平間保育園：平成30年度末で指定管理が終了となる予定です。

ほか2施設についても同様となります。

3 経済的・効率的なAEDの導入について
賃貸借契約の契約単位

[指摘の要旨]

更新年度・同種施設等の単位などで、集約し一括してAEDを調達するなど、より経済的、効率的に契約する方法を検討されたい。

[措置内容]

指摘事項については、関係課長を委員とする「自動体外式除細動器(AED)の設置及び管理等に関する検討委員会」を平成30年6月1日付で設置し、検討を行うこととしました。

検討委員会での議論を踏まえながら、全庁のAEDについて、平成31年度以降の契約の順次集約化に向けて対応を進めています。

4 その他

(1) AED台帳

[指摘の要旨]

本市では、年2回、本市施設のAED設置情報の調査を行い、AED台帳を作成しているが、当該台帳に登録されていないAEDや、機器を更新しているが、機種や設置日の情報が更新されておらず、AED台帳に古い情報が登録されたままの事例があった。

上記AED設置情報調査の結果に基づき、市が作成している市AEDマップ及び救急医療財団が開設する全国AEDマップの登録情報が更新されており、その情報は市ホームページ等において広く公開されていることから、上記調査は重要なものである。調査時点のAEDの情報を正確に把握されたい。

また、当該調査は年2回行っていることから、AED設置に関する最新の情報集約が可能で、かつ庁内全体への情報提供を行う機会ともなり得る。AEDマップの更新等にとどまらず、AEDの管理等に広く活用されたい。そのためにAEDの管理上必要となる情報を把握できるよう、台帳の対象や項目を見直されたい。

[措置内容]

指摘事項については、平成30年4月に庁内調査を行う際に、AEDの意義を説明し、正確な情報を報告するよう促しました。

また、AEDの管理上必要となる情報を的確に把握するため、AED台帳について、本市施設に設置

されるAED機器ごとに情報登録することとし、加えて全国AEDマップの登録で必要な情報やAEDの管理上必要な情報を追加するなど台帳の記載内容の見直しを行いました。

(2) 全国AEDマップの登録情報

[指摘の要旨]

全国AEDマップにおける登録情報を確認したところ、登録位置が実際の位置とずれているもの等があった。

本市施設のAEDの設置状況について、市民に正確な情報を提供するために、正しい設置場所等の情報を登録するとともに、適宜情報を更新し、その情報が信頼性の高いものとなるよう努められたい。

[措置内容]

指摘事項については、平成30年4月に、所管局である健康福祉局が庁内調査を行う際に、全国AEDマップの登録で必要となる点検担当者やAEDの使用可能時間の項目を設けて確認を行いました。

今後、平成30年10月までに登録情報の更新を行う予定です。

30川教庶第675号

平成30年9月27日

川崎市監査委員	寺岡章二様
同	植村京子様
同	花輪孝一様
同	山田益男様

川崎市教育委員会
教育長 渡邊直美

監査の結果の報告に基づく措置について

(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年3月26日付け30川監報第3号で報告がありました行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成29年度行政監査(AED(自動体外式除細動器)の設置及び管理について)の結果に対する措置状況

1 本市施設の設置について

(1) 指定管理仕様書等におけるAEDの設置に関する記載

[指摘の要旨]

指定管理者制度を導入する施設のうち、指定管理仕様書等で、AEDの設置に関する事項を規定していない施設については、指定管理者が変更となった場合等にAEDの設置が担保されないこととなるた

め、市として指定管理者がAEDを設置する必要があるか改めて検討を行い、必要がある場合には、指定管理仕様書等にAEDの設置に関する事項を規定されたい。

[措置内容]

指摘のあった日本民家園において、平成30年度からの指定管理仕様書等にAEDの設置に関する記載を行いました。

2 いざという時に速やかに使用できるための対応について

(1) 表示

[指摘の要旨]

病院及び消防関連機関を除き、AEDマップに設置場所の情報を公開又は公開を予定している施設について、「設置施設表示」、「案内表示」又は「設置場所表示」がない施設においては、施設の規模や特徴を踏まえ、適切に表示されたい。

また、「設置施設表示」はあるが、「設置施設表示」に合わせて施設内の設置場所を記載していない又は新たに「設置施設表示」を行う場合には、「設置施設表示」に設置場所を記載されたい。

[措置内容]

指摘のあった施設の大半において、いざという時にAEDにたどり着けるよう適切に表示を行いました。

(2) AEDにアクセスしやすい設置状況

[指摘の要旨]

現地調査において、収納ボックス内にAEDを設置する施設の中で、盗難やいたずら防止等の理由から収納ボックスを施錠していた事例や設置場所周辺に物が置かれアクセスしにくくなっていた事例が確認された。

AEDについては、盗難・いたずら防止対策よりも、いざという時に速やかに使用できることが優先されるべきである。改めて設置場所の状況を確認し、AEDを速やかに手に取ることができる状態に改めるとともに、その状態を維持されたい。また、現地調査を行っていない施設においても同様の事例がないか、各施設のAEDを管理する担当者が設置場所の状況を確認の上、必要に応じて速やかに改善するよう周知徹底されたい。

[措置内容]

指摘のあった学校については、平成30年4月に事務局職員が、設置場所の状況などを確認し、鍵をかけずにいつでも使用可能な管理体制に見直しを行いました。

また、校長会において、AEDの収納ボックスには鍵をかけないよう周知しました。

なお、図書館などでは、事務室やカウンター後方の書庫などにAEDが設置されていましたが、事務室入室の際に目に付き易い棚の上や利用者側からも手の届くカウンター上に設置するなど、施設の状態などを考慮し設置場所の変更を行いました。

(3) 機器・消耗品の管理について

ア 機器の管理

[指摘の要旨]

調査の結果、購入、寄贈により導入した機器で、耐用期間を超過したものがあつた。耐用期間を超過した機器については、正常に機能しない可能性があるため、速やかに更新されたい。

また、購入、寄贈により機器を導入した施設において、機器の設置日及び更新時期を適切に把握・管理し、更新時期までに機器の更新を行うよう周知徹底されたい。

[措置内容]

指摘のあつた学校については、機器の更新に向けて対応を検討します。

イ 消耗品の管理

[指摘の要旨]

AEDのバッテリー、電極パッド等の消耗品には使用期限があり、使用期限を超過すると機器が作動しない恐れや、十分な効果が得られない恐れがあり、一度も使用していない場合であっても使用期限までに新しいものに交換する必要があることから、電極パッドやバッテリーの使用期限が切れることがないよう、各施設のAEDを管理する担当者が使用期限までに消耗品の交換を行うよう周知徹底されたい。

また、購入、寄贈または消耗品の定期交換が契約に含まれない賃貸借によりAEDを導入した場合は、各施設で消耗品を購入し、交換する必要があることについて、各施設のAEDを管理する担当者が十分認識するよう周知徹底されたい。

一方、消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約の場合、購入し忘れを防ぐことができる。こうした点も踏まえAEDを新たに導入する際並びに購入、寄贈、及び消耗品の定期交換が契約に含まれない賃貸借により導入したAEDの更新を行う際は、消耗品の定期交換が契約に含まれる賃貸借契約への変更を検討されたい。

[措置内容]

青少年科学館では、平成30年度からの第2期指定管理制度の導入に合わせ、これまでの市備品から指定管理者によるリース品に変更を行いました。

また、消耗品の適切な交換については、消耗品の状況を施設や各学校とともに把握・確認を行い

ながら、必要に応じて適切に交換が行われるよう周知徹底いたしました。

(4) 日常点検

[指摘の要旨]

消防関連機関のものを除き、AEDの点検担当者を配置し、日常点検を行っていないAED設置者は、点検等を実施されたい。

また、点検担当者は、日常点検の結果を適切に記録するとともに、報告・決裁を行うなど組織内で情報共有されたい。

[措置内容]

指摘のあつた全施設において、AEDの点検担当者を配置し、日常点検を適切に実施し、点検結果を記録することとしました。

(5) AED設置施設における職員がAEDを使用できる体制

[指摘の要旨]

調査において、庁舎等、消防及び病院を除く本市のAED設置施設のうち救命講習を過去1度も受講した職員がいない施設については、早急に体制を整備されたい。また、過去3年以内に受講した職員がいない施設についても、応急手当が行えるよう対応されたい。

[措置内容]

指摘のあつた学校のうち、有馬小学校については平成30年5月に職員に救命講習を受講させ、高津中学校については平成30年6月に職員に救命講習を受講させました。

(6) 学校における夜間、休日のAEDの使用について

[指摘の要旨]

本市の様々な施設の中でも、学校は、施設開放により、教職員が不在の夜間や休日においても、地域の市民が利用する施設であるため、学校は市民に身近な公共施設であり、指定避難所になっているなど、市民の安全・安心に寄与していくべき施設であることから、教職員不在時の夜間や休日にAEDが使用できることは、地域住民にとって意義があるものとする。

学校のAEDについては、施設開放時等においても市民が使用できることが望ましいことから、設置場所における温度や風雨などの環境を十分考慮の上、屋外への設置に向けて、早急に検討されたい。

[措置内容]

学校のAEDは、学校教育活動中における児童生徒の安全確保を図ることを目的に設置しており、学校教育活動における使用を最優先とした上で、学校施設開放の利用者等にも緊急時に使用できるよう、各学校の実情に応じた管理を行っていますが、今後

の取り組みとして、全庁的なAED検討委員会において検討される本市施設のAEDの設置基準や管理方法等を踏まえ、他都市の事例も参考としながら、学校における設置や管理のあり方について関係局と協議し、施設開放時等において学校を利用している市民も容易に使用できるよう、AEDの設置場所や表示方法などの検討を行っていきます。

職 員 共 済 組 合 公 告

川崎市共済公告第11号

川崎市職員共済組合組合会議員選挙を次のとおり行う。
平成30年10月19日

川崎市職員共済組合
理事長 伊 藤 弘

- 1 選挙の日時 平成30年11月21日(水)
午後4時00分から午後4時30分まで
- 2 選挙会の日時 平成30年11月21日(水)
午後4時30分
- 3 選挙及び選挙会の場所、選挙すべき議員の数並びに選挙長の氏名

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙及び選挙会の場所	選挙長の氏名
第1区	6人	第4庁舎4階 第1・2会議室	森 賢一
第2区	3人	交通局 会議室	亀山 健二
第3区	1人	消防局 会議室	秋葉 達也

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第97号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第4期	平成30年10月30日(第4期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第5期	平成30年10月30日(第5期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第6期	平成30年10月30日(第6期分)	計29件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第98号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第3期	平成30年10月30日(第3期分)	計5件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第99号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年10月30日 (第1期)	計8件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年10月30日 (第2期)	計10件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年10月30日 (第3期)	計20件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成30年10月30日 (第4期)	計22件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第100号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市川崎区長 水谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年10月30日 (第2期)	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年10月30日 (第3期分)	計8件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成30年10月30日 (第4期分)	計70件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第101号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市川崎区長 水谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年10月30日	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年10月30日	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年10月30日	計15件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成30年10月30日	計81件
平成 30年度	国民健康 保険料	過随 8月	平成30年10月30日	計1件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第40号

次の国民健康保険料に係る過誤納金還付（充当）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月17日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第3期		計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第6期 以降		計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第10期		計1件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第41号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第 1 期	平成30年10月30日 (第 1 期分)	計 2 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 2 期	平成30年10月30日 (第 2 期分)	計 8 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 3 期	平成30年10月30日 (第 3 期分)	計13件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 4 期	平成30年10月30日 (第 4 期分)	計19件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第56号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第 1 期	平成30年10月30日	計 1 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 2 期	平成30年10月30日	計 4 件
平成 30年度	国民健康 保険料	第 3 期	平成30年10月30日	計85件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第57号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第 5 期	平成30年10月30日	計 1 件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第58号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第 2 期	平成30年10月30日	計 3 件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第59号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年10月23日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市中原区公告第60号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、

印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年10月23日

川崎市中原区長 向坂光浩

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第62号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第6期分	平成30年10月30日（第6期分）	計11件

（別紙省略）

川崎市高津区公告第63号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	過随4月分	平成30年10月30日（過随4月分）	計1件
平成30年度	国民健康保険料	過随7月分	平成30年10月30日（過随7月分）	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第1期分	平成30年10月30日（第1期分）	計17件
平成30年度	国民健康保険料	第2期分	平成30年10月30日（第2期分）	計18件
平成30年度	国民健康保険料	第3期分	平成30年10月30日（第3期分）	計17件
平成30年度	国民健康保険料	第4期分	平成30年10月30日（第4期分）	計70件

（別紙省略）

川崎市高津区公告第64号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年10月22日

川崎市高津区長 高梨憲爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市高津区公告第65号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年10月22日

川崎市高津区長 高梨憲爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第60号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第5期	平成30年10月30日	計8件
平成30年度	介護保険料	第6期	平成30年10月30日	計8件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第61号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第1期	平成30年10月30日(第1期分)	計2件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第2期	平成30年10月30日(第2期分)	計2件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第3期	平成30年10月30日(第3期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第62号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成30年10月30日	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第2期	平成30年10月30日	計8件
平成30年度	国民健康保険料	第3期	平成30年10月30日	計8件
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成30年10月30日	計23件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第63号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年10月19日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第76号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所

が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年10月30日 (第1期分)	計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年10月30日 (第2期分)	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年10月30日 (第3期分)	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成30年10月30日 (第4期分)	計84件
平成 30年度	国民健康 保険料	過年 8月	平成30年10月30日 (過随8月)	計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第77号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成30年10月23日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第78号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年10月23日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第60号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年10月30日 (第1期分)	計23件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成30年10月30日 (第2期分)	計20件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成30年10月30日 (第3期分)	計23件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成30年10月30日 (第4期分)	計65件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第61号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第62号

次の差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第63号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年10月19日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第2期	平成30年10月30日(第3期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第3期	平成30年10月30日(第4期分)	計2件
平成30年度	介護保険料	第4期	平成30年10月30日(第5期分)	計4件
平成30年度	介護保険料	第5期	平成30年10月30日(第5期分)	計8件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第64号

次の介護保険料に係る配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成30年10月19日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

(別紙省略)

川 崎 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第6号

平成30年12月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

平成30年10月19日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 鈴 木 安 房

登録を行う日 平成30年12月3日

幸 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市幸区選挙管理委員会告示第4号

川崎市幸区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者の異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

平成30年10月1日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 佐 藤 康 夫

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	佐 藤 康 夫	川崎市幸区塚越3丁目135番地
委員長職務代理者	佐 脇 久	川崎市幸区鹿島田2丁目1番28-902号 セントラルマンション

川崎市幸区選挙管理委員会告示第5号

平成30年12月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

平成30年10月21日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 佐 藤 康 夫

登録を行う日 平成30年12月3日

多摩区選挙管理委員会告示

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第5号

平成30年12月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

平成30年10月18日

川崎市多摩区選挙管理委員会

委員長 本 間 悦 雄

登録を行う日 平成30年12月3日

